

令和3年度第1回
愛媛地方最低賃金審議会
資料

令和3年6月29日
愛媛労働局労働基準部賃金室

令和3年度第1回愛媛地方最低賃金審議会

資料目次

令和3年6月29日

1 愛媛地方最低賃金審議会委員名簿（第54期）	1
2 愛媛地方最低賃金審議会各規程	
(1) 愛媛地方最低賃金審議会運営規程	3
(2) 愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程	5
(3) 愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領	7
3 令和3年度愛媛地方最低賃金審議会運営申合せ事項	
(1) 専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について（案）	9
(2) 実地視察及びヒアリングについて（案）	11
4 愛媛地方最低賃金審議会オブザーバー推薦書及び同意書（様式）	13
5 中央最低賃金審議会への諮問文（写し）	19
6 経済財政運営と改革の基本方針2021（関係部分抜粋）	21
7 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（関係部分抜粋）	27
9 愛媛地方最低賃金審議会開催スケジュール表（案）	37
10 令和3年度愛媛地方最低賃金審議会・会議予定表（案）	39
11 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	43
12 最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請 （2021年5月17日 全労連四国地区協議会）	47
13 JAL解雇撤回と全国一律最賃1500円実現」に関する申し入れ （2021年6月3日 JAL解雇撤回・最賃全国キャラバン四国実行委員会）	51
14 愛媛県最低賃金の改正に関する資料	
(1) 愛媛県最低賃金	55
(2) 愛媛県最低賃金年次別推移	57
(3) 愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率の推移に関する2軸グラフ	59
(4) 全国の地域別最低賃金時間額グラフ（令和2年審議後）	61
15 令和2年度地域別最低賃金改定状況	63
16 働き方改革支援ハンドブック	65
17 令和3年度「業務改善助成金」のご案内愛媛県版	77

(別冊資料)

- 愛媛県内経済情勢報告（令和3年4月 松山財務事務所）
- 第188回全国企業短期経済観測調査（愛媛県分）
(2021年4月1日 日本銀行松山支店)
- 法人企業景気予測調査結果 愛媛県の概要
(令和3年4～6月期調査 松山財務事務所)
- 愛媛県金融経済概況（2021年6月14日 日本銀行松山支店）
- 管内の雇用失業情勢（令和3年5月分）について
(2021年6月29日 愛媛労働局)

愛媛地方最低賃金審議会委員名簿（第54期）

(任命年月日 令和3年4月1日)

区分	氏 名	現 職	備 考
公益代表	いの うえ ゆう き 井 上 雄 基	弁護士	
	その だ まさ え 園 田 雅 江	国立大学法人愛媛大学准教授	
	たけ い な お こ 武 井 奈 保 子	弁護士	
	みや たに しのぶ 宮 谷 しのぶ	特定社会保険労務士	
	もり もと あき ひろ 森 本 明 宏	弁護士	
労働者代表	きく がわ やすし 菊 川 泰	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	
	じょう こう あけ し 上 甲 章 史	電機連合西四国地方協議会事務局長	
	じん の ゆう いち 神 野 祐 一	日本基幹産業労働組合連合会愛媛県本部委員長	
	すが まさ ゆき 菅 勝 幸	UAゼンセン愛媛県支部支部長	
	の むら ま り こ 野 村 真 理 子	エヌ・ティ・ティ労働組合四国総支部執行委員	
使用者代表	お の ゆう じ 小 野 雄 史	新居浜機械産業協同組合理事長	
	かん み こ 菅 由 美 子	三浦工業株式会社人事部部次長	
	こ いけ ひさ し 小 池 久 志	浅川造船株式会社総務部長	
	ど い かず おき 土 井 一 成	伊予商工会議所専務理事	
	やつ づか ひろし 八 塚 洋	愛媛県経営者協会専務理事	※

(敬称略 掲載順は 50音順)

※ 任命年月日 令和3年6月7日

愛媛地方最低賃金審議会運営規程

昭和34年7月10日

改正 平成17年3月 8日

(規程の目的)

第1条 愛媛地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係労働者及び関係使用者の参会)

第6条 審議会は、会長が必要と認めるときは、関係労働者及び関係使用者（以下「オブザーバー」という。）の参会を求め、その者を会議に参加させ、審議会

の求めに応じて意見を述べさせることができる。

- 2 オブザーバーは、労使委員から推薦された者の中から、審議会の合議のうえ愛媛労働局長が指名するものとし、労使各2名以下とする。
- 3 オブザーバーの参会の態様は、審議会の同意を得て、会長が決定する。
- 4 オブザーバーは、審議会の議決に加わることはできない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、会長が必要と認めるときは、前条の規定によるほか、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることはできる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第9条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(答申書等の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度愛媛労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成17年3月8日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程

昭和34年7月10日

改正 平成17年3月 8日

(規程の目的)

第1条 愛媛地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

(意見の聴取)

第5条 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中

立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛媛地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。

(議事及び運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成17年3月8日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領

平成13年5月8日
改正 平成18年3月8日

(要領の目的)

第1条 この要領は、愛媛地方最低賃金審議会等（以下「審議会等」という。）の会議の公開に関する基準及び手続きを定め、審議会等の活動を広く一般に説明することができるようになるとともに、審議会等の円滑な運営に資することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第2条 この要領の対象とする審議会等は、次の会議とする。

- 一 愛媛地方最低賃金審議会
- 二 愛媛地方最低賃金審議会専門部会
- 三 愛媛地方最低賃金審議会小委員会

(審議会等の会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、次の場合を除き公開するものとする。

- 一 公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- 二 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- 三 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第2条各号の会議の公開基準に基づき、原則として、当該審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。

(公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴にかかる遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議の開催日の7日前

までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続きその他必要な事項を記載した開催通知を、愛媛労働局掲示板に掲示するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年3月8日から施行する。

令和3年6月29日

専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について

令和3年度における専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性についての審議については下記のとおり合意する。

記

1 専門部会について

(1) 専門部会の審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

一つの専門部会の審議回数は、概ね3回（実地視察及びヒアリングを除く。）を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

(2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用の仕方について

専門部会で全会一致の結論が得られた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

2 愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性についての審議について

(1) 審議は、愛媛地方最低賃金審議会（本審）で行う。

(2) 審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

審議回数は、概ね3回を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

(案)

令和3年6月29日

実地視察及びヒアリングについて

令和3年度における実地視察及びヒアリングについては、下記のとおり合意する。

記

1 実地視察及びヒアリングについて

実地視察及びヒアリングは、その実施について本審議会の委員から申出があった場合に行う。

愛媛地方最低賃金審議会
オブザバー推薦書

令和 年 月 日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 殿

推薦者（愛媛地方最低賃金審議会 労働者代表委員）

住 所
氏 名

愛媛地方最低賃金審議会オブザバーとして下記の者を同意書を添付のうえ
推薦します。

氏名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること）	略歴

愛媛地方最低賃金審議会

オブザバー推薦書

令和 年 月 日

愛媛地方最低賃金審議会

会長 殿

推薦者（愛媛地方最低賃金審議会 使用者代表委員）

住 所
氏 名

愛媛地方最低賃金審議会オブザバーとして下記の者を同意書を添付のうえ
推薦します。

氏名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること）	略歴

同 意 書

愛媛地方最低賃金審議会
会長 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、愛媛地方最低賃金審議会オブザーバーに指名されることに同意いたします。

(写)

厚生労働省発基 0622 第1号
令和3年6月22日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 田村 憲久

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

経済財政運営と改革の基本方針 2021

(令和3年6月18日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

1. 経済の現状と課題

(当面の経済運営の課題)

今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。雇用を確保しつつ成長分野への円滑な労働移動を促進するとともに、賃上げモメンタムを維持・拡大し、成長と雇用・所得拡大の好循環を目指したマクロ政策運営を行っていく。

同時に、感染症により厳しい影響を受けた女性や非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にある方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないよう、目配りの効いた政策運営を行っていく。

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

(1) 感染症に対し強靭で安心できる経済社会の構築

(略)

ワクチンについて、感染症の発症を予防し、死者・重症者の発生をできる限り減らすため、医療従事者等への接種を進め、大規模接種も活用して、希望する高齢者への接種を本年7月末を念頭に完了させる。また、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す。引き続き、効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進めるとともに、新たな感染症に備え、国内のワクチン開発・生産体制の強化のため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を着実に推進する。そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

(略)

(2) 経済好循環の加速・拡大

日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事

業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す。世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。また、ワクチンの接種証明について、不当な差別につながらないこと等に留意しつつ、速やかに検討を進め、成案を得る。

事業者への支援については、感染拡大防止の局面では、引き続き、営業時間短縮要請等に応じる事業者に対する規模に応じた協力金のできる限り迅速な支給や当面本年末まで継続する政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等により事業継続を支える。また、特に深刻な影響を受けている事業者に対し、資本性資金を通じた財務基盤の強化を着実に実行する。同時に、感染防止対策やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルへの転換を図る投資等の取組を重点的に支援するとともに、ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強力に後押しする。感染状況が落ち着いている地域では、感染防止対策を徹底した上で、まずは県内観光の割引事業等の支援により、感染症により甚大な影響を受けた需要の回復を図る。

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等によるグリーン・デジタル、介護・障害福祉等の成長分野や人手不足分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受け、生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期すとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。女性を中心とする自殺者の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援のほか、望まない孤独・孤立を抱える方々に対する民間団体等を通じた寄り添い型の支援を引き続き強力に後押しする。

引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元氣にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元氣にしていく。

(1) 地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

(2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、E C活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額について必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績⁵²を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年4月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

(4) 観光・インバウンドの再生

観光関連産業は約900万人が従事し、地方を支えている。我が国の自然、気候、文化、食といった魅力は失われておらず、観光立国実現に官民一丸で取り組む。

G o T o ト ラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて取扱いを判断することとし、宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。ワーケーションや休暇取得促進等により旅行需要平準化を図り、混雑を低減させる。

観光客が戻るまでの時間を活用し、観光業や観光地の再生のため、宿泊施設や飲食、土産物店等の施設改修や廃屋撤去、経営力底上げやDX推進等による収益性・生産性向上、金融機関等と連携した宿泊施設再生、地方自治体等の観光施設への民間活力導入等に取り組む。

地域内の縦割りを超えた観光業と異業種の連携によるコンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、スノーリゾート整備や国立公園の滞在環境上質化、古民家等の歴史的資源の面的活用、文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

多言語表記やバリアフリー、C I Q等の受入環境整備、観光地への交通の充実、上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。国内外の感染状況等を見極めながら、小規模分散型パッケージツアーの試行等により、安心・安全な旅行環境整備を目指す。

I R整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。

⁵² 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）において「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す」と記載。それ以後、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%と引き上げられている。なお、2020年は、0.1%の引上げとなった。

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

(基本的考え方)

「経済あっての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。それに向か、ワイズスペンディングの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP/PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。

第4章 当面の経済財政運営と令和4年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す。

当面は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜く。さらに、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を強力に進めることにより、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげる。このため、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

2. 令和4年度予算編成に向けた考え方

- ① 前述のように、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る。
- ② 団塊の世代の75歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、第3章で定める目安に沿った予算編成を行う。
- ③ グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う。
- ④ 歳出全般について、徹底したワイススペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく。

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ (令和3年6月18日閣議決定)

<関係部分抜粋>

成長戦略実行計画

第10章 足腰の強い中小企業の構築

1. 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

今後もコロナ禍の影響を受ける中小企業の事業継続の支援に万全を期すとともに、積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断の見直しを図る。

2. 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やすため、民間支援機関との連携により海外展開するまでの伴走支援を強化する。

中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、中小企業がM&Aの支援を適切に活用できる環境を整備する。具体的には、①事業承継・引継ぎ支援センターの強化や、②簡易な企業価値評価ツールの整備、③M&A支援機関に係る登録制度や自主規制団体の設立など支援機関の適切な取組を促す仕組みの構築を図る。

ドイツのフランホーファー研究機構による強い中小企業群創出のモデルを参考に、既存の研究開発機関の機能強化の検討等を含め、意欲ある中小企業の支援態勢を検討する。

3. 大企業と中小企業との取引の適正化

(1) 下請取引の適正化

下請業者への取引価格のしわ寄せを防ぐため、監督体制を強化する。また、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、業界だけでなく、個別企業による取組強化についても、コーポレートガバナンスの改善の一環として促進する。

(2) 大企業と中小企業の連携促進

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、本年度中に2,000社の宣言を目指すとともに、宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく。

(3) 約束手形の利用の廃止

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めてることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

(4) 系列を超えた取引拡大

電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す。

4. 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、人口が特に減少している地域社会において地域を支える重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく。

5. 官民連携による経営支援の高度化

コロナ禍から立ち上がりようとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る。その一環として、身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める。

成長戦略フォローアップ

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

4. 「人」への投資の強化

(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

(略)

③賃金

- 民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績³を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

(略)

(6) 労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

- 雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主

³ 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）において「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%と引上げられている。なお、2020年は、0.1%の引上げとなった。

が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。

- ・労働力の産業間・企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
- ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
- ・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
- ・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
- ・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

9. 足腰の強い中小企業の構築

(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

- ・事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継・引継ぎのワンストップ支援が2021年4月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者との連携強化を行うとともに、2021年度及び2022年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。
- ・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&Aを含む事業承継について集中的な広報を実施する。
- ・2021年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。
- ・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要となる費用の支援に加え、M&Aを追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企

業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長1年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスクケジュール支援）を行う。

- ・中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を2021年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。
- ・経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

ii) 事業再構築への支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率3.0%増、IT導入補助金においては、労働生産性年率3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める。
- ・日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
- ・地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本性劣後ローンの積極的な活用を含め資本性資金の供給を推進する。
- ・引き続き、DBJの特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへのLP出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
- ・株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進める。
- ・地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を2021年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中小企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM（Regional Banking Summit）」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制を強化する。
- ・買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを

持続的に提供するため、2021年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに10程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。

- ・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁においてAIやICTを活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
- ・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 中堅・中小企業の海外展開支援

(販路開拓支援・人材・金融面の支援)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
- ・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良やECサイト上のPR手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外ECサイトに設置する「ジャパンモール」への出展やEC事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じてECやオンライン商談などを活用する支援を強化する。
- ・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPANブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
- ・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境EC事業やSDGs分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

(海外進出支援)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されていることから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先國の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。
- ・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が2021年1月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
- ・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について2021年度中に結論を出すとともに、最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上

- ・連携の在り方の見直しも含め、M&A 支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
- ・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
- ・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
- ・M&A を経営戦略の一部として捉え、M&A 後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A 後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を 2021 年度中に策定する。
- ・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。
- ・中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。
- ・2021 年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020 年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等への IoT 活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

（3）大企業と中小企業との取引の適正化

i) 下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022 年度における下請検査官や下請取引 G メンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
- ・改正下請振興法に基づく下請 G メンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行のは正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。

- ・改正下請振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

ii) 大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iii) 約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iv) 系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・GoTo商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
- ・地域の持続的発展を促進するため、2021年度に地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業により、中小商業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

(5) 官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022年度以降、全国へ展開する。

(6) デジタル化を通じた生産性向上

- ・2021年度中にAIの実装スキルを持つ人材600人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AIの実装スキルを持つ人材を介した企業の生産性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
- ・「AI導入ガイドブック」(外観検査・需要予測版)の普及を図るとともに、2021年度中に「AI導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進

するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。

- ・地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。
- ・中小企業庁の全ての行政手続を 2023 年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。
- ・国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを 2022 年度までに構築する。

愛媛地方最低賃金審議会開催スケジュール表(案)

	令和2年度開催実績			令和3年度開催計画(案)		
	日付	地 賃 等	特定	日付	地 賃 等	特定
4月						
5月						
6月	6.30	第1回本審 (運営申合せ、地賃改正諮問)	第1回本審 (オブ参会の意向)	6.29	第1回本審 (会長等選出、運営申合せ、地賃改正諮問)	第1回本審 (オブ参会の意向)
7月	7.10		特定最賃申出書提出期限	7.2		特定最賃申出書提出期限
	7.16		第2回本審 (特定最賃必要性諮問、オブ指名)	7月中旬		第2回本審 (特定最賃必要性諮問、オブ参会の同意・決定、必要性審議(第1回))
	7.28	第1回公益委員会 第3回本審 (目安伝達・意見聴取) 第1回地賃専門部会(部会長等選出、審議の公開について、金額審議)	第3回本審 (特定最賃必要性審議(第1回)、オブ参会)	7月下旬	第1回公益委員会 第3回本審 (目安伝達・意見聴取) 第1回地賃専門部会(部会長等選出、審議の公開について、金額審議)	第3回本審 (特定最賃必要性審議(第2回)、オブ参会)
8月	8.3	第2回地賃専門部会(金額審議)		7月下旬～8月初旬	第2回地賃専門部会(金額審議)	
	8.5	第3回地賃専門部会(金額審議) 第4回本審 (部会報告)		8月初旬(8.5)	第3回地賃専門部会(金額審議) 第4回本審 (部会報告)	
	8.7	第4回地賃専門部会(金額審議、答申) 第5回本審 (部会報告)	第5回本審 (特定最賃必要性審議(第2回)、必要性答申、改正諮問)	8月初旬		第5回本審 (特定最賃必要性審議(第3回)、必要性答申、改正諮問)
	8.25	第6回本審 (地賃異議諮問・審議、答申、地賃部会廃止)		8月下旬	第6回本審 (地賃異議諮問・審議、答申)	
9月				9月中旬		第1回特定最賃合同専門部会(部会長選出)
10月	10.2		第1回特定最賃合同専門部会(部会長選出、日程調整、審議の公開について)	10月上・中旬		
	10.3	(愛媛県最低賃金(1時間793円)発効)				
	10.6		第2回各商専門部会(金額審議)			(金額審議)
	10.7		第2回紙・パ専門部会(金額審議)			第2・第3回紙パ専門部会
	10.12		第2回電機専門部会(金額審議) 第2回船舶専門部会(金額審議)			第2・第3回はん用機械専門部会
	10.15		第2回はん用機械専門部会(金額審議)			第2・第3回電気専門部会
	10.16		第3回各商専門部会(金額審議)			第2・第3回船舶専門部会
	10.19		第3回紙・パ専門部会(金額審議・結審、答申) 第3回はん用機械専門部会(金額審議・結審、答申)			第2・第3回各商専門部会
	10.20		第4回各商専門部会(金額審議・採決)			
	10.21		第3回電気専門部会(金額審議・結審、答申)			
11月	10.22		第3回船舶専門部会(金額審議・結審、答申)			
	10.23		第7回本審 部会報告・採決、各商答申	10月下旬(～10.26)		第7回本審 特定最賃答申
12月	12.14	第2回公益委員会(総括)	第2回公益委員会(総括)	12月上中旬	第2回公益委員会(総括)	第2回公益委員会(総括)
1月						
2月						
3月	3.15		第8回本審 (特賃部会廃止、次年度意向確認)	3月中旬		第9回本審 (次年度意向確認)

令和3年度愛媛地方最低賃金審議会・会議予定表(案)

平成3年4月			令和3年5月			令和3年6月		
1	木		1	土		1	火	
2	金		2	日		2	水	
3	土		3	月		3	木	
4	日		4	火		4	金	
5	月		5	水		5	土	
6	火		6	木		6	日	
7	水		7	金		7	月	
8	木		8	土		8	火	
9	金		9	日		9	水	
10	土		10	月		10	木	
11	日		11	火		11	金	
12	月		12	水		12	土	
13	火		13	木		13	日	
14	水		14	金		14	月	
15	木		15	土		15	火	
16	金		16	日		16	水	
17	土		17	月		17	木	
18	日		18	火		18	金	
19	月		19	水		19	土	
20	火		20	木		20	日	
21	水		21	金		21	月	
22	木		22	土		22	火	
23	金		23	日		23	水	
24	土		24	月		24	木	
25	日		25	火		25	金	
26	月		26	水		26	土	
27	火		27	木		27	日	
28	水		28	金		28	月	
29	木		29	土		29	火	本審①
30	金		30	日		30	水	
			31	月				
						本審①=運営申合せ・地賃改正諮問		

令和3年度愛媛地方最低賃金審議会・会議予定表(案)

令和3年7月			令和3年8月			令和3年9月		
1	木		1	日		1	水	
2	金		2	月	地賃専②	2	木	
3	土		3	火		3	金	
4	日		4	水		4	土	
5	月		5	木	地賃専③、本審④(答申目 標)	5	日	
6	火		6	金	本審⑤	6	月	
7	水		7	土		7	火	
8	木		8	日		8	水	
9	金		9	月		9	木	
10	土		10	火		10	金	
11	日		11	水		11	土	
12	月		12	木		12	日	
13	火	↑	13	金		13	月	↑
14	水		14	土		14	火	
15	木	本審②	15	日		15	水	特定合同専①
16	金		16	月		16	木	
17	土		17	火		17	金	
18	日		18	水		18	土	
19	月	↑	19	木		19	日	
20	火		20	金		20	月	
21	水	↓	21	土		21	火	
22	木		22	日		22	水	
23	金		23	月	↑	23	木	
24	土		24	火		24	金	
25	日		25	水	本審⑥	25	土	
26	月	公益委①、本審③、地賃専①	26	木		26	日	
27	火	↑	27	金	↓	27	月	
28	水		28	土		28	火	
29	木		29	日		29	水	
30	金	地賃専②	30	月		30	木	↓
31	土		31	火				

本審②=特定必要性諮問
公益委①=目安伝達打合せ
本審③=目安伝達
地賃専①=金額審議

地賃専②=金額審議
地審専③=金額審議(答申)
本審④=部会報告又は採決・答申
本審⑤=特定必要性答申・改正諮問
本審⑥=地賃異議

特定合同専①=部会長の選出等
日程調整

令和3年度愛媛地方最低賃金審議会・会議予定表(案)

令和3年10月			令和3年11月			令和3年12月		
1 金	(地賃発効目標)	↑	1 月			1 水		
2 土			2 火			2 木		
3 日			3 水			3 金		
4 月			4 木			4 土		
5 火			5 金			5 日		
6 水			6 土			6 月	↑	
7 木			7 日			7 火		
8 金			8 月	↑		8 水		
9 土			9 火			9 木		
10 日			10 水			10 金		
11 月			11 木	本審⑧	↓	11 土		
12 火	特定専②～③		12 金			12 日		
13 水			13 土			13 月		
14 木			14 日			14 火 公益委②		
15 金			15 月			15 水		
16 土			16 火			16 木		
17 日			17 水			17 金		
18 月			18 木			18 土		
19 火			19 金			19 日		
20 水			20 土			20 月	↓	
21 木			21 日			21 火		
22 金		↑	22 月			22 水		
23 土			23 火			23 木		
24 日			24 水			24 金		
25 月			25 木			25 土 (特定最賃発効目標)		
26 火	本審⑦(特定答申目標)↓		26 金			26 日		
27 水			27 土			27 月		
28 木			28 日			28 火		
29 金			29 月			29 水		
30 土			30 火			30 木		
31 日						31 金		
特定専②=金額審議 特定専③=金額審議 本審⑦=部会報告又は特定答申			本審⑧=特定異議(仮)			公益委②=本年度審議総括		

令和3年度愛媛地方最低賃金審議会・会議予定表(案)

令和4年1月			令和4年2月			令和4年3月		
1 土			1 火			1 火		
2 日			2 水			2 水		
3 月			3 木			3 木		
4 火			4 金			4 金		
5 水			5 土			5 土		
6 木			6 日			6 日		
7 金			7 月			7 月	↑	
8 土			8 火			8 火		
9 日			9 水			9 水		
10 月			10 木			10 木		
11 火			11 金			11 金		
12 水			12 土			12 土		
13 木			13 日			13 日		
14 金			14 月			14 月	本審⑨	
15 土			15 火			15 火		
16 日			16 水			16 水		
17 月			17 木			17 木		
18 火			18 金			18 金	↓	
19 水			19 土			19 土		
20 木			20 日			20 日		
21 金			21 月			21 月		
22 土			22 火			22 火		
23 日			23 水			23 水		
24 月			24 木			24 木		
25 火			25 金			25 金		
26 水			26 土			26 土		
27 木			27 日			27 日		
28 金			28 月			28 月		
29 土			1 火			29 火		
30 日						30 水		
31 月						31 木		
						本審⑨=特定申出意向		

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

資料No.10

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(日)		8月16日(月)		8月17日(火)		8月26日(木)		9月25日(土)
8月2日(月)		8月17日(火)		8月18日(水)		8月27日(金)		9月26日(日)
8月3日(火)		8月18日(水)		8月19日(木)		8月30日(月)		9月29日(水)
8月4日(水)		8月19日(木)		8月20日(金)		8月31日(火)		9月30日(木)
8月5日(木)		8月20日(金)		8月23日(月)		9月1日(水)		10月1日(金)
8月6日(金)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月7日(土)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月8日(日)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月9日(月)		8月24日(火)		8月25日(水)		9月3日(金)		10月3日(日)
8月10日(火)		8月25日(水)		8月26日(木)		9月6日(月)		10月6日(水)
8月11日(水)		8月26日(木)		8月27日(金)		9月7日(火)		10月7日(木)
8月12日(木)		8月27日(金)		8月30日(月)		9月8日(水)		10月8日(金)
8月13日(金)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月14日(土)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月15日(日)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月16日(月)		8月31日(火)		9月1日(水)		9月10日(金)		10月10日(日)
8月17日(火)		9月1日(水)		9月2日(木)		9月13日(月)		10月13日(水)
8月18日(水)		9月2日(木)		9月3日(金)		9月14日(火)		10月14日(木)
8月19日(木)		9月3日(金)		9月6日(月)		9月15日(水)		10月15日(金)
8月20日(金)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月21日(土)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月22日(日)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月23日(月)		9月7日(火)		9月8日(水)		9月17日(金)		10月17日(日)
8月24日(火)		9月8日(水)		9月9日(木)		9月21日(火)		10月21日(木)
8月25日(水)		9月9日(木)		9月10日(金)		9月22日(水)		10月22日(金)
8月26日(木)		9月10日(金)		9月13日(月)		9月24日(金)		10月24日(日)
8月27日(金)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月28日(土)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月29日(日)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月30日(月)		9月14日(火)		9月15日(水)		9月28日(火)		10月28日(木)
8月31日(火)		9月15日(水)		9月16日(木)		9月29日(水)		10月29日(金)
9月1日(水)		9月16日(木)		9月17日(金)		9月30日(木)		10月30日(土)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月21日(火)		10月1日(金)		10月31日(日)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月13日(月)		9月28日(火)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月14日(火)		9月29日(水)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月12日(火)		10月27日(水)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月13日(水)		10月28日(木)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月15日(金)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)

2021年5月17日

愛媛労働局 局長 滝原 章夫 様
 愛媛地方最低賃金審議会 会長 様

全労連四国地区協議会
 議長 筒井 敏一

最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請

日頃より、労働者権利の遵守に向けたご努力に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症は、変異株の出現も重なり収束の見通せない状況となっています。2020年の最低賃金は、コロナ禍の影響を受け、四国では2円～3円の引き上げに留まりました。しかし、①エッセンシャルワーカーの3～4割が最低賃金近傍、②コロナ禍を乗り越えるために「内需の拡大」による地域循環型の経済を構築していく必要性、③格差の是正による都市部への人口流出への歯止めなど、コロナ禍だからこそ最低賃金のこれから役割が問われています。

最低賃金の決定には、①地域における労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の支払い能力、が考慮されるとしています。しかし実際には、中央最低賃金審議会の目安が出されれば、目安に対し「いくら上乗せするのか」「他の県はどうか」といった議論に終始しています。その要因の一つに、最低賃金の決定要素の「通常の事業の支払い能力」があまりにも曖昧であり、地方審議会の中で抽象的な議論しかできていないことがあります。現行の最低賃金法では、地域経済の疲弊、人口流出、労働力確保、災害からの復旧等に対応できず、すでに制度的疲労を引き起こしているといえます。

世界規模の気候変動による新たな「新型コロナウイルス」の出現や巨大地震など、今後予想される災害に対し、地域社会を維持していき、地域で働き続けられる社会を作っていくために以下の項目を要請いたします。

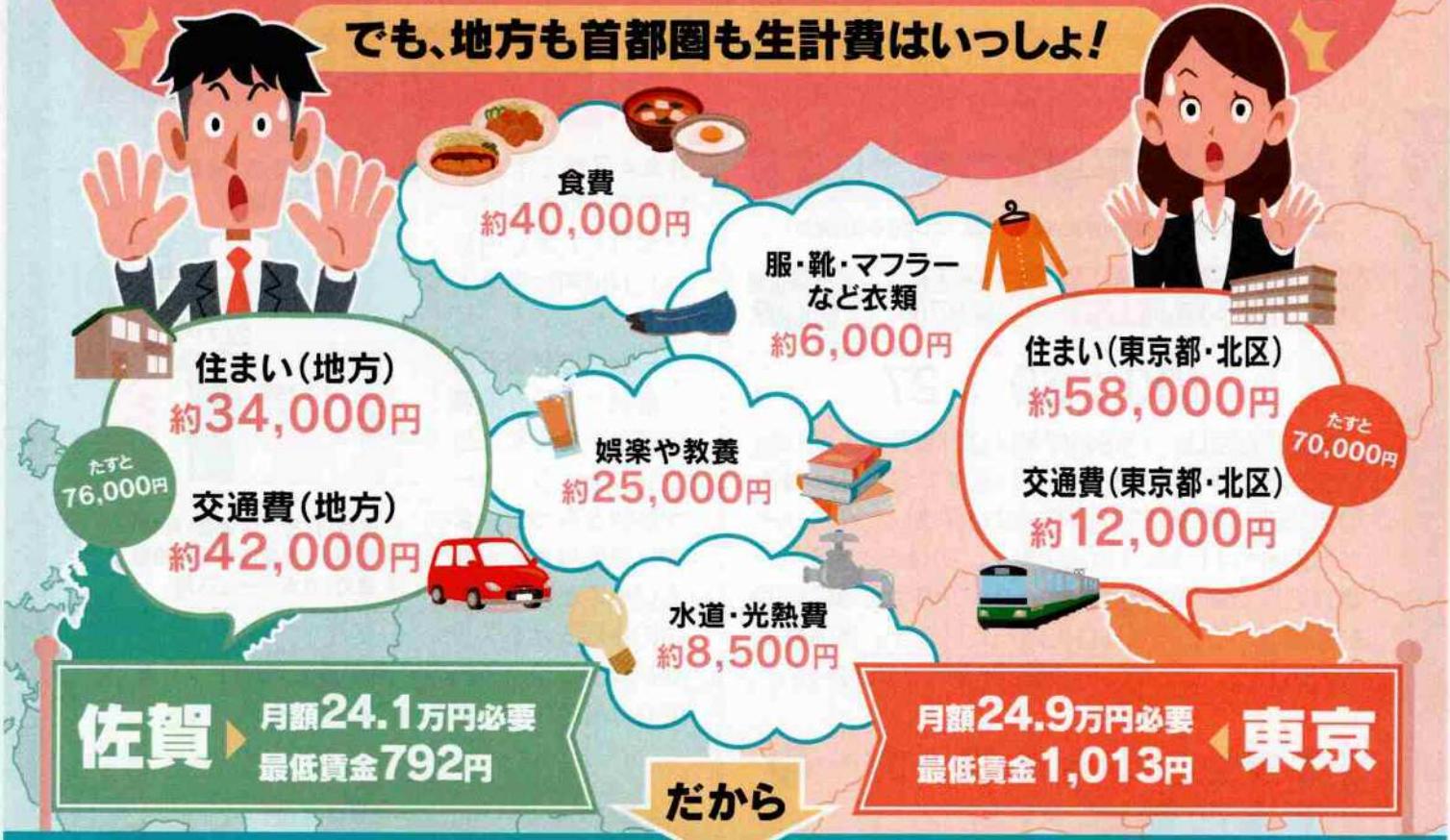
記

1. 地方最低賃金審議会において、最低賃金が現在担っている役割について公労使の共通認識をお聞かせください。
2. 最低賃金の引き上げによる経済波及効果について審議に盛り込むよう資料の収集を進めてください。
格差を拡大させる中央最低賃金審議会の目安制度を廃止するよう政府に求めてください。
3. 最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の創設に向け、最低賃金法を改正するよう政府に求めてください。また、賃金決定の要素について、非常に曖昧な「通常の企業の支払い能力」を削除するよう求めてください。
4. 政府に対し、最低賃金の大幅引き上げを求めるとともに、中小企業支援について具体的な要望を上申してください。
5. 審議会の運営規定を順守し、非公開とする以下の理由に対し、公開に向けた具体的な措置をお聞かせください。
 - ①個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある
 - ②個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある
 - ③率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある
6. 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃してください。
7. HPで公開されている審議会の議事録について、発言も含めたものを公開してください。
8. 2021年の審議会の公労使委員のリストを示してください。また、労働者委員について立候補した労働者の単組名と性別を示してください。

以上

地域間では年収40万円の賃金格差!

でも、地方も首都圏も生計費はいっしょ!



全国一律最低賃金1,500円が必要!

コロナ禍でもコロナ禍でなくたって私たちはツーに暮らしたい!

私たちが全国2万人余りを対象にした最低生計費試算調査によれば若者（25歳単身者）が自立して人間らしい生活をするうえで必要な生計費は、どの都道府県でもほぼ変わらず月額で24万円前後、時間額にすると1,500円以上という結果となりました。

最低生計費の暮らしとは、ガマンにガマンを重ねる生活ではありません。7割の人が持っているものを必需品として、栄養のある食事、T P Oにあった服装、リフレッシュや良好な人間関係を維持するための外食や娯楽など、心身の健康や人の尊厳を守れる「普通の暮らし」です。

わたしたち労働組合は最低賃金を全国一律にし、1,500円へ上げることを求めていきます。皆さんも私たちと一緒に声をあげましょう。

地域間格差をなくそう!

昨年改訂された最低賃金は792円から1,013円でその格差は221円です。
月150時間労働の場合、年収では約40万円の格差になります。



だれもが、平和で、人間らしく働き、暮らせる社会へ



国民春闘共同委員会・全労連

ZENROREN

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4

TEL 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

(2021.4)

なぜ 最賃アップが必要なの？ それは…

最賃あげれば
いいことたくさん

だから！

格差をなくし、くらしを改善できます。

ジェンダー平等につながります

2019年平均給与（国税庁民間給与実態 2020年9月発表）

男性正規
561万円

女性正規
389万円

女性非正規
152万円

100 : 69 : 27

わたしたちは、1日8時間働けば、誰もが人間らしい生活ができる社会を求めています。今女性労働者の22.5%（約302万人、男性の2.7倍）、女性パート労働者の41.2%（約238万人、男性の3.5倍）が最賃近傍で働く低賃金労働者で、コロナ危機の経済的影響はこうした女性に集中しています。最低賃金を引き上げ、ジェンダー平等の社会につなげます。

エッセンシャルワーカーの待遇改善に

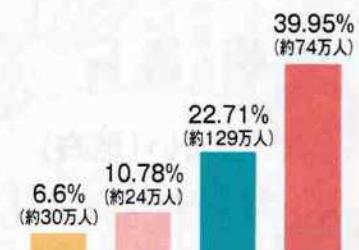
安心・安全な社会生活を送る保障になります。

イギリスでは「ウイルス対応の最前線で働くひとたちの待遇が改善される」として、最低賃金を

昨年4月から前年度比6.2%引き上げ、日本円で1,092円から1,160円に引き上げました。

日本では最賃近傍（最賃1.15倍未満の賃金）で働くエッセンシャルワーカーが多数となっています。最低賃金を引き上げることは、私たちの生活支えるエッセンシャルワーカーの待遇改善につながり、安全・安心な社会生活を送る保障になります。

最賃1.15倍未満（最賃近傍）の労働者



■ 医療・福祉 ■ 運輸・郵便業
■ 卸売・小売業で働く労働者
■ 宿泊・飲食サービス業

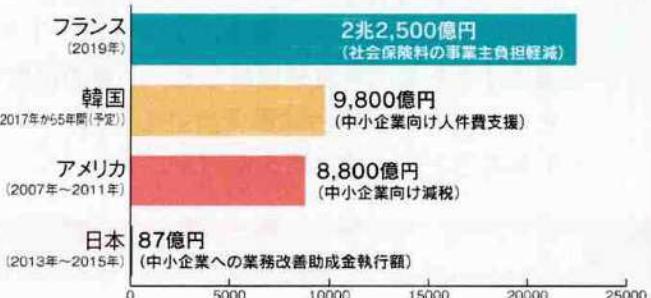
生活に欠かせない私たちの仕事は在宅や機械ではできません。その価値を認め、その価値に見合った時給にしてほしいです。（中央最低賃金審議会に寄せられたエッセンシャルワーカーの声）



中小企業を支援し、地域活性化できます。

リーマンショックや大震災など経済的危機に非正規雇用労働者など社会的に弱い立場のものの雇用を奪い、賃金を抑制する従来型の対策ではなく、最賃を大幅に引き上げることによって、労働者の購買力を高め、地域から経済の活性化をはかることが必要です。最低賃金引き上げと同時に、中小企業への直接助成や社会保障の使用者負担の減免など、支援が欠かせません。この対策をとるためにも、全国一律の制度に変える國の決断が必要です。

日本の賃金引き上げのための中小企業支援は少ない



もっと詳しく
知りたい方はコチラから！



全労連HP 政策提言

愛媛労働局

局長 潤原 章夫 殿

「JAL解雇撤回と全国一律最賃1500円実現」に関する申し入れ

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃1500円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」です。

私たちは格差と貧困を解決するために「8時間働けば人間らしい生活ができる社会」をスローガンに、最低賃金を大幅に引き上げる取り組みを進めています。また、11年目に突入したJAL（日本航空）の165名不当解雇撤回闘争を支援し、その世論喚起にも努力しているところです。

コロナ禍で解雇、雇止め、自殺者が急増しています。この背景には、コロナ倒産、閉店、休業が続発する現実があり、低賃金で働く2000万人非正規労働者（平均年収170万円、1200万人がワーキングプア）の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「働けない」、「子供にごはんを食べさせられない」、「休業補償が受けられない」という悲惨な生活、労働実態があります。

しかし非正規労働者の労組組織率は数%に過ぎず、生活改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかありません。にもかかわらず政府・厚生労働省および中央最低賃金審議会は、昨年最低賃金の引き上げ答申を見送るという暴挙を行いました。そのために生命さえ断つに至った非正規労働者の存在を私たちは否定することができません。貴職をはじめ政府の行為は人権を無視した憲法違反というほかありません。貴職には猛省を求めるとともに、そのことが今次最賃答申に十分考慮されるよう強く要請します。

なお、JAL解雇争議の早期解決については、貴職の努力にもかかわらず、いまだ解決には程遠い現状です。不当労働行為をおこなってまで解雇を強行したJALが被解雇者の待遇をいたずらに弄ぶ仕業は、労使関係の健全な発展を妨げるものです。それは労使関係の健全かつ円満な関係を指導し構築する貴職の職責を著しく汚すものと考えます。JAL争議の早期解決について、引き続き日本航空を厳しく指導されることを望みます。

以上、標記の課題について別紙①「JAL解雇撤回と最賃1500円を実現する要請書」のとおり申し入れますので誠意ある回答並びに見解を示されるようお願い申し上げます。

2021年6月3日

JAL解雇撤回・最賃全国キャラバン四国実行委員会
 共同代表・大谷竹人（JAL闘争支援四国共闘会議議長）
 共同代表・中野勇人（最賃の大幅引き上げCP四国代表）
 連絡先：徳島市南末広6丁目37-12 港湾ユニオンセンター
 河村 洋二 TEL:088-623-6306

(別紙①)

JAL不当解雇撤回と最賃1500円を実現する要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

さて、私たち「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める最賃キャラバン四国実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死やDV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。

その最大の要因は、いまや 2000 万人をこえたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。

また、JAL不当解雇撤回問題は、別紙②「日本航空の解雇争議の早期全面解決を求める要請書」のとおり JAL 日本航空の労働組合に対する極めて不誠実で悪質な態度に大きな問題があると考えています。なぜなら不当労働行為を行い、会社をして「解雇の必要性がなかった」と認めていながら 165 人の解雇を撤回しないからです。JALの行為は、職権の濫用であり労働組合の弱体化を狙うもので断じて許すことはできません。

つきましては標記に関して、下記のとおり要請いたしますので、貴職の誠意ある回答、並びにご見解を示されるようお願い申し上げます。

記

- 1、貴職の職責を活かし JAL 日本航空に、JAL闘争団との誠意ある団体交渉を開催するよう要請するとともに、JAL解雇争議の早期解決を図るよう指導すること。
- 2、最低賃金を 1500 円に引き上げ、生活保護基準以上とすること。
- 3、最低賃金を全国一律とし、生涯 2000 万円にも達する地域格差をなくすとともにコロナ禍で鮮明となった東京一極集中の弊害を是正すること。
- 4、最低賃金の引き上げに伴う中小企業の経営圧迫には税負担、社会保険料の減免など政府支援を手厚く行うこと。
- 5、中央、地方の最低賃金審議会の開催日の周知徹底と公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。
- 6、最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低 1 名は選出できる仕組みにすること。

以上

2021年6月3日

(別紙②)

日本航空の解雇争議の早期全面解決を求める要請書

2010年12月31日、日本航空は経営破綻を理由にパイロット81名、客室乗務員84名を年齢基準（機長55歳以上、副操縦士48才以上、客室乗務員53歳以上）と病欠基準で「整理解雇」しました。

解雇当時の日本航空は、営業利益1586億円（史上最高）、人員削減数は1696名（目標1500名）に達しており、当時の最高経営責任者であった稻盛和夫氏が裁判で「経営上は必要なかった解雇」と証言した通り全く不当な解雇でした。

この間、日本航空との間で「地位確認訴訟」と「不当労働行為事件」の二つの裁判が争われました。地位確認訴訟では管財人の判断が認められ、最高裁で「解雇は合理性がある」との不当判決が確定（2015年2月）。不当労働行為事件は「解雇手続きの過程で管財人が行った労働組合の争議権妨害行為は憲法28条違反」との判決が最高裁で確定しました（2016年9月）。

国会では、厚生労働委員会でも複数回取り上げられました。

塙崎恭久厚労大臣（当時）は「当事者が自主的に解決するよう特に努力することがもとめられている」と争議の解決を促しました（2015年4月15日）。

田村憲久厚労大臣は「法令に照らして対応していく」と答弁（2020年12月1日）。

国会議員が提出した質問主意書に対する内閣答弁書は「日本航空において適切に対処すべきもの」（2020年12月）と、10年が経過した今も日本航空が適切に対処していないことを指摘しています。

ILOからは「結論に至るべき完全かつ率直な討議が維持される」重要性を強調する勧告が4次にわたり出されています（2018年11月まで）。

株主総会では赤坂祐二社長が「心から解決したいと思っている」と毎回発言しています。

しかし、解雇されてから10年5か月の間、日本航空は労働組合と形式的に話し合いをするものの地上職の空席を探すのみで乗務復帰や金銭補償など解決するための提案を全く示していません。

解雇後、パイロット386名、客室乗務員は6205名の新規採用をしながら争議団からの乗務復帰者は一人もいません。

日本航空は、2021東京オリンピック・パラリンピック組織委員会とオフィシャルパートナー契約を締結しています（2015年6月）。ILOと組織委員会が合意した覚書により、日本航空には環境・人権・労働の各分野での尊重・遵守が強く求められています。

以上の状況から、貴職が日本航空の解雇事件について積極的に関与して争議解決に向けて尽力されることを強く要請いたします。

以上

2021年6月3日

愛媛県最低賃金

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する労働者

前号の地域内の事業場で使用される労働者

3 適用する使用者

前号の労働者を使用する使用者

4 第2号の労働者にかかる最低賃金額

1時間 793円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

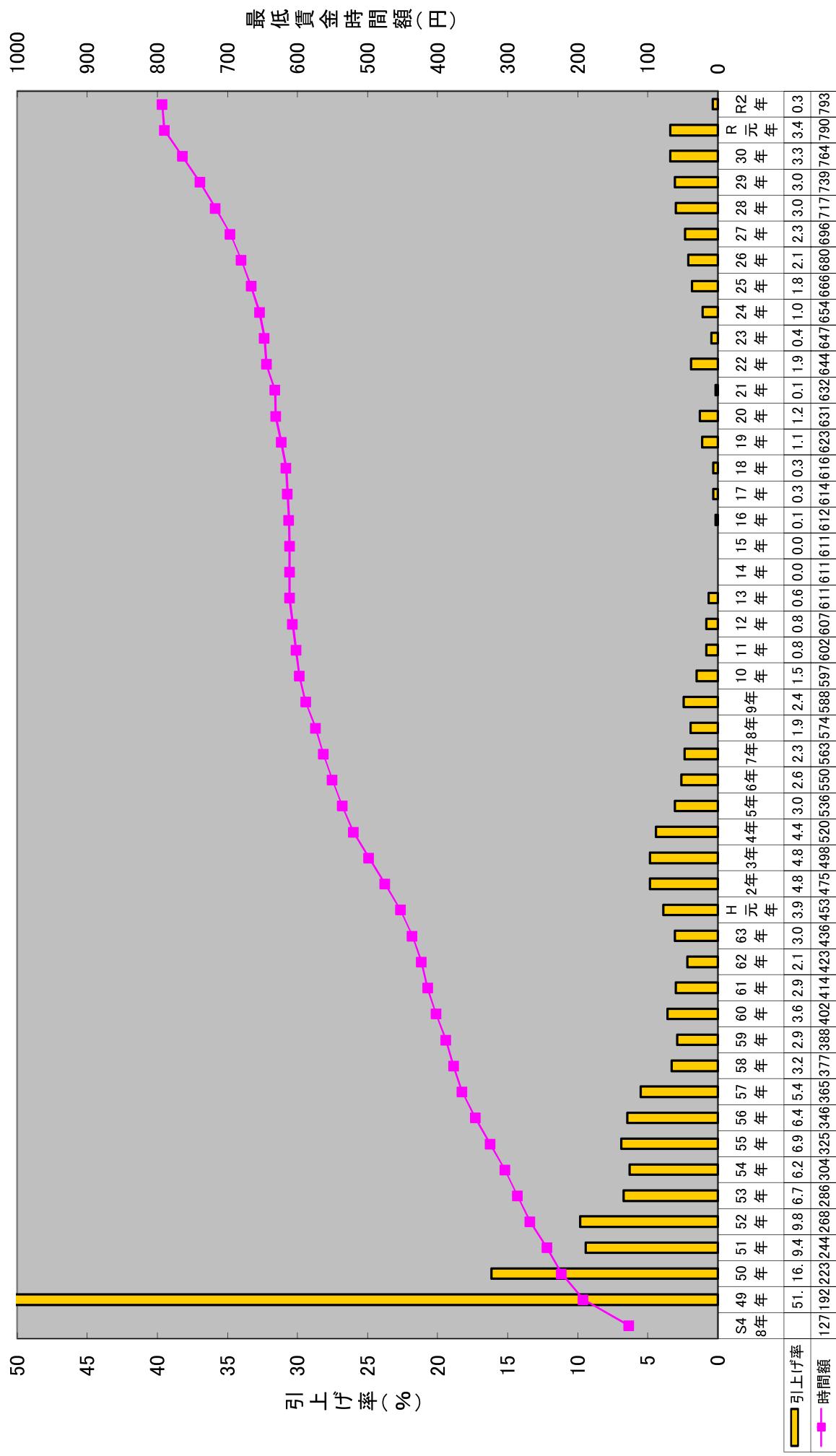
6 効力発生の日

令和2年10月3日

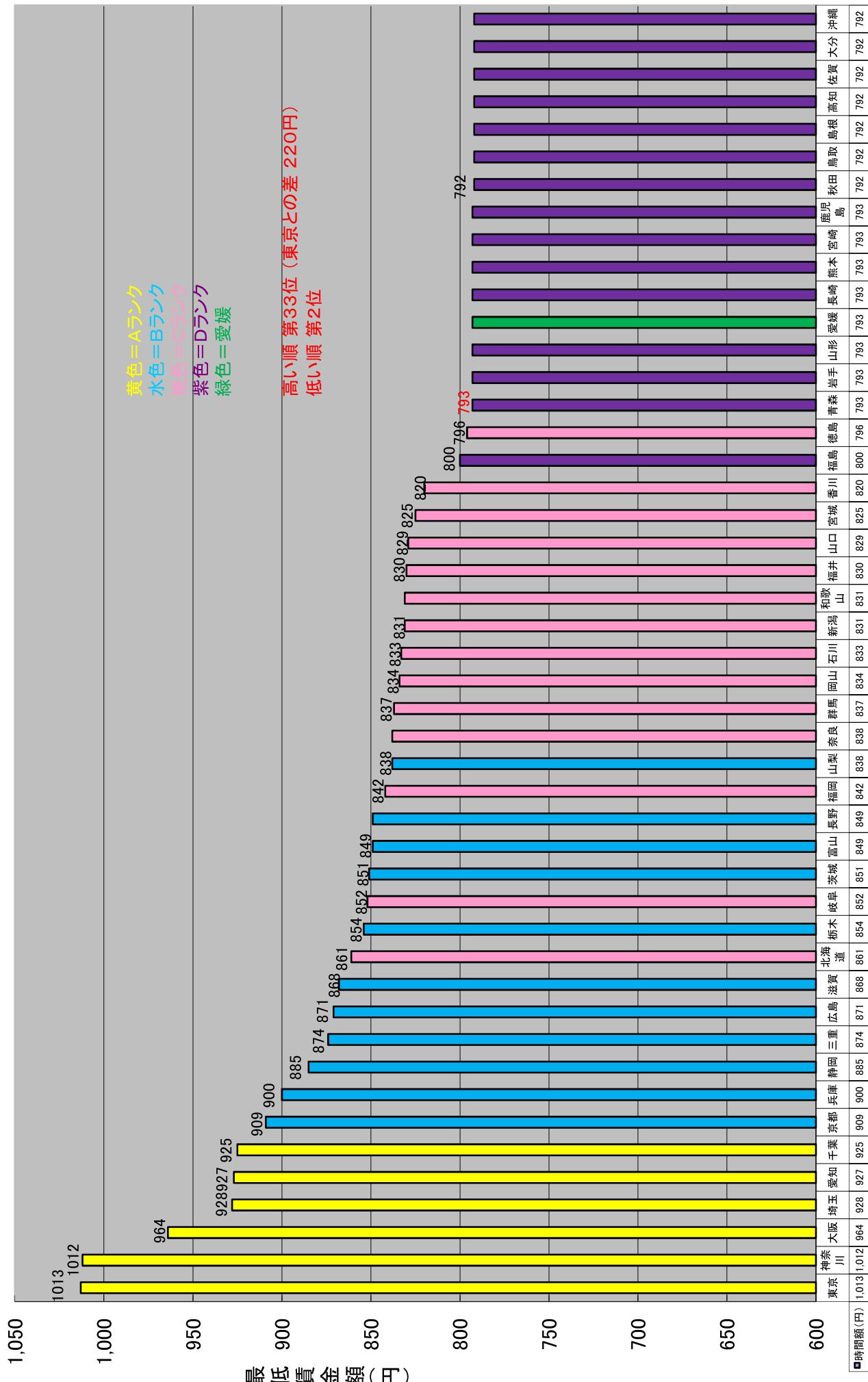
愛媛県最低賃金年次別推移

年 次	改正発効年月日	最低賃金日額推移			最低賃金時間額推移		
		日額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
昭和48年	昭和48年4月1日	1,015			127		
49年	昭和50年3月3日	1,533	518	51.03	192	65	51.18
50年	昭和51年2月27日	1,780	247	16.11	223	31	16.15
51年	昭和51年11月30日	1,950	170	9.55	244	21	9.42
52年	昭和52年11月6日	2,145	195	10.00	268	24	9.84
53年	昭和53年10月2日	2,285	140	6.53	286	18	6.72
54年	昭和54年10月7日	2,431	146	6.39	304	18	6.29
55年	昭和55年10月3日	2,601	170	6.99	325	21	6.91
56年	昭和56年11月8日	2,769	168	6.46	346	21	6.46
57年	昭和57年10月1日	2,917	148	5.34	365	19	5.49
58年	昭和58年10月1日	3,010	93	3.19	377	12	3.29
59年	昭和59年10月1日	3,103	93	3.09	388	11	2.92
60年	昭和60年10月1日	3,214	111	3.58	402	14	3.61
61年	昭和61年10月1日	3,310	96	2.99	414	12	2.99
62年	昭和62年10月1日	3,382	72	2.18	423	9	2.17
63年	昭和63年10月1日	3,483	101	2.99	436	13	3.07
平成元年	平成元年10月1日	3,623	140	4.02	453	17	3.90
2年	平成2年10月1日	3,796	173	4.78	475	22	4.86
3年	平成3年10月1日	3,982	186	4.90	498	23	4.84
4年	平成4年10月1日	4,152	170	4.27	520	22	4.42
5年	平成5年10月1日	4,283	131	3.16	536	16	3.08
6年	平成6年10月1日	4,386	103	2.40	550	14	2.61
7年	平成7年10月1日	4,486	100	2.28	563	13	2.36
8年	平成8年10月1日	4,582	96	2.14	574	11	1.95
9年	平成9年10月1日	4,685	103	2.25	588	14	2.44
10年	平成10年10月1日	4,770	85	1.81	597	9	1.53
11年	平成11年10月1日	4,813	43	0.90	602	5	0.84
12年	平成12年10月1日	4,852	39	0.81	607	5	0.83
13年	平成13年10月1日	4,885	33	0.68	611	4	0.66
14年	平成14年10月1日	(廃止)			611	0	0.00
15年					611	0	0.00
16年	平成16年10月1日				612	1	0.16
17年	平成17年10月1日				614	2	0.33
18年	平成18年10月1日				616	2	0.33
19年	平成19年10月25日				623	7	1.14
20年	平成20年10月24日				631	8	1.28
21年	平成21年10月1日				632	1	0.16
22年	平成22年10月27日				644	12	1.90
23年	平成23年10月20日				647	3	0.47
24年	平成24年10月24日				654	7	1.08
25年	平成25年10月31日				666	12	1.83
26年	平成26年10月12日				680	14	2.10
27年	平成27年10月3日				696	16	2.35
28年	平成28年10月1日				717	21	3.02
29年	平成29年10月1日				739	22	3.07
30年	平成30年10月1日				764	25	3.38
令和元年	令和元年10月1日				790	26	3.40
令和2年	令和2年10月3日				793	3	0.38

愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率の推移に関する2軸グラフ



全国の地域別最低賃金時間額グラフ(令和2年審議後)



令和2年度 地域別最低賃金 改定状況

ランク	局番	都道府県名	前年度決定金額(円)	改定金額	引上げ額(円)	目安額	結審月日(答申日)	裁決状況	発効年月日
C	1	北海道	861	861	0	-	8月11日	▲	2019年10月3日
D	2	青森	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
D	3	岩手	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
C	4	宮城	824	825	1	-	8月3日	○	2020年10月1日
D	5	秋田	790	792	2	-	8月5日	○	2020年10月1日
D	6	山形	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
D	7	福島	798	800	2	-	8月6日	●	2020年10月2日
B	8	茨城	849	851	2	-	8月5日	●	2020年10月1日
B	9	栃木	853	854	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
C	10	群馬	835	837	2	-	8月7日	●	2020年10月3日
A	11	埼玉	926	928	2	-	8月5日	○	2020年10月1日
A	12	千葉	923	925	2	-	8月5日	○	2020年10月1日
A	13	東京	1,013	1,013	0	-	8月5日	▲ 労側一部退席	2019年10月1日
A	14	神奈川	1,011	1,012	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
C	15	新潟	830	831	1	-	8月4日	○	2020年10月1日
B	16	富山	848	849	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
C	17	石川	832	833	1	-	8月11日	○	2020年10月7日
C	18	福井	829	830	1	-	8月6日	○ ▲	2020年10月2日
B	19	山梨	837	838	1	-	8月12日	○	2020年10月9日
B	20	長野	848	849	1	-	8月5日	○	2020年10月1日
C	21	岐阜	851	852	1	-	8月4日	●	2020年10月1日
B	22	静岡	885	885	0	-	8月4日	○	2019年10月4日
A	23	愛知	926	927	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
B	24	三重	873	874	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
B	25	滋賀	866	868	2	-	8月5日	○ △	2020年10月1日
B	26	京都	909	909	0	-	8月7日	▲	2019年10月1日
A	27	大阪	964	964	0	-	8月20日	▲	2019年10月1日
B	28	兵庫	899	900	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
C	29	奈良	837	838	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
C	30	和歌山	830	831	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
D	31	鳥取	790	792	2	-	8月6日	○	2020年10月2日
D	32	島根	790	792	2	-	8月3日	○	2020年10月1日
C	33	岡山	833	834	1	-	8月5日	●	2020年10月3日
B	34	広島	871	871	0	-	8月21日	▲	2019年10月1日
C	35	山口	829	829	0	-	8月11日	▲ 労側一部退席	2019年10月5日
C	36	徳島	793	796	3	-	8月7日	● 労側一部退席	2020年10月4日
C	37	香川	818	820	2	-	8月5日	●	2020年10月1日
D	38	愛媛	790	793	3	-	8月7日	○	2020年10月3日
D	39	高知	790	792	2	-	8月7日	○	2020年10月3日
C	40	福岡	841	842	1	-	8月3日	●	2020年10月1日
D	41	佐賀	790	792	2	-	8月6日	▲	2020年10月2日
D	42	長崎	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
D	43	熊本	790	793	3	-	8月5日	●	2020年10月1日
D	44	大分	790	792	2	-	8月5日	▲	2020年10月1日
D	45	宮崎	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
D	46	鹿児島	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
D	47	沖縄	790	792	2	-	8月7日	▲	2020年10月3日

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効予定期日の日付は異議申出がない場合の最短のもの

働き方改革支援 ハンドブック

働き方改革をきっかけに、
貴社の課題を解決しましょう!!



全般的なお悩みは【相談窓口】へ(P2)

2020年2月改訂

厚生労働省
中小企業庁

働き方改革関連法について

2019年4月1日より順次施行される働き方改革関連法の主な内容は以下のとおりです。

時間外労働の上限規制

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～



[詳細はこちら](#)

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。（原則である月45時間を超えることができるのは、年6回までです。）

年5日の年次有給休暇の確実な取得

施行：2019年4月1日～



[詳細はこちら](#)

使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者について、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

施行：2020年4月1日～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日～



[詳細はこちら](#)

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

割増賃金率の引き上げ

施行：2023年4月1日～

月60時間を超える時間外労働については、割増賃金率を50%以上としていただく必要があります。（※大企業は既に施行されており、中小企業への適用は猶予されていましたが、2023年4月から猶予措置が廃止されます。）

相談窓口

■働き方改革や人手不足について、どうすべきか悩んでいませんか？
以下の窓口へ、お気軽にお越しください。
各分野の専門家が無料でご相談に応じます。

相談窓口①

よろず支援拠点

- ◎生産性向上や人手不足への対応など、経営上のある課題について、専門家が相談に応じます。
- ◎経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。

【お問い合わせ先】

各都道府県よろず支援拠点

[▶中小企業基盤整備機構 よろず支援拠点](#)



相談窓口②

働き方改革 推進支援センター

- ◎労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。
- ◎様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。

【お問い合わせ先】

各都道府県働き方改革推進支援センター

[▶働き方改革推進支援センターのご案内](#)



相談窓口③

「労働時間相談・ 支援コーナー」 (労働基準監督署)

- ◎労働時間などに関するお問い合わせについて、お受けしています。
- ◎個別訪問による相談・支援も実施しています。

【お問い合わせ先】

各労働基準監督署

[▶都道府県労働局所在地一覧](#)



相談窓口④

ハローワーク

- ◎求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所

[▶都道府県労働局所在地一覧](#)



■最終ページでは、貴社の課題を自己診断できるポータルサイトもご紹介しています。

課題
1

人手不足

■人手不足にどのように対応すべきか
悩んでいませんか？

中小企業の成功体験の事例です

支援策①

中小企業・
小規模事業者
人手不足対応
ガイドライン

◎人手不足に取り組む中小企業の好事例（多様な人材が活躍できる職場づくりや、IT・設備投資による業務効率化等）を業種や企業規模ごとに整理しました。

[▶中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドラインの概要](#)



[▶中小企業・小規模事業者のための人手不足対応100事例](#)



課題
2

生産性向上
&
業務効率化

■生産性向上や業務効率化等に取り組みませんか？

補助金・助成金等で設備・IT導入等を支援します

支援策①

ものづくり・商業
・サービス補助金

- ◎革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

<2020年3月頃公募開始予定>

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援部技術・経営革新課

TEL : 03-3501-1816

事業の詳細 : 中小企業庁ホームページ [▶中小企業対策関連予算](#)



支援策②

IT導入補助金

- ◎生産性向上に資するITツール（ソフトウェア）の導入を支援します。

<2020年5月頃公募開始予定>

【お問い合わせ先】

経済産業省 商務・サービスGサービス政策課

TEL : 03-3580-3922

事業の詳細 : 中小企業庁ホームページ [▶中小企業対策関連予算](#)



支援策③

小規模事業者持続化補助金

- ◎小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組を支援します。

<2020年3・4月頃公募開始予定>

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援部小規模企業振興課

TEL : 03-3501-2036

事業の詳細 : 中小企業庁ホームページ [▶中小企業対策関連予算](#)



支援策④

中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例

- ◎生産性向上のための設備投資を支援します。

- ・生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の軽減（ゼロ～1/2）

【お問い合わせ先】

新たに導入する設備が所在する市区町村

（「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る）

[▶生産性向上特別措置法による支援](#)

- ・中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制による特別償却または税額控除

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター

[▶中小企業税制パンフレット](#)



支援策⑤

人材確保等支援助成金

- ◎金融機関と連携し、省力化のための装置など生産性向上に資する設備等の導入と、賃金アップを実施した企業を支援します。

【お問い合わせ先】

都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

[▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧](#)



支援策⑥

業務改善助成金

- ◎生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

[▶雇用環境・均等部（室）所在地一覧](#)



支援策⑦

働き方改革推進支援助成金（仮称）

- ◎出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省力化等、労働時間短縮や生産性向上を支援します。

※働き方改革推進支援助成金（仮称）については、令和2年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

[▶雇用環境・均等部（室）所在地一覧](#)



参考

支援策⑤・⑦ 「雇用関係助成金」等の助成要件など

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

[▶事業主の方のための雇用関係助成金](#)（支援策⑦は左記ページの「8. その他」に記載）



支援策⑥ 「業務改善助成金」の助成要件など

厚生労働省ホームページの「業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援」をご覧ください。

[▶業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援](#)



課題

3

魅力ある
職場づくり
&
社員育成

■魅力ある職場づくりや社員の育成に
取り組みませんか？

助成金等で、人材の定着・育成を支援します

支援策①

両立支援等助成金

◎育児・介護休業の円滑な取得・職場復帰、女性活躍推進等により職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

[▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧](#)



支援策②

育児・介護支援
プラン導入支援事業

◎社会保険労務士等の専門家である育児・介護プランナーが、育児・介護休業からの復帰プランの策定支援を行います。

【お問い合わせ先】

株式会社パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局（委託先）

TEL:03-5542-1740

[▶「育児プランナー」「介護プランナー」の支援を
希望する事業主の方へ](#)



支援策③

65歳超雇用推進
助成金

◎66歳以上の継続雇用延長や65歳以上の年齢までの定年引上げ、高年齢者向けの成果を重視する評価・報酬体系の構築などの雇用管理制度導入等を行う企業を支援します。

【お問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部
高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・
障害者窓口サービス課）

[▶独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部](#)



支援策④

人材確保等支援
助成金（再掲）

（※）2017年度までは職場
定着支援助成金として実施

◎雇用管理制度や介護福祉機器の導入、介護・保育労働者に対する賃金制度整備及び働き方改革に取り組むための人材確保等により、雇用管理改善に取り組む企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

[▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧](#)



<p>支援策⑤ キャリアアップ助成金</p>	<p>◎非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定・諸手当制度の共通化等の取組を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧</p> 
<p>支援策⑥ 産業保健関係助成金</p>	<p>◎社員の健康づくりのための取組を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 (独) 労働者健康安全機構 ▶独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健関係助成金</p> 
<p>支援策⑦ 人材開発支援助成金</p>	<p>◎人材育成のための社員に対する訓練の実施や教育訓練休暇を付与する取組を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧</p> 

その他

▶ **人手不足・人材確保に関するお問い合わせは【ハローワーク】まで**
求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会 や就職面接会などを実施しています。

都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所（ハローワーク）

▶[都道府県労働局所在地一覧](#)



▶ **中小企業の人材育成に関するお問い合わせは【生産性向上人材育成支援センター】まで**

人材育成に関する相談受付から、人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成を一貫して支援します。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 生産性向上人材育成支援センター

▶[独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構生産性向上人材育成支援センター](#)



その他

◎人手不足対策、生産性向上等には「テレワーク」の活用が効果的です。

総務省、厚生労働省では、テレワークの導入を検討する企業向けの相談窓口の設置、アドバイスや具体的な事例の紹介等を行っています。

▶ 相談窓口：テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークの導入に関するさまざまな相談に無償で対応するとともに、テレワーク導入・活用の専門家を3回まで無償で派遣します。また、時間外労働等改善助成金（テレワークコース）に関するご相談・申請も受け付けています。

[▶テレワーク相談センター](#)



▶ 導入支援：テレワークマネージャー派遣事業（総務省）

テレワークを導入しようとする企業等に、専門家を個別派遣しICT導入や労務管理等に関するアドバイスを無償で実施します。

[▶テレワークマネージャー派遣事業のお知らせ](#)



※他のテレワーク関連施策はこちらをご覧ください。

・総務省テレワークの推進

「業種」「企業規模（従業員数）」ごとにテレワーク先進企業の具体的な事例を交えつつ紹介する「働き改革のためのテレワーク導入モデル」などを公開しています。

[▶テレワークの推進](#)



・厚生労働省テレワーク普及促進関連事業

テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインや中小企業向け助成金、テレワークセミナーや表彰に関する情報を掲載しています。

[▶テレワーク普及促進関連事業](#)



参考

支援策①・③・④・⑤・⑦

「雇用関係助成金」の助成要件など

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

[▶事業主の方のための雇用関係助成金](#)



貴社の課題や改善策の発見のために！

自己診断ツールもご活用ください

働き方・休み方改善ポータルサイト

「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、web上で設問に答えていくことで、働き方・休み方の問題点を把握できるほか、課題別の対策も知ることができます。

企業の取組事例の紹介や、シンポジウム・セミナー情報も掲載していますので、貴社の「働き方改革」にご活用ください。

The screenshot shows the homepage of the 'Work and Holiday Portal' (働き方・休み方改善ポータルサイト). It features a central graphic illustrating how '見える化' (Visualizing) and '経営トップの判断' (Executive Judgment) lead to '働き方・休み方 改善' (Work-life improvement). To the right are four search boxes:

- 企業・社員向け 自己診断をしたい (Checkmark icon)
- 企業の(働き方改革) 取組事例を検索したい (Search icon)
- 企業の 特別な休暇制度事例を検索したい (Search icon)
- シンポジウム・セミナー情報を知りたい (Person icon)

Below these is a search bar with the text '働き方・休み方' and a blue '検索' button with a cursor icon pointing at it. At the bottom is the URL <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>.

最低賃金特設サイト

「最低賃金特設サイト」では、①最低賃金制度の概要、②現在適用されている全国の地域別最低賃金額や特定（産業別）最低賃金額等の確認、③web上でご自身の就労地域や支払われている賃金額等に関する設問に答えていくことで、支払われている賃金額と最低賃金額の比較などが行えますのでご活用ください。

The screenshot shows the search interface for the 'Minimum Wage Special Website' (最低賃金特設サイト). It has a search bar with the text '最低賃金制度' and a blue '検索' button with a cursor icon pointing at it. Below the search bar is the URL <https://pc.saiteichingin.info/>.

シリーズ「働き方改革」の成功例

「シリーズ「働き方改革」の成功例」では、創意工夫によって残業時間の削減などに成功した事例を、その手法ごとにシリーズ化してご紹介していますので、貴社の働き方改革を進める際にご活用ください。

The screenshot shows the search interface for the 'Success Examples Series' ('シリーズ「働き方改革」の成功例'). It has a search bar with the text 'シリーズ「働き方改革」の成功例' and a blue '検索' button with a cursor icon pointing at it. Below the search bar is the URL <https://www.mhlw.go.jp/content/000589176.pdf>.





36協定届等作成支援ツール (36協定届)

時間外労働を行うには、サブローク(36)協定届が必要です。36協定届を作成しようとしている事業者様、是非お役立てください。

就業規則作成支援ツール

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。是非お役立てください。

スタートアップ労働条件 検索

スマートフォン
タブレットでも



労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。
<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書



自社の状況が改正法の内容に沿ったものか点検することができます。ぜひご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000581861.pdf>



同一労働同一賃金

検索



閲覧用ファイル 印刷用ファイル

時間外労働の上限規制 “お悩み解決” ハンドブック

時間外労働の上限規制への対応にお悩みを解決するため、ポイントを分かりやすく解説するとともに、変形労働時間制やよくある質問をご紹介しています。

“お悩み解決”ハンドブック 検索 

<https://www.mhlw.go.jp/content/000567480.pdf>



労働時間の考え方リーフレット

労働基準監督署への問合せの多い「『研修・教育訓練』等が労働時間に該当するか否か」について、実際の相談事例をもとに解説しています。

労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い 検索 

<https://www.mhlw.go.jp/content/000556972.pdf>



「同一労働同一賃金」への対応に向けて

「正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消」の概要について、パートタイム・有期雇用労働法と労働者派遣法に分けて、それぞれまとめております。

○パートタイム・有期雇用労働法

「同一労働同一賃金」への対応に向けて 検索 

<https://www.mhlw.go.jp/content/000596892.pdf>



○労働者派遣法

同一労働同一賃金 派遣先の皆さんへ 検索 

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497032.pdf>



令和3年度「業務改善助成金」のご案内

(愛媛県版)

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金 検索



概要

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金愛媛県は793円)の差額が30円以内(愛媛県の場合、823円以下) ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 (※2) 4 / 5
		2~3人	30万円		
		4~6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)	【事業場内最低賃金900円未満】 (※2) 4 / 5
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)	【事業場内最低賃金900円未満】 (※2) 4 / 5
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)	【事業場内最低賃金900円未満】 (※2) 4 / 5
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和3年4月現在)
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は **令和4年3月31日** です。

お問い合わせ先

- 「愛媛働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階 フリーダイヤル 0120-005-262



申請先

- 愛媛労働局 雇用環境・均等室

〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階 TEL 089-935-5222

働き方改革推進支援資金

- 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例・～

業務改善

業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要
事例1 【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

実施内容
業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果
清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善

テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要
事例2 【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るために、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文にかかる時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。



ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい

実施内容
テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果
注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索



厚生労働省 愛媛労働局



愛媛県内経済情勢報告

令和3年4月



省務事務務務務務所
松山財務省

愛媛県内経済情勢報告

	前回(3年1月判断)	今回(3年4月判断)	前回比較	総括判断の要点
総括判断	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しつつある	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある		個人消費は、家電大型専門店等で順調となっているものの、観光で感染症の影響により厳しい状況となっているほか、足下では百貨店・スーパーで弱含んでいることなどから、全体としては、感染拡大の影響により、持ち直しのテンポが緩やかになっている。 生産活動は、プラスチック製品で弱含んでいるものの、電気機械で緩やかに持ち直していることやパルプ・紙で緩やかに持ち直しつつあることから、全体としては一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある。 雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。

〔先行き〕

先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による社会経済活動への影響が地域経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。

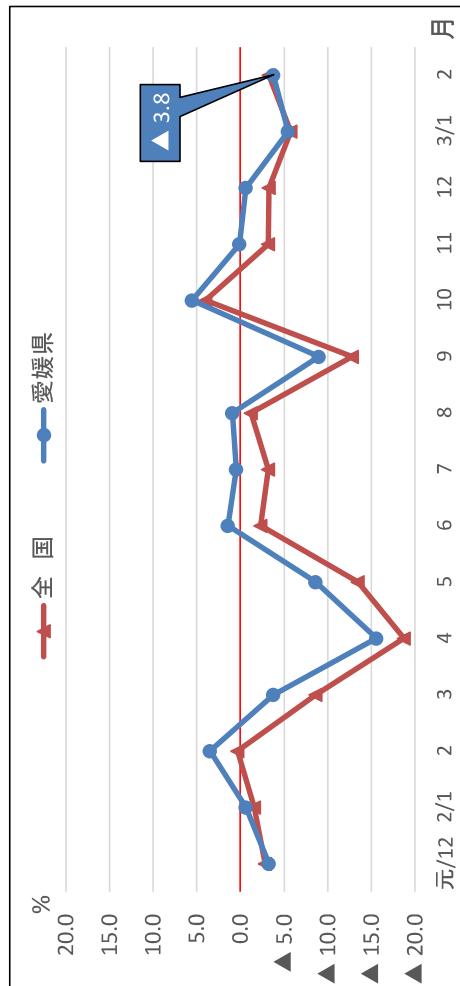
	前回(3年1月判断)	今回(3年4月判断)	前回比較
個人消費	感染症の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している	感染拡大の影響により、持ち直しのテンポが緩やかになっている	
生産活動	下げ止まりの動きがみられる	一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある	
雇用情勢	感染症の影響により、弱い動きとなっている	感染症の影響により、弱い動きとなっている	
公共事業	前年度を下回っている	前年度を下回っている	
住宅建設	前年を上回っている	前年を上回っている	
設備投資	2年度は前年度を下回る見込みとなっている	2年度は前年度を下回る見込みとなっている	

※3年4月判断は、前回3年1月判断以降、3年4月に入つてからの足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

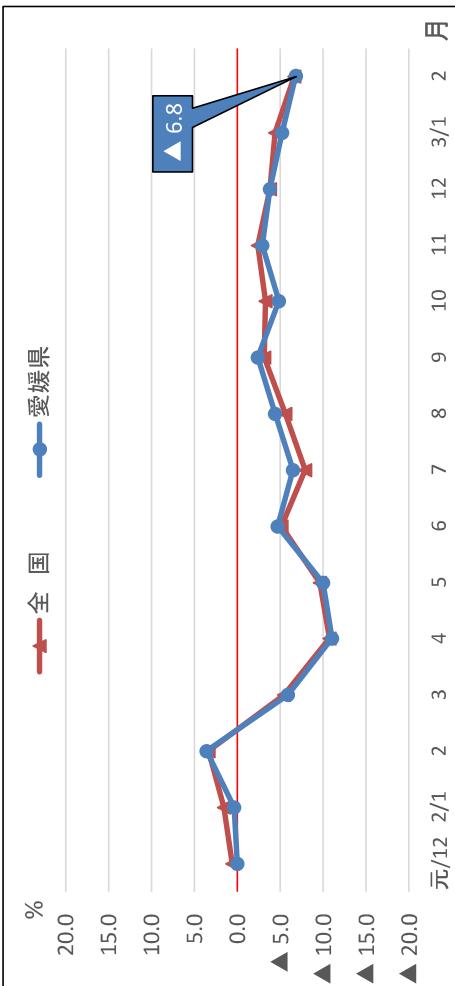
個人消費
感染拡大の影響により、持ち直しのテンポが緩やかになっている

〔百貨店・スーパー販売状況(前年同月比)〕（注）全店舗ベース



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔コンビニエンスストア販売状況(前年同月比)〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

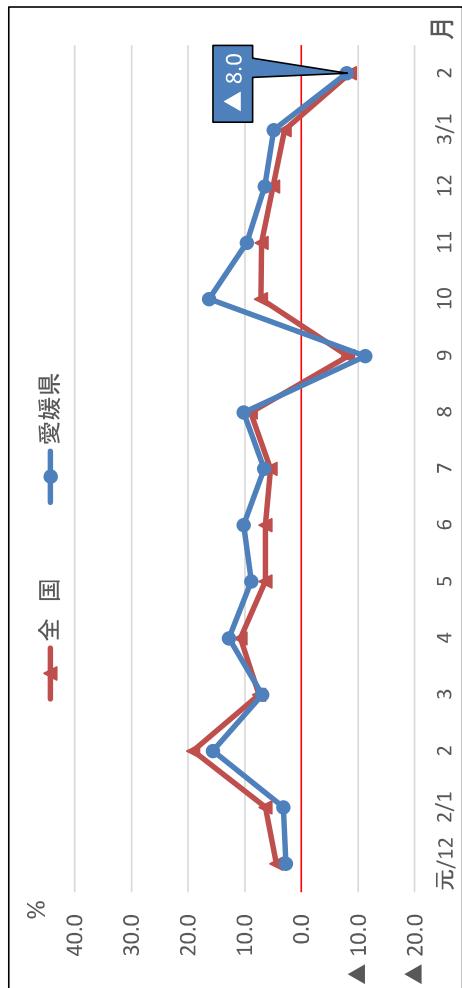
〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

「百貨店・スーパー」
○3月下旬以降、県内で感染者数が増加したことによって顧客の警戒感
が強まり、客数・売上が落ちている。

「コンビニエンスストア」
○自宅で食事をとる方が増えたため、引き続き冷凍食品の動きがよかつ
た。

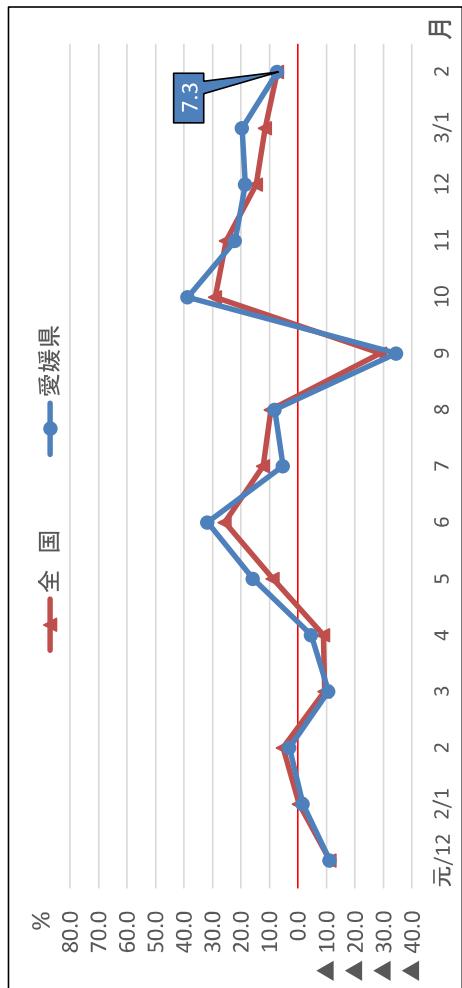
個人消費

〔ドラッグストア販売状況(前年同月比)〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔家電大型専門店販売状況(前年同月比)〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

『ドラッグストア』

- ドラッグストアは、新規出店効果に加え、医薬品や飲食料品に動きがみられるところから、全体としては順調となっている。
- 家電大型専門店は、パソコンや空気清浄機等に動きがみられることから、全体としては順調となっている。

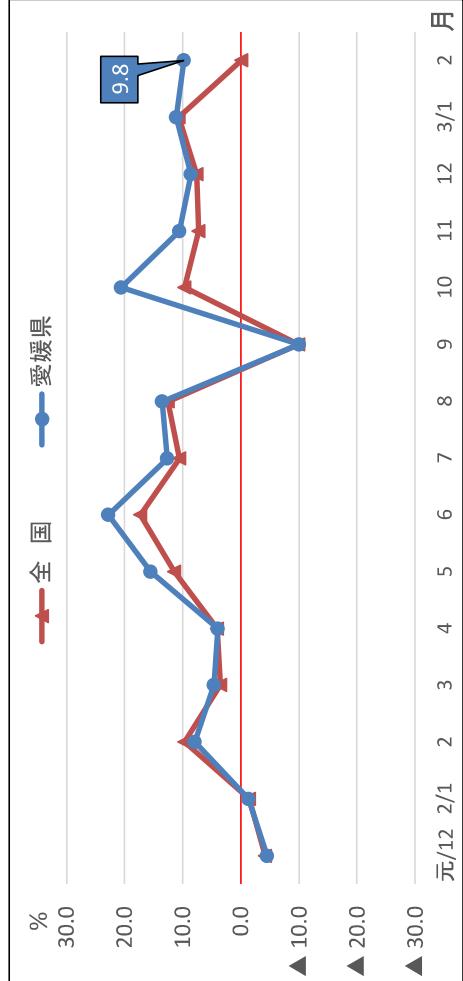
『家電大型専門店』

- テレワーク用の高スペックのパソコンがよく売れている。

個人消費

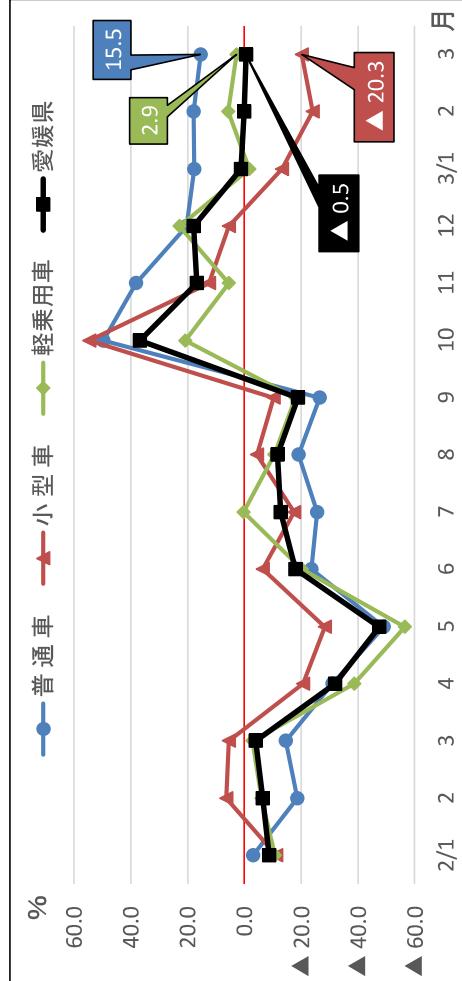
〔ホームセンター販売状況(前年同月比)〕

- ホームセンターは、園芸用品等に動きがみられることから、全体としては順調となっている。
- 乗用車販売は、普通車、軽乗用車で前年を上回っているものの、小型車で前年を下回っていることから、全体としては前年並みとなっている。
- 観光は、感染症の影響により、厳しい状況となっている。
- 旅行は、感染症の影響により、海外旅行で不調、国内旅行で低調となっている。



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔愛媛の乗用車(新車)販売台数(前年同月比)〕



【愛媛県内地域経済に関する生の声】

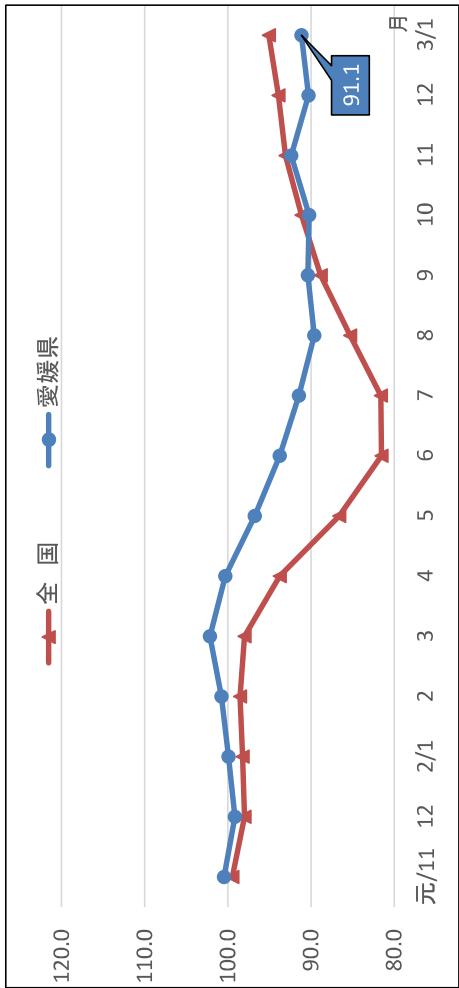
- 『観光』
○県内で感染拡大したことから、多くのキャンセルが発生し、宿泊者数が減少している。
- 『旅行』
○県外移動を自粛する動きが強まってから、レジャー旅行についてはキャンセルが発生し、新規申込が完全に止まってしまった。

【出所】四国運輸局

生産活動

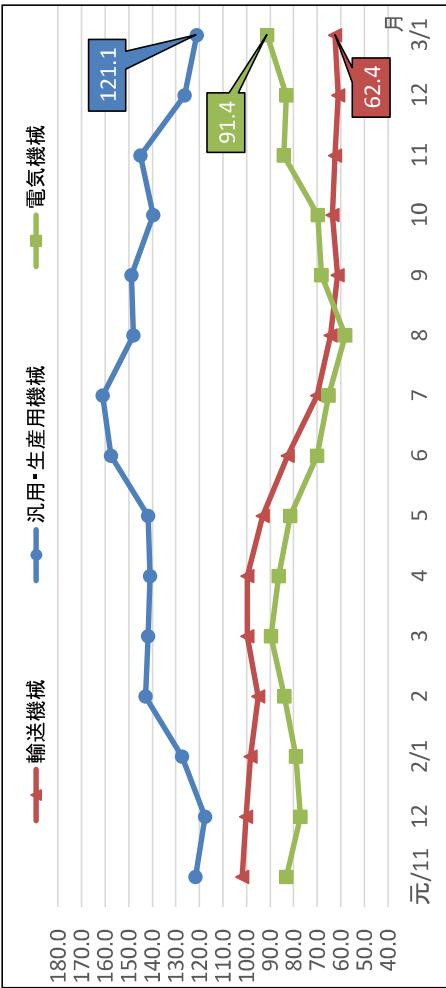
生産活動 一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある

〔鉱工業生産指数(3ヶ月移動平均・季節調整済指數)〕
(平成27年=100)



- 輸送機械は、新規の受注状況は厳しいものの、一定の操業を維持していることから、横ばいの状況にある。
- 汎用・生産用機械は、設備投資関連の需要が減少していることから、持ち直しの動きに一服感がみられる。
- 電気機械は、自動車向けの一部が増加していることから、緩やかに持ち直している。

〔愛媛の鉱工業生産指数(業種別・3ヶ月移動平均・季節調整済指數)〕
(平成27年=100)



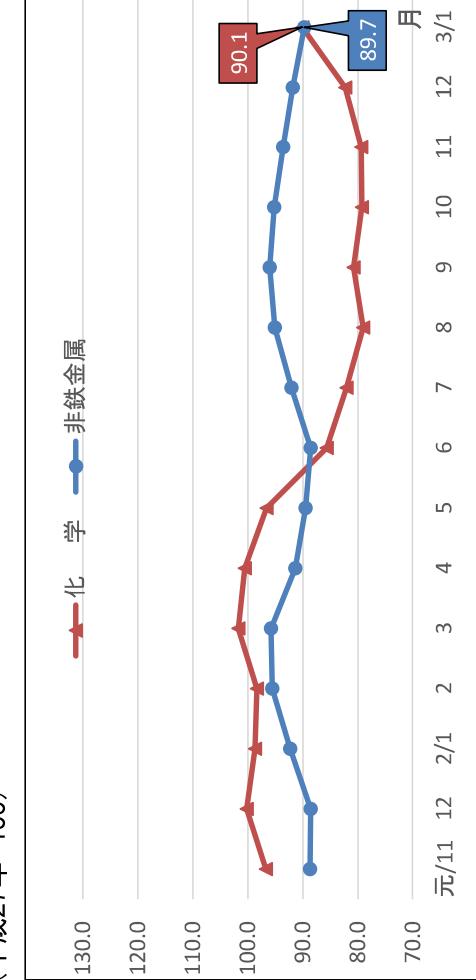
〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

- «輸送機械»
○韓国や中国の攻勢などから、新規受注は厳しい状況にあり、建造ペースをスローダウンしつつ、一定の操業を維持している。
- «電気機械»
○世界的な自動車用半導体不足を背景に需要が高まっており、フル生産が続いている。

生産活動

〔愛媛の鉱工業生産指数(業種別・3ヶ月移動平均・季節調整済指數)〕

(平成27年=100)



○化学は、自動車向けの需要に持ち直しの動きがみられることがから、横ばいの状況にある。

○非鉄金属は、横ばいの状況にある。

○食料品は、業務用で弱さがみられることから、足踏みの状況にある。

○パルプ・紙は、段ボール原紙の需要が堅調なことから、緩やかに持ち直しつつある。

○繊維は、自動車向けの需要に持ち直しの動きがみられることがから、緩やかに持ち直しつつある。

○プラスチック製品は、小売店向けの需要の減少から、弱含んでいる。

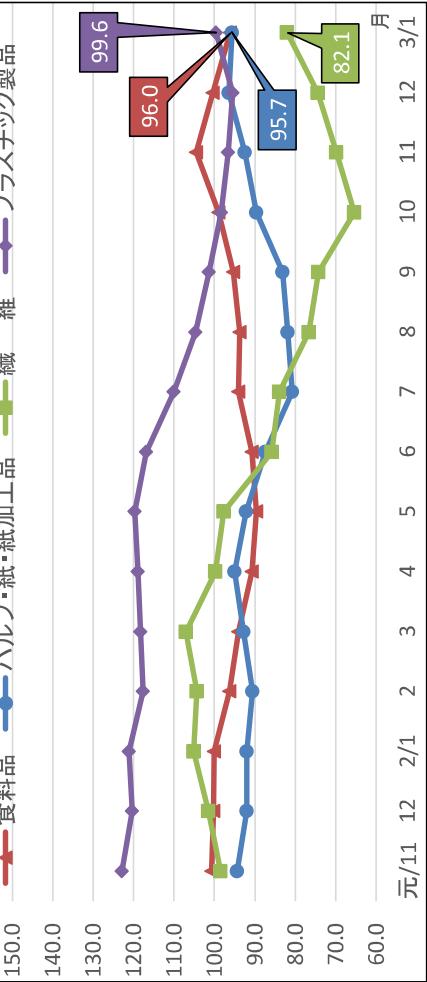
〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

《食料品》

○緊急事態宣言が発出されていた都市圏を中心的に外食向けが再び落ち込んでいる。

《パルプ・紙》

○段ボール原紙は、産業用の需要は低調なもの、業ごもり需要により、食料品向けが好調であるほか、全体への影響度は低いが、ネット販売向けも好調である。



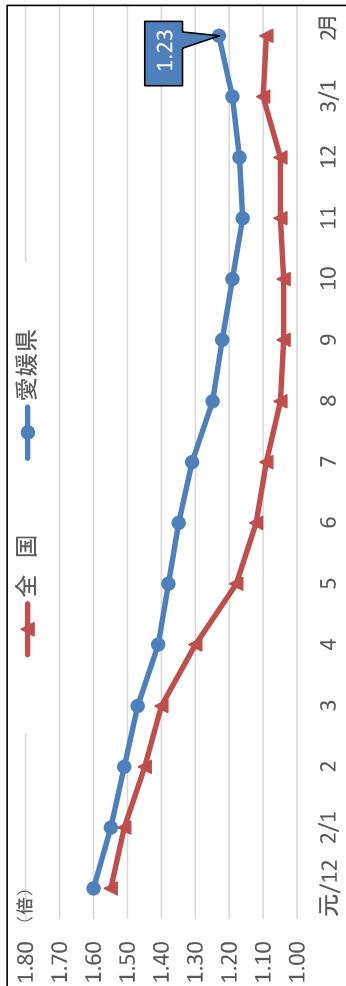
【出所】愛媛県

雇用情勢

雇用情勢 感染症の影響により、弱い動きとなっている

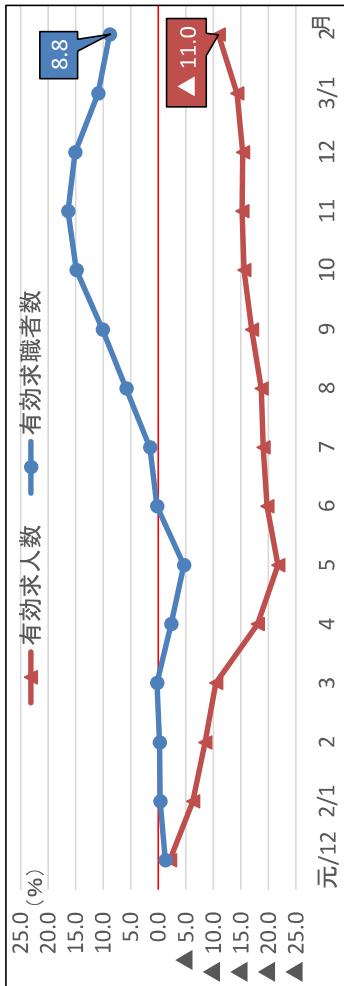
- 有効求人倍率は、緩やかに上昇している。
- 企業の従業員数判断BSIをみると、3月末は、全産業で「不足気味」超幅が縮小している。

〔有効求人倍率(季節調整値)〕



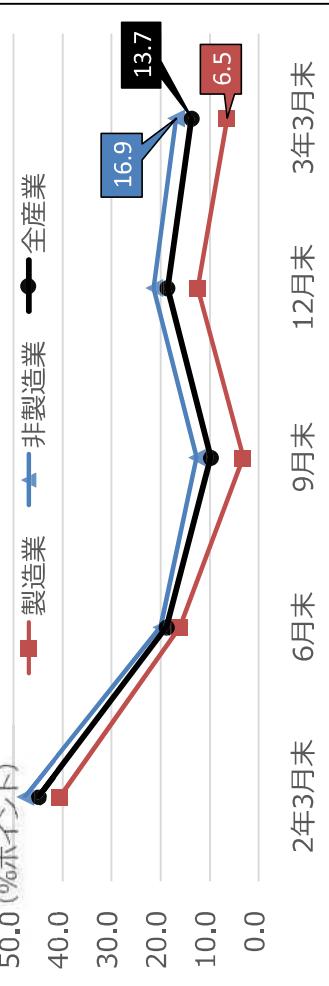
【出所】厚生労働省、愛媛労働局

〔有効求人數、有効求職者数 前年同月比(愛媛県)〕



【出所】厚生労働省、愛媛労働局

〔企業の従業員数判断BSI(愛媛県)〕

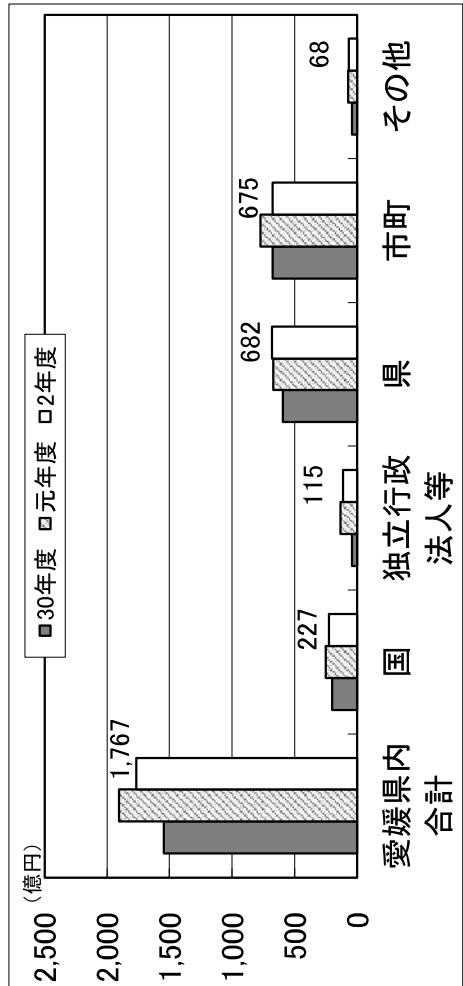


【出所】四国財務局松山財務事務所(法人企業景気予測調査)

公共事業・住宅建設

公共事業
前年度を下回っている

〔愛媛県の公共工事前払金保証請負金額(3月累計額)〕

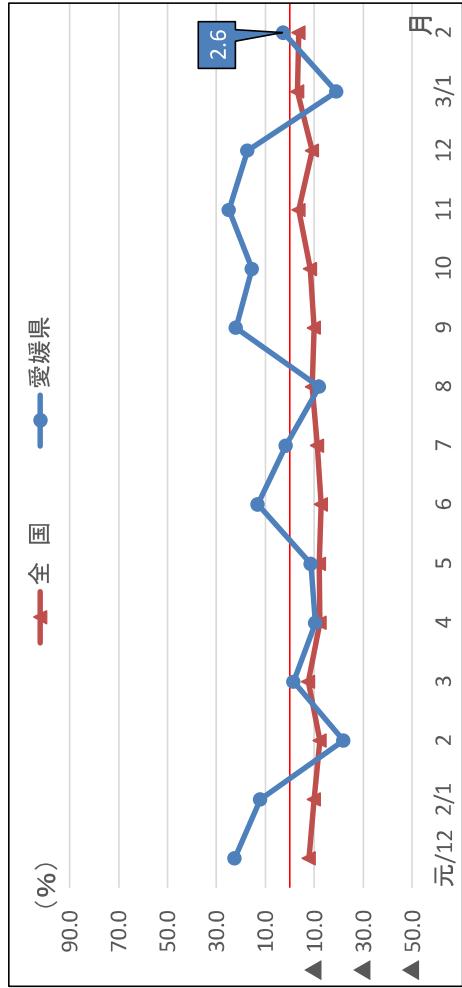


○前払金保証請負金額(令和2年度3月累計額)でみると、県で前年度を上回っているものの、国、独立行政法人等及び市町で前年度を下回っていることから、全体としても前年度を下回っている。

住宅建設
前年を上回っている

【出所】西日本建設業保証(株)等

〔新設住宅着工戸数(前年同月比)〕



○新設住宅着工戸数でみると、持家、賃家、分譲で前年を下回っているものの、給与住宅で前年を上回っていることから、全体としても前年を上回っている。

〔利用関係別着工戸数(愛媛県)〕

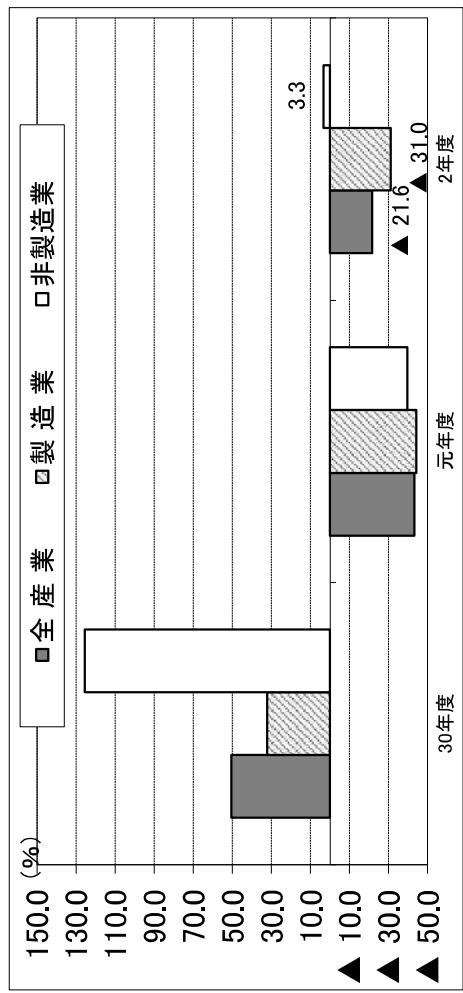
	前期(平成31年3月～令和2年2月)				今期(令和2年3月～令和3年2月)				前年同期比
	3月～5月	6月～8月	9月～11月	12月～2月	3月～5月	6月～8月	9月～11月	12月～2月	
持家	986	1,026	985	824	798	868	914	810	▲1.7%
賃家	736	649	576	695	938	852	803	572	▲17.7%
分譲	354	301	219	296	153	270	375	217	▲26.7%
給与	1	0	2	29	48	8	52	268	824.1%
合計	2,077	1,976	1,782	1,844	1,937	1,998	2,144	1,867	1.2%

【出所】国土交通省

【出所】国土交通省

貿易・設備投資・（企業倒産）・（消費者物価）

〔設備投資 前年度比（愛媛県）〕



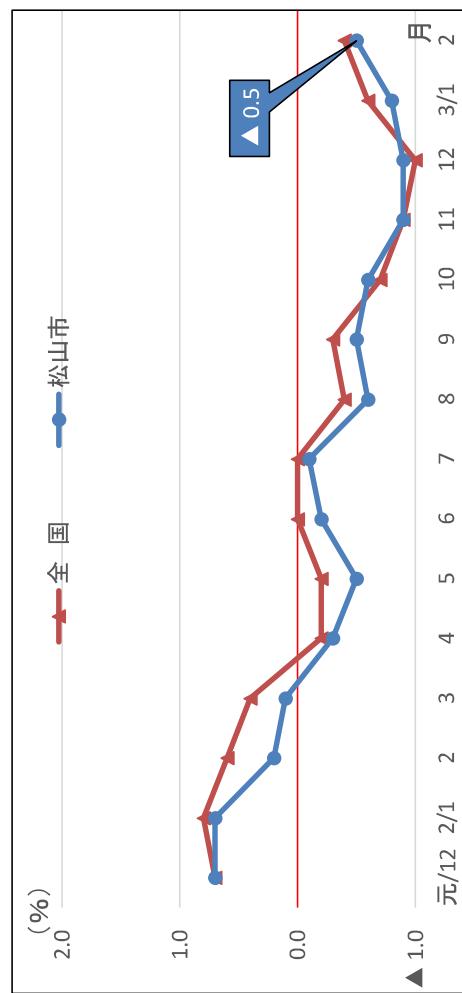
**（企業倒産）
件数は前年並みとなっているものの、負債総額は前年を下回っている**

**（消費者物価）
前年を下回っている**

※ソフトウェア含む、土地除く
※平成30年度は平成31年1-3月期、令和元年度は令和2年1-3月期、
令和2年度は令和3年1-3月期の法人企業景気予測調査結果

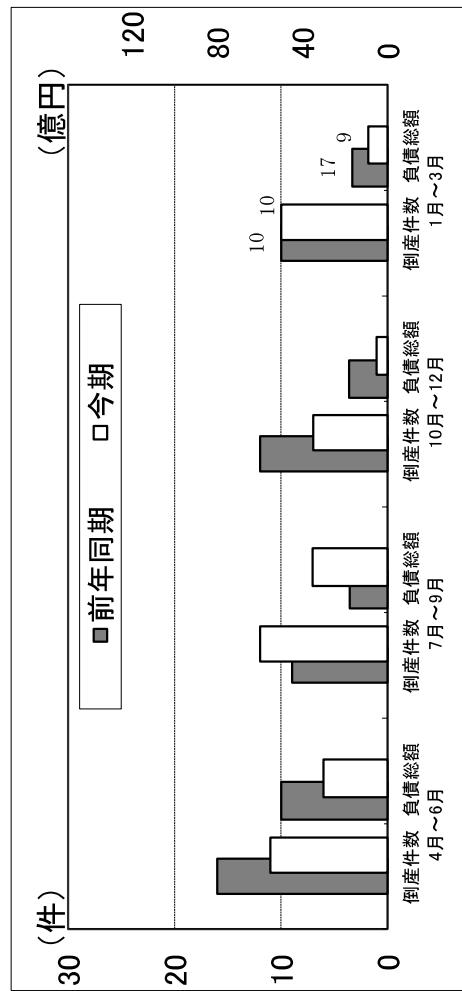
【出所】四国財務局松山財務事務所

〔消費者物価指数（生鮮食品を除く総合：前年同月比）〕



【出所】（株）東京商工リサーチ松山支店

〔倒産件数、負債総額（負債額1,000万円以上、愛媛県）〕



【出所】総務省

※計数(は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等)により、過去に遡って訂正される場合
があるので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

■お問い合わせは
TEL (089) 941-7185
FAX (089) 921-8392
総務課(内線610)又は
財務課(内線630)へ

(メモ用)

2021年4月1日
日本銀行松山支店

第188回全国企業短期経済観測調査(愛媛県分)
— 2021年3月 —

(回答期間) 2月25日～3月31日

(調査対象企業数)

	(A) 対象企業数			(B/A) 回答率
		うち中堅・中小	(B) 回答企業数	
全産業	144社	127社	143社	99.3%
製造業	58社	48社	58社	100.0%
非製造業	86社	79社	85社	98.8%

(参考) 事業計画の前提となっている想定為替レート(製造業)

(円/ドル)

	2020年12月調査	2021年3月調査
2020年度	106.69	106.64
上期	107.14	107.14
下期	106.24	106.14

	2020年12月調査	2021年3月調査
2021年度	—	106.45
上期	—	106.48
下期	—	106.43

1. 業況判断

(「良い」-「悪い」、%ポイント)

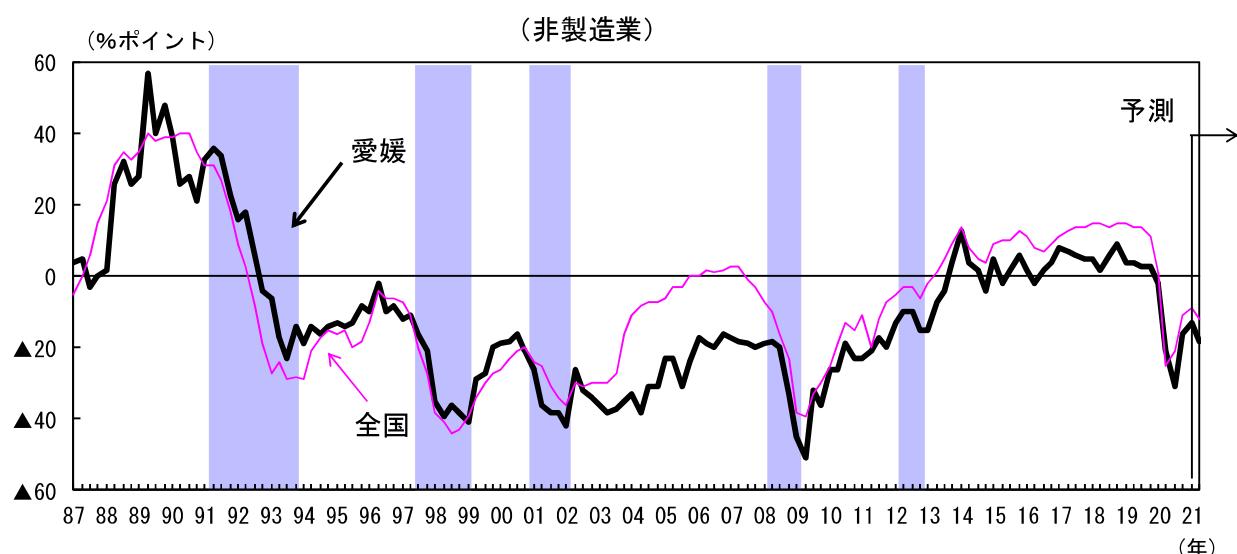
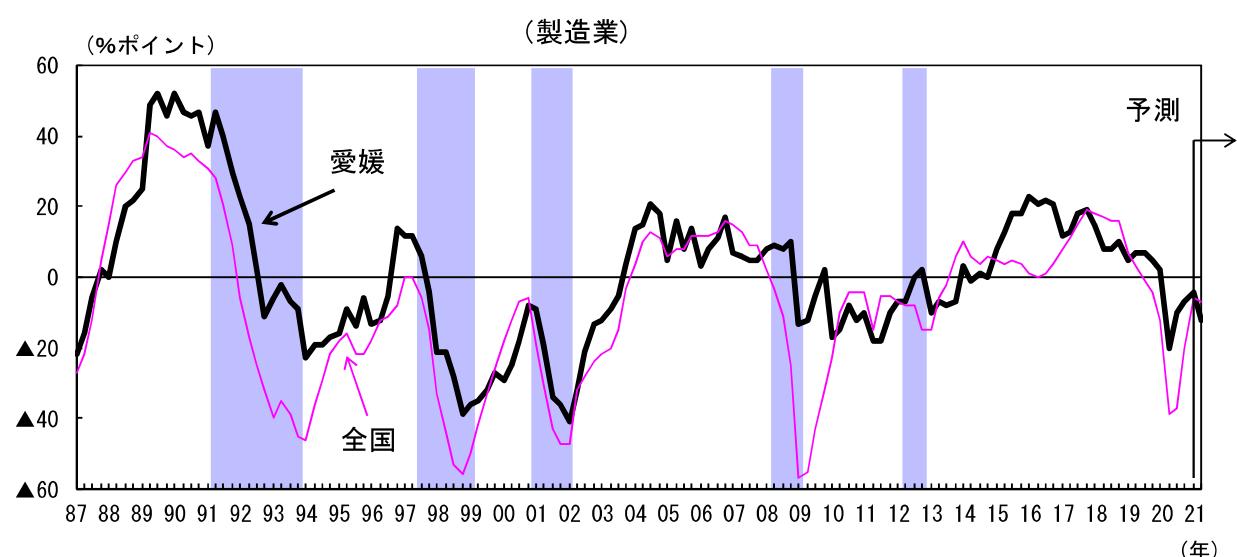
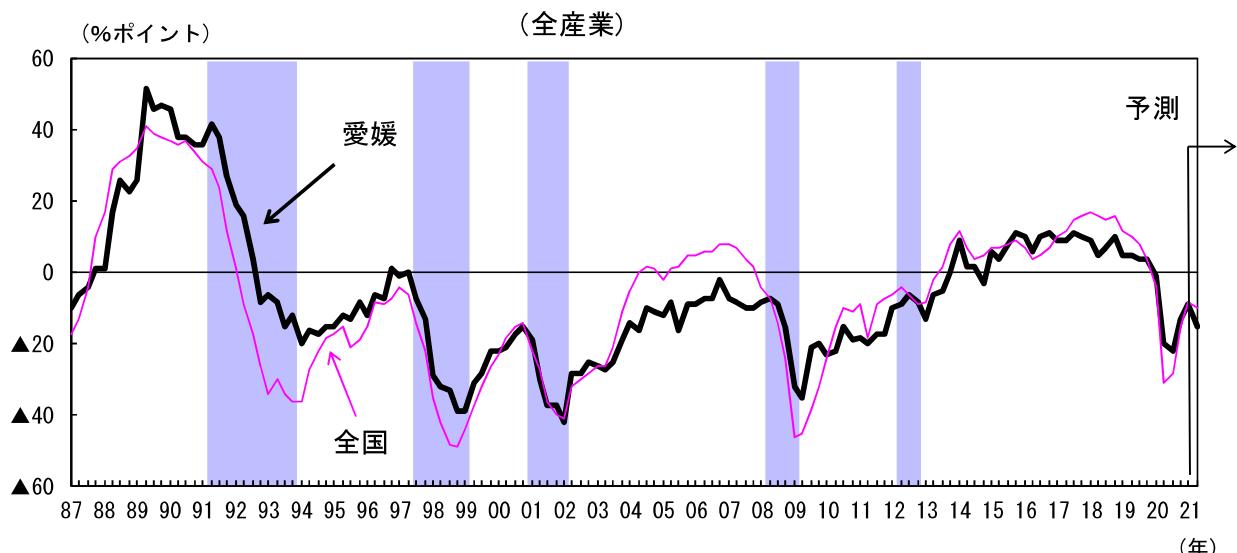
		2020年12月調査		2021年3月調査			
		最近	先行き	最近	先行き	変化幅	
愛媛県	全産業	▲13	▲22	▲ 9	+ 4	▲15	▲ 6
	製造業	▲ 7	▲17	▲ 4	+ 3	▲12	▲ 8
	繊維	▲67	▲67	▲67	0	▲33	+34
	紙・パルプ	46	36	45	▲ 1	27	▲18
	食料品	▲11	▲22	0	+11	▲11	▲11
	金属製品	▲25	▲75	▲50	▲25	▲50	0
	はん用・生産用・業務用機械	▲13	▲38	0	+13	0	0
	輸送用機械	▲17	▲ 9	▲25	▲ 8	▲25	0
	その他製造業	▲67	▲33	0	+67	0	0
	非製造業	▲16	▲25	▲13	+ 3	▲18	▲ 5
	建設	5	▲16	15	+10	▲10	▲25
	不動産・物品賃貸	33	0	33	0	0	▲33
	卸売	▲16	▲33	▲16	0	▲33	▲17
	小売	▲30	▲10	0	+30	▲11	▲11
	運輸・郵便	▲30	▲38	▲30	0	▲ 7	+23
	対事業所サービス	▲20	▲20	▲40	▲20	▲40	0
	対個人サービス	▲33	▲44	▲30	+ 3	▲20	+10
	宿泊・飲食サービス	▲50	▲50	▲100	▲50	▲50	+50

(参考) 四国・全国

四 国	全産業	▲11	▲20	▲10	+ 1	▲15	▲ 5
	製造業	▲12	▲19	▲ 8	+ 4	▲12	▲ 4
	非製造業	▲10	▲19	▲10	0	▲17	▲ 7
全 国	全産業	▲15	▲18	▲ 8	+ 7	▲10	▲ 2
	製造業	▲20	▲19	▲ 6	+14	▲ 7	▲ 1
	非製造業	▲11	▲16	▲ 9	+ 2	▲12	▲ 3

(注) 業種別DIは、対象企業数が3社以上の業種のみ記載。

(参考) 業況判断の推移



(注) シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。

2. 事業計画

(1) 売上高

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	21年度		(計画)	上期	下期
			上期	下期			
全産業	▲ 0.8	<▲ 1.5> ▲ 4.6	<▲ 0.2> ▲11.8	<▲ 2.7> + 2.4	+ 0.4	+ 6.5	▲ 4.7
製造業	▲ 0.6	<▲ 2.1> ▲ 4.0	<▲ 0.2> ▲12.0	<▲ 3.6> + 3.9	+ 0.3	+ 7.5	▲ 5.9
非製造業	▲ 1.2	< 0.0> ▲ 6.4	< 0.0> ▲11.3	< 0.0> ▲ 1.7	+ 1.0	+ 3.7	▲ 1.4

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	21年度		(計画)	上期	下期
			上期	下期			
全産業	+ 0.3	<▲ 0.3> ▲ 6.3	<▲ 0.4> ▲10.5	<▲ 0.1> ▲ 2.1	+ 1.2	+ 3.8	▲ 1.3
製造業	+ 1.4	<▲ 0.8> ▲ 5.0	<▲ 0.7> ▲ 7.5	<▲ 0.9> ▲ 2.4	+ 1.1	+ 2.3	▲ 0.1
非製造業	▲ 1.3	<+ 0.5> ▲ 8.4	<▲ 0.1> ▲15.6	<+ 1.0> ▲ 1.5	+ 1.2	+ 6.5	▲ 3.1

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	21年度		(計画)	上期	下期
			上期	下期			
全産業	▲ 1.4	<+ 0.4> ▲ 8.2	< — > ▲12.8	<+ 0.4> ▲ 3.7	+ 2.4	+ 3.9	+ 1.0
製造業	▲ 2.8	<+ 0.8> ▲ 8.1	< — > ▲14.4	<+ 1.4> ▲ 2.0	+ 3.0	+ 5.3	+ 1.0
非製造業	▲ 0.6	<+ 0.2> ▲ 8.2	< — > ▲12.0	<▲ 0.1> ▲ 4.5	+ 2.1	+ 3.2	+ 1.1

(2) 経常利益

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	上期		21年度 (計画)	上期		下期
			上期	下期		上期	下期	
全産業	▲22.9	<▲ 2.8> + 6.8	<+ 0.1> +24.0	<▲ 5.9> ▲ 7.3	+ 1.7	▲ 2.7	+ 6.5	
製造業	▲28.6	<▲ 4.8> +11.4	<▲ 0.2> +41.8	<▲ 9.9> ▲11.4	+ 3.1	▲ 4.4	+12.1	
非製造業	+ 1.0	<+ 6.4> ▲ 8.8	<+ 1.8> ▲24.8	<+10.1> + 8.7	▲ 4.1	+ 6.0	▲11.8	

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	上期		21年度 (計画)	上期		下期
			上期	下期		上期	下期	
全産業	+14.7	<+ 8.1> ▲ 6.4	<+ 0.5> ▲19.0	<+14.8> + 6.2	▲ 9.0	+ 1.3	▲16.8	
製造業	+17.5	<+ 5.2> + 2.4	<▲ 0.8> ▲ 1.5	<+11.7> + 6.5	▲15.8	▲11.8	▲19.7	
非製造業	+10.4	<+14.7> ▲20.8	<+ 4.7> ▲48.4	<+20.1> + 5.8	+ 5.4	+43.3	▲12.2	

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	上期		21年度 (計画)	上期		下期
			上期	下期		上期	下期	
全産業	▲ 9.6	<+ 7.6> ▲30.3	<—> ▲42.6	<+13.4> ▲15.2	+ 8.6	+10.9	+ 6.7	
製造業	▲15.9	<+12.3> ▲18.6	<—> ▲37.5	<+23.7> + 6.1	+ 4.2	+ 8.2	+ 1.2	
非製造業	▲ 5.1	<+ 4.1> ▲37.7	<—> ▲46.0	<+ 5.7> ▲28.0	+12.2	+13.0	+11.5	

(3) 売上高経常利益率

【全規模】

	19年度	20年度 (計画)			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	4.01	<4.66> 4.58	<5.27> 5.21	<4.15> 4.05	4.64	4.76	4.52
製造業	4.16	<5.09> 4.95	<5.91> 5.91	<4.43> 4.14	5.09	5.25	4.93
非製造業	3.57	<3.46> 3.47	<3.62> 3.19	<3.32> 3.72	3.29	3.26	3.32

【うち中堅・中小企業】

	19年度	20年度 (計画)			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	4.44	<4.12> 4.47	<3.99> 4.03	<4.24> 4.87	4.02	3.93	4.11
製造業	4.50	<4.60> 4.88	<4.77> 4.76	<4.44> 5.00	4.06	4.11	4.02
非製造業	4.32	<3.30> 3.76	<2.54> 2.67	<3.92> 4.66	3.92	3.59	4.22

(参考) 全国

【全規模】

	19年度	20年度 (計画)			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	5.23	<3.70> 3.97	<3.81> 3.84	<3.61> 4.08	4.21	4.10	4.31
製造業	6.14	<4.88> 5.44	<5.13> 5.14	<4.67> 5.70	5.50	5.28	5.71
非製造業	4.78	<3.12> 3.24	<3.16> 3.22	<3.09> 3.27	3.57	3.52	3.60

(4) 設備投資額（含む土地投資額）

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	21年度 (計画)
全産業	▲30.1	<+ 7.8> +13.9	▲ 1.2
製造業	▲26.5	<+ 9.8> +17.7	+ 2.4
非製造業	▲38.1	<+ 2.2> + 3.4	▲12.2

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	21年度 (計画)
全産業	+21.7	<+ 1.2> + 4.6	▲25.3
製造業	+26.0	< 0.0> + 7.4	▲29.8
非製造業	+12.6	<+ 4.7> ▲ 2.0	▲13.5

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	21年度 (計画)
全産業	▲ 0.6	<▲ 1.6> ▲ 5.5	+ 0.5
製造業	+ 0.9	<▲ 2.7> ▲ 5.7	+ 3.0
非製造業	▲ 1.5	<▲ 0.9> ▲ 5.3	▲ 1.0

(注) ソフトウェア投資額、研究開発投資額は含まない。

(参考) ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	21年度 (計画)
全産業	▲22.6	<+ 7.5> + 9.4	+ 2.0
製造業	▲17.4	<+ 9.0> +10.8	+ 4.8
非製造業	▲37.7	<+ 1.6> + 3.7	▲ 9.9

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	21年度 (計画)
全産業	+24.4	<+ 0.2> + 6.1	▲21.5
製造業	+25.6	<▲ 0.8> +10.2	▲26.2
非製造業	+21.5	<+ 3.5> ▲ 4.3	▲ 7.9

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度 (計画)	21年度 (計画)
全産業	+ 1.6	<▲ 2.2> ▲ 5.1	+ 2.3
製造業	+ 1.7	<▲ 2.1> ▲ 4.6	+ 3.3
非製造業	+ 1.5	<▲ 2.2> ▲ 5.5	+ 1.2

3. その他判断項目

(1) 国内での製商品・サービス需給判断

(「需要超過」-「供給超過」、%ポイント)

	2020年12月調査		2021年3月調査		
	最近	先行き	最近	先行き	変化幅
				変化幅	
全産業	▲28	▲30	▲22	+ 6	▲25 ▲3
製造業	▲27	▲31	▲17	+10	▲23 ▲6
非製造業	▲28	▲29	▲25	+ 3	▲28 ▲3

(2) 製商品在庫水準判断

(「過大」-「不足」、%ポイント)

	2020年12月調査		2021年3月調査		
	最近	先行き	最近	先行き	変化幅
				変化幅	
全産業	7		0	▲7	
製造業	9		7	▲2	
非製造業	4		▲9	▲13	

(3) 販売価格判断

(「上昇」-「下落」、%ポイント)

	2020年12月調査		2021年3月調査		
	最近	先行き	最近	先行き	変化幅
				変化幅	
全産業	▲4	▲5	▲2	+ 2	3 + 5
製造業	▲9	▲5	▲3	+ 6	3 + 6
非製造業	▲1	▲5	▲1	0	4 + 5

(4) 仕入価格判断

(「上昇」-「下落」、%ポイント)

	2020年12月調査		2021年3月調査		
	最近	先行き	最近	先行き	変化幅
				変化幅	
全産業	11	18	22	+11	31 + 9
製造業	12	23	26	+14	36 +10
非製造業	12	14	19	+ 7	26 + 7

(5) 生産・営業用設備判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2020年12月調査		2021年3月調査		
	最近	先行き	最近	先行き	変化幅
				変化幅	
全産業	4	2	1	▲3	▲2
製造業	9	5	3	▲6	1
非製造業	0	0	0	0	▲5

(参考) 全国

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2020年12月調査		2021年3月調査		
	最近	先行き	最近	先行き	変化幅
				変化幅	
全産業	6	4	4	▲2	2
製造業	12	9	7	▲5	5
非製造業	1	0	1	0	▲1

(6) 雇用人員判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2020年12月調査		2021年3月調査		
	最近	先行き	最近	先行き	変化幅
				変化幅	
全産業	▲25	▲27	▲23	+2	▲28
製造業	▲18	▲19	▲14	+4	▲17
非製造業	▲30	▲31	▲30	0	▲35

(参考) 全国

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2020年12月調査		2021年3月調査		
	最近	先行き	最近	先行き	変化幅
				変化幅	
全産業	▲10	▲13	▲12	▲2	▲16
製造業	5	0	▲2	▲7	▲6
非製造業	▲20	▲22	▲20	0	▲22

(7) 企業金融判断（全産業）

(%ポイント)

	2020年12月調査		2021年3月調査			
	最近	先行き	最近	先行き		変化幅
				変化幅	変化幅	
資金繰り (「楽である」-「苦しい」)	7		7	0		
金融機関の貸出態度 (「緩い」-「厳しい」)	21		21	0		
借入金利水準 (「上昇」-「低下」)	▲ 4	▲ 1	▲ 5	▲ 1	▲ 1	+ 4

(参考) 全国

(%ポイント)

	2020年12月調査		2021年3月調査			
	最近	先行き	最近	先行き		変化幅
				変化幅	変化幅	
資金繰り (「楽である」-「苦しい」)	7		9	+ 2		
金融機関の貸出態度 (「緩い」-「厳しい」)	18		18	0		
借入金利水準 (「上昇」-「低下」)	▲ 2	3	▲ 1	+ 1	5	+ 6

以上

(メモ用)



法人企業景気予測調査結果

愛媛県の概要

令和3年4～6月期調査

目 次

調査要領	1
1. 企業の景況	2
2. 従業員数	3
3. 売上高	4
4. 経常利益	4
5. 設備投資	4
6. 資料編	5
(1) 企業の景況判断（上昇・下降）の決定要因	
(2) 判断調査項目B S I表（原数値）	
(3) 今年度における設備投資のスタンス	
(4) 今年度における資金調達方法	

財務省四国財務局
松山財務事務所

調査要領

1. 調査の目的と根拠

我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として内閣府と財務省が共管で実施。

2. 調査対象の範囲

愛媛県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、「資本金」という。）1千万円以上の法人企業（県外に本社の所在する工場を含む）。

ただし、電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は資本金1億円以上を対象。

3. 調査対象企業数及び回収状況

愛媛県の調査対象企業数及び回収状況は次のとおり

	調査企業数(社)			回答企業数(社)			回収率(%)		
	大企業	中堅企業	中小企業	大企業	中堅企業	中小企業	大企業	中堅企業	中小企業
製造業	49	15	11	23	38	14	11	13	77.6
非製造業	74	14	16	44	62	14	16	32	83.8
合計	123	29	27	67	100	28	27	45	81.3
							96.6	100.0	67.2

4. 調査時点

令和3年5月15日

5. 調査対象期間(時点)

- 判断項目：現状（令和3年4～6月期及び6月末）
見通し（令和3年7～9月期及び9月末、令和3年10～12月期及び12月末）
- 計数項目：令和3年度

6. 調査方法

調査票による郵送またはオンライン調査（自記記入による）

(注)

判断調査項目については、原則としてB S I (Business Survey Index) による。

B S Iは、前期と比較した「上昇」又は「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

例 「企業の景況」の場合

前期と比べて

- 「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%
- 「不变」と回答した企業の構成比・・・25.0%
- 「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%
- 「不明」と回答した企業の構成比・・・5.0%

$$B S I = (\text{「上昇」回答の構成比} 40.0\%) - (\text{「下降」回答の構成比} 30.0\%) = 10.0\% \text{ ポイントの「上昇」超}$$

1. 企業の景況…現状4~6月期は「下降」超幅が縮小

現状4~6月期は、全産業では▲14.0%ポイントの「下降」超となっており、前期（3年1~3月期）に比べ「下降」超幅が縮小している。

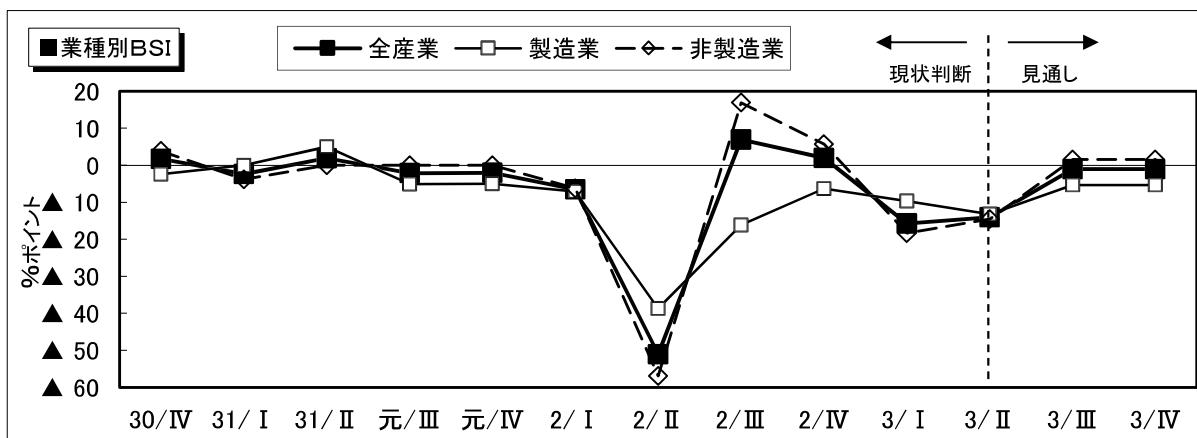
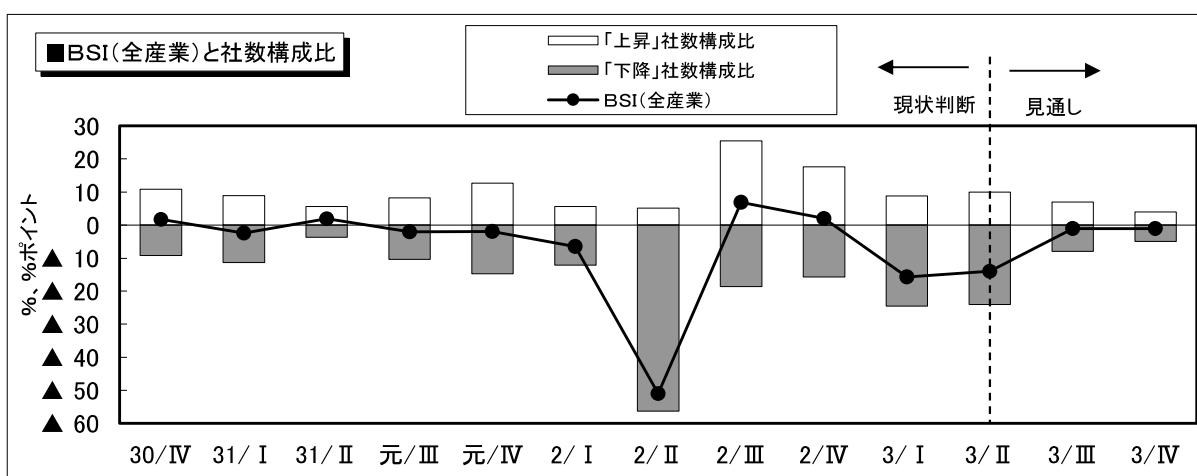
業種別にみると、製造業で「下降」超幅が拡大し、非製造業で「下降」超幅が縮小している。

先行きについて、全産業でみると、7~9月期は「下降」超幅が縮小し、10~12月期は横ばいで推移する見通しとなっている。

企業の景況判断 BSI(前期比「上昇」ー「下降」社数構成比) [原数值] (単位:%ポイント)

区分	3年1~3月 前回調査	3年4~6月 現状判断	3年7~9月 見通し	3年10~12月 見通し
全産業	▲ 15.7	(4.9) ▲ 14.0	(4.9) ▲ 1.0	▲ 1.0
製造業	▲ 9.7	(3.2) ▲ 13.2	(6.5) ▲ 5.3	▲ 5.3
非製造業	▲ 18.3	(5.6) ▲ 14.5	(4.2) 1.6	1.6

(注)3年4~6月、3年7~9月の()書きは前回調査時の見通し



2. 従業員数…現状6月末は「不足気味」超幅が拡大

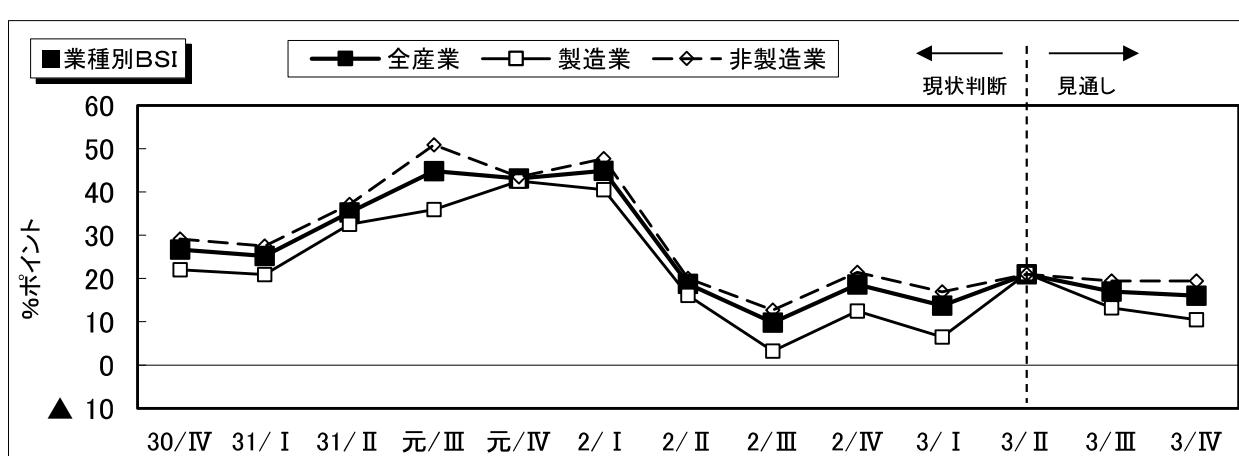
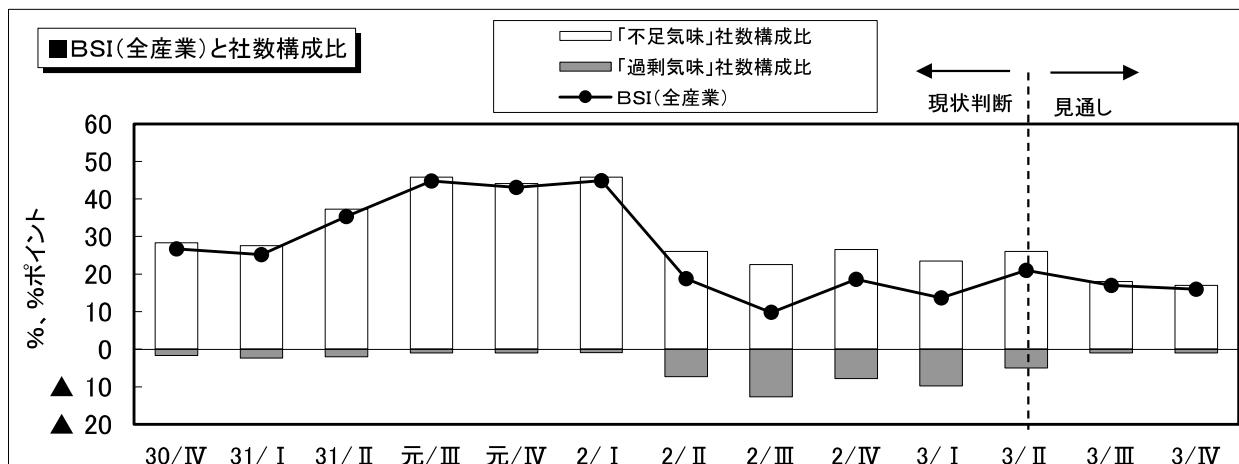
現状6月末は、全産業では「不足気味」超幅が拡大している。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに「不足気味」超幅が拡大している。

先行きについて、全産業でみると、9月末、12月末とともに「不足気味」超幅が縮小する見通しとなっている。

従業員数判断 BSI(期末判断「不足気味」-「過剰気味」社数構成比)〔原数值〕 (単位:%ポイント)

区分	3年3月末 前回調査	3年6月末 現状判断	3年9月末 見通し	3年12月末 見通し
全産業	13.7	(14.7) 21.0	(16.7) 17.0	16.0
製造業	6.5	(9.7) 21.1	(12.9) 13.2	10.5
非製造業	16.9	(16.9) 21.0	(18.3) 19.4	19.4

(注)3年6月末、3年9月末の()書きは前回調査時の見通し



3. 売上高…増収見込み

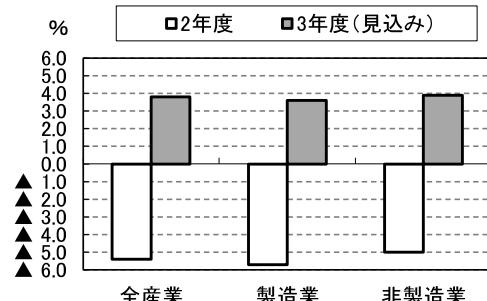
3年度は、全産業では前年度比で3.8%の増収見込みとなっている。

業種別にみると、製造業で3.6%、非製造業で3.9%の増収見込みとなっている。

売上高(前年度比増減率)

(単位:%)

区分	2年度	3年度
全産業	▲ 5.4	3.8
製造業	▲ 5.7	3.6
非製造業	▲ 5.0	3.9



(注1)県内に本社が所在する企業(「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」除く)

(注2)2年度は令和3年1～3月期調査の結果

4. 経常利益…減益見込み

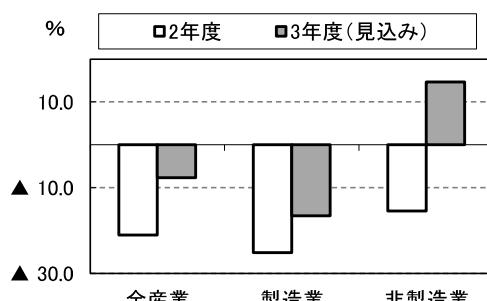
3年度は、全産業では前年度比で7.7%の減益見込みとなっている。

業種別にみると、製造業で16.6%の減益、非製造業で14.6%の増益見込みとなっている。

経常利益(前年度比増減率)

(単位:%)

区分	2年度	3年度
全産業	▲ 21.1	▲ 7.7
製造業	▲ 25.2	▲ 16.6
非製造業	▲ 15.5	14.6



(注1)県内に本社が所在する企業(「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」除く)

(注2)2年度は令和3年1～3月期調査の結果

5. 設備投資…増加見込み

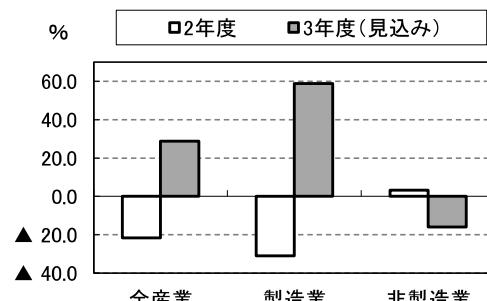
3年度は、全産業では前年度比で28.8%の増加見込みとなっている。

業種別にみると、製造業で58.9%の増加、非製造業で16.0%の減少見込みとなっている。

設備投資(前年度比増減率)

(単位:%)

区分	2年度	3年度
全産業	▲ 21.6	28.8
製造業	▲ 31.0	58.9
非製造業	3.3	▲ 16.0



(注1)土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

(注2)2年度は令和3年1～3月期調査の結果

6. 資料編

(1)企業の景況判断(上昇・下降)の決定要因

(単位: %)

要 因	全 産 業			製 造 業			非 製 造 業		
	3年 4~6月	7~9月	10~12月	3年 4~6月	7~9月	10~12月	3年 4~6月	7~9月	10~12月
上 昇	① 国内需要(売上) の動向	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	② 海外需要(売上) の動向	30.0	0.0	25.0	75.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	③ 販売価格の動向	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0
	④ 仕入価格の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑤ 仕入以外のコスト の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑥ 資金繰り・資金調達 の動向	10.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑦ 株式・不動産等の 資産価格の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧ 為替レートの動向	10.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨ 税制・会計制度等 の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩ その他の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下 降	① 国内需要(売上) の動向	78.3	62.5	60.0	66.7	40.0	33.3	85.7	100.0
	② 海外需要(売上) の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	③ 販売価格の動向	21.7	25.0	0.0	22.2	40.0	0.0	21.4	0.0
	④ 仕入価格の動向	39.1	75.0	80.0	44.4	80.0	66.7	35.7	66.7
	⑤ 仕入以外のコスト の動向	26.1	62.5	40.0	22.2	80.0	33.3	28.6	33.3
	⑥ 資金繰り・資金調達 の動向	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0
	⑦ 株式・不動産等の 資産価格の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧ 為替レートの動向	13.0	12.5	20.0	33.3	20.0	33.3	0.0	0.0
	⑨ 税制・会計制度等 の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩ その他の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)「金融業、保険業」除く

(2) 判断調査項目BSI表(原数値)

(単位:%ポイント)

項目別 規模別	業種別 期間別	全産業			製造業			非製造業		
		3年 4~6月	7~9月	10~12月	3年 4~6月	7~9月	10~12月	3年 4~6月	7~9月	10~12月
企業の景況 「上昇」「下降」	全規模	▲14.0	▲1.0	▲1.0	▲13.2	▲5.3	▲5.3	▲14.5	1.6	1.6
	大企業	▲21.4	3.6	7.1	▲7.1	0.0	0.0	▲35.7	7.1	14.3
	中堅企業	▲11.1	11.1	0.0	0.0	18.2	0.0	▲18.8	6.3	0.0
	中小企業	▲11.1	▲11.1	▲6.7	▲30.8	▲30.8	▲15.4	▲3.1	▲3.1	▲3.1
国内の景況 「上昇」「下降」	全規模	▲33.3	▲4.9	3.7	▲25.0	▲3.1	▲12.5	▲38.8	▲6.1	14.3
	大企業	▲26.9	15.4	11.5	▲8.3	8.3	0.0	▲42.9	21.4	21.4
	中堅企業	▲16.7	▲4.2	0.0	▲20.0	▲10.0	▲10.0	▲14.3	0.0	7.1
	中小企業	▲51.6	▲22.6	0.0	▲50.0	▲10.0	▲30.0	▲52.4	▲28.6	14.3
生産・販売などのための設備 「不足」「過大」 (期末判断)	全規模	7.7	3.8	5.1	12.9	9.7	9.7	4.3	0.0	2.1
	大企業	▲13.0	0.0	0.0	▲18.2	0.0	0.0	▲8.3	0.0	0.0
	中堅企業	12.5	4.2	8.3	40.0	30.0	30.0	▲7.1	▲14.3	▲7.1
	中小企業	19.4	6.5	6.5	20.0	0.0	0.0	19.0	9.5	9.5
従業員数 「不足気味」「過剰気味」 (期末判断)	全規模	21.0	17.0	16.0	21.1	13.2	10.5	21.0	19.4	19.4
	大企業	7.1	14.3	17.9	7.1	14.3	14.3	7.1	14.3	21.4
	中堅企業	29.6	25.9	18.5	36.4	27.3	27.3	25.0	25.0	12.5
	中小企業	24.4	13.3	13.3	23.1	0.0	▲7.7	25.0	18.8	21.9

(3) 今年度における設備投資のスタンス

項目別	業種別	全産業		製造業		非製造業	
		構成比	順位	構成比	順位	構成比	順位
生産(販売)能力の拡大		41.0%	3	46.9%	3	37.0%	4
製(商)品・サービスの質的向上		24.4%	5	28.1%	4	21.7%	5
情報化への対応		38.5%	4	18.8%	5	52.2%	2
省力化合理化		47.4%	2	50.0%	2	45.7%	3
環境対策		14.1%	6	9.4%	8	17.4%	6
海外投資		2.6%	9	3.1%	9	2.2%	9
研究開発		9.0%	8	15.6%	6	4.3%	8
新事業への進出		11.5%	7	12.5%	7	10.9%	7
維持更新		73.1%	①	71.9%	①	73.9%	①
その他の		0.0%		0.0%		0.0%	

(注)3つ以内の複数回答

(4) 今年度における資金調達方法

項目別	業種別	全産業		製造業		非製造業	
		構成比	順位	構成比	順位	構成比	順位
民間金融機関		64.7%	①	63.0%	2	65.9%	①
公的機関		32.4%	3	22.2%	3	39.0%	3
株式の発行		4.4%	9	0.0%		7.3%	6
社債の発行		2.9%	10	3.7%	9	2.4%	10
リース		17.6%	4	18.5%	4	17.1%	4
企業間信用		10.3%	5	14.8%	5	7.3%	6
資産の売却		8.8%	6	7.4%	6	9.8%	5
資産の流動化・証券化		5.9%	7	7.4%	6	4.9%	8
内部資金		63.2%	2	66.7%	①	61.0%	2
その他の		5.9%	7	7.4%	6	4.9%	8

(注)3つ以内の複数回答

お問い合わせ先

T E L (089) 941-7185
F A X (089) 921-8392

総務課 (内線 610) 又は
財務課 (内線 630) ~

2021年6月14日
日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、持ち直しつつあるが、新型コロナウィルス感染症再拡大の影響から足踏み感がみられる。

すなわち、個人消費は、持ち直しの動きが一服している。住宅投資は、横ばい圏内で推移している。設備投資は、増加している。公共投資は、減少している。こうした中、生産は、下げる止まっている。雇用・所得をみると、弱めの動きがみられている。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、減少している。

輸出は、下げる止まっている。

設備投資は、増加している。

個人消費は、持ち直しの動きが一服している。

大型小売店¹販売は、緩やかに持ち直している。コンビニエンスストア販売は、弱い動きとなっている。家電販売は、増勢が一服している。乗用車販売は、減少している。

この間、主要宿泊施設および主要観光施設の入込みは、低調に推移している。

住宅投資は、横ばい圏内で推移している。

¹ 県内の百貨店、スーパー、ホームセンター等。

(2) 生産

生産は、下げる止まっている。

業種別の生産動向

繊 維	幾分持ち直している。
紙 ・ パ ル プ	持ち直している。
化 学	持ち直している。
プラスチック製品	幾分持ち直している。
非 鉄 金 属	横ばい圏内の動きとなっている。
食 料 品	横ばい圏内の動きとなっている。
一 般 機 械	弱い動きとなっている。
電 气 機 械	持ち直している。
輸送機械（造船）	低調に推移している。

(3) 雇用・所得

雇用・所得をみると、弱めの動きがみられている。

有効求人倍率は、前月比上昇した。名目賃金、常用労働者数は、前年を上回った。

(4) 物価

松山市の消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を下回っている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、落ち着いた動きとなっている。

(6) 金融情勢

実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比低下した。

以 上



愛 媛 労 働 局 発 表
令 和 3 年 6 月 29 日 (火)

担 当	愛媛労働局職業安定部職業安定課		
	課 長 梶 浩		
	課 長 補 佐 松 友 庸 治		
	地方労働市場情報官 須 合 久		

電 話 089-943-5221

管内の雇用失業情勢（令和3年5月分）について

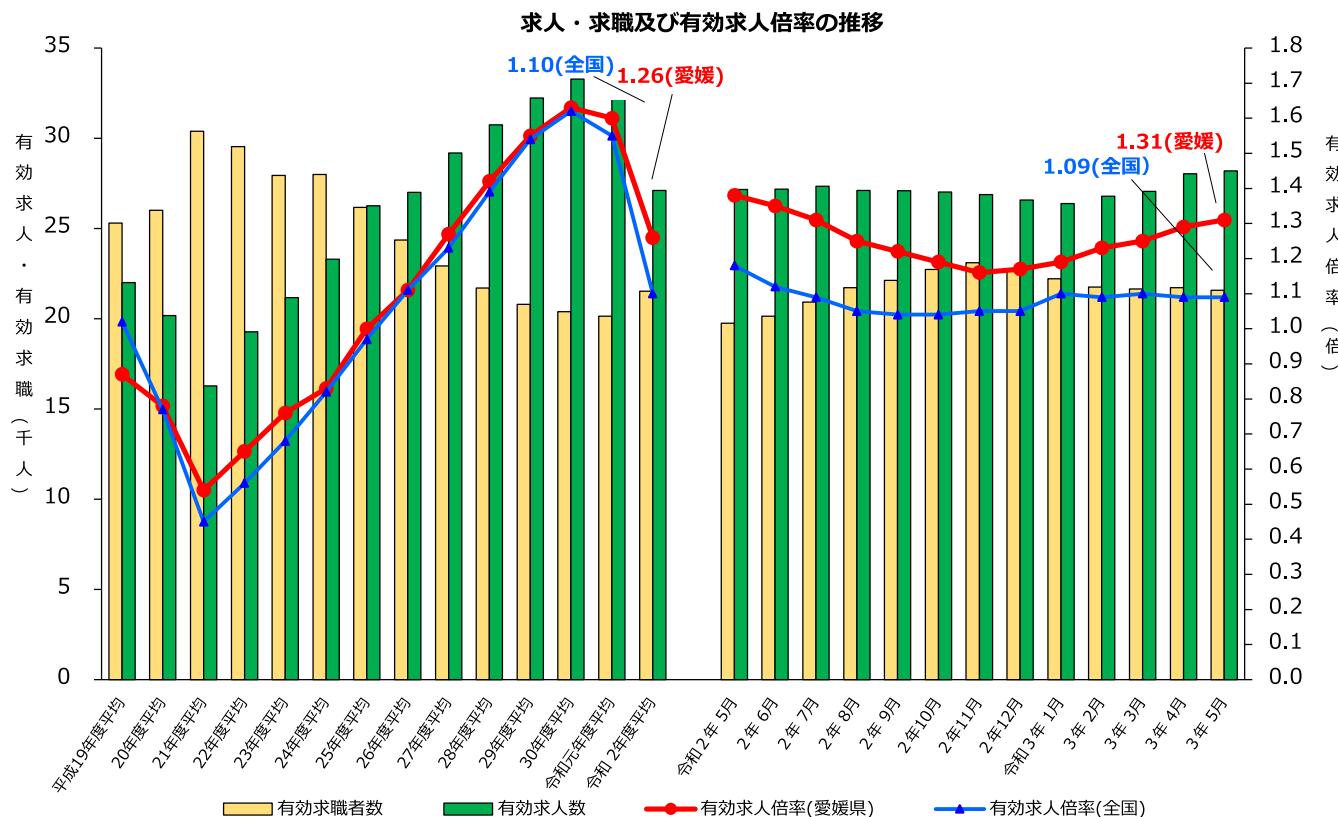
— 有効求人倍率は1.31倍(季節調整値) —

前月比0.02ポイント上昇

愛媛労働局では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率等の指標を作成し毎月公表しています。

«ポイント»

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.31倍で前月比0.02ポイント上昇した。
正社員求人倍率（原数値）は、0.99倍で前年同月比0.02ポイント低下した。
- 地域別の有効求人倍率（原数値）は、東・中・南予すべての地域で前年同月を下回った。
東予地域は1.21倍、中予地域は1.13倍、南予地域は1.20倍となった。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月比で3か月ぶり減少した。
主な産業別では、「サービス業」（14.3%増）、「建設業」（10.4%増）、「卸売業、小売業」（2.8%増）で前年同月を上回ったが、「運輸業、郵便業」（36.9%減）、「製造業」（13.5%減）、「宿泊業、飲食サービス業」（8.1%減）、「医療、福祉」（0.9%減）で前年同月を下回った。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月比で3か月連続増加した。



管内の雇用失業情勢(令和3年5月分)概要

I 主要指標

1 求人倍率 [資料 P 11.13]

項目	令和3年5月	前月差	ポイント	(前月差)
有効求人倍率	1.31 倍	0.02 p	前月差で6か月連続上昇	
有効求人	28,187	0.6 %	前月比で4か月連続増加	155
有効求職	21,575	▲ 0.7 %	前月比で2か月ぶり減少	▲ 148
新規求人倍率	2.27 倍	0.16 p	前月差で2か月ぶり上昇	
新規求人	9,742	2.0 %	前月比で2か月ぶり増加	193
新規求職	4,294	▲ 5.2 %	前月比で2か月ぶり減少	▲ 236

(注) 数値は季節調整値

【正社員求人】 [資料 P 7]

項目	令和3年5月	前年同月差	ポイント
正社員有効求人倍率	0.99 倍	▲ 0.02 p	前年同月差で17か月連続低下

【地域別】 [資料 P 8.9]

項目	令和3年5月	前年同月差	ポイント
東 予	1.21 倍	▲ 0.14 p	前年同月差で23か月連続低下
中 予	1.13 倍	▲ 0.03 p	前年同月差で18か月連続低下
南 予	1.20 倍	▲ 0.05 p	前年同月差で17か月連続低下

2 求人 [資料 P 4.5.10]

項目	令和3年5月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有効求人	26,276	3.4 %	前年同月比で22か月ぶり増加	865
新規求人	9,248	▲ 2.6 %	前年同月比で3か月ぶり減少	▲ 242
建 設 業	905	10.4 %		85
製 造 業	951	▲ 13.5 %		▲ 149
運輸業，郵便業	413	▲ 36.9 %		▲ 241
卸売業，小売業	1,345	2.8 %		36
宿泊業，飲食サービス業	305	▲ 8.1 %		▲ 27
医療，福祉	2,943	▲ 0.9 %		▲ 27
サ ー ビ ス 業	1,183	14.3 %		148

【一般・パート別(有効求人)状況】

一般求人は前年同月比 1.1% 増加、パート求人は前年同月比 7.6% 増加となった。

3 求職 [資料 P 10]

項目	令和3年5月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有効求職	22,561	8.8 %	前年同月比で12か月連続増加	1,833
新規求職	4,209	2.1 %	前年同月比で3か月連続増加	86

[態様別(常用新規求職者(パートを除く))状況] [資料 P 6]

項目	令和3年5月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
在職者	659	11.3 %	前年同月比で3か月連続増加	67
離職者	1,620	▲ 8.0 %	前年同月比で2か月連続減少	▲ 141
事業主都合離職者	342	▲ 26.0 %	前年同月比で2か月連続減少	▲ 120
自己都合離職者	1,201	▲ 0.7 %	前年同月比で3か月ぶり減少	▲ 8
無業者	206	12.0 %	前年同月比で2か月連続増加	22

[一般・パート別(有効求職)状況]

一般求職者は前年同月比 4.3 %増加、パート求職者は前年同月比 15.9 %増加となつた。

4 就職 [資料 P 10]

項目	令和3年5月	前年同月(期)比	ポイント	(前年同月差)
当月	就職件数	1,492	28.1 %	前年同月比で3か月連続増加
	就職率	35.4 %	7.1 p	前年同月差で2か月連続上昇
累計 (4~5月)	就職件数	3,161	15.2 %	前年同月比で増加
	就職率	30.3 %	3.1 p	前年同期比で上昇

5 雇用保険関係

項目	令和3年5月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
受給資格決定件数(一般)	※1,744	▲ 16.2 %	前年同月比で3か月連続減少	▲ 336
受給者実人員	4,537	12.3 %	前年同月比で12か月連続増加	497
月末現在雇用保険被保険者数	407,417	▲ 0.9 %	前年同月比で8か月連続減少	▲ 3,511

※受給資格決定件数(一般)は、速報値のため修正があり得る。

II 雇用失業情勢判断

雇用情勢は、求人が求職を上回り、緩やかに持ち直しているものの、依然として厳しい状況にある。今後も新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。

愛媛労働局では、高年齢者、就職氷河期世代、女性、障害者等の多様な人材の活躍促進、人材育成、人手不足対策に取り組む。特に、少子高齢化、若年者の県外への流出など労働力人口の減少が進む中で、年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会を実現するために再就職支援や就業機会の確保を強化する。

※ 令和3年6月分の求人倍率の公表予定日

・愛媛県内分(愛媛労働局取りまとめ) - 7月30日(金) ・全 国 分(厚生労働省取りまとめ) - 7月30日(金)

産業別新規求人の動向

令和3年5月

産業分類	2年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年	1月	2月	3月	4月	5月	年度合計 (対前年度比)
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
農、林、漁業	58 ▲ 6.5	93 3.3	110 7.8	96 ▲ 2.0	187 12.0	110 ▲ 26.2	73 ▲ 6.4	67 ▲ 25.6	68 ▲ 50.0	43 ▲ 10.4	112 64.7	94 67.9	49 ▲ 15.5	49 25.4	143 25.4	
鉱業、碎石業、砂利採取業	2 —	1 ▲ 75.0	1 ▲ 75.0	7 250.0	0 ▲ 100.0	2 0.0	6 200.0	1 ▲ 66.7	8 700.0	6 20.0	1 —	4 ▲ 20.0	7 250.0	11 57.1		
建設業	820 ▲ 7.1	909 5.7	756 ▲ 10.2	779 ▲ 3.9	864 7.5	901 4.2	746 ▲ 5.4	774 9.5	765 ▲ 5.0	997 27.2	910 30.6	727 ▲ 5.2	905 10.4	1,632 2.8		
製造業	1,100 ▲ 22.8	992 ▲ 28.2	853 ▲ 45.1	932 ▲ 32.3	1,094 ▲ 25.0	1,003 ▲ 34.3	927 ▲ 29.7	945 ▲ 28.2	944 ▲ 20.7	1,073 ▲ 16.4	1,119 ▲ 14.4	1,055 5.9	951 ▲ 13.5	2,006 ▲ 4.3		
食料品製造業	209 ▲ 44.3	195 ▲ 31.1	168 ▲ 46.0	208 ▲ 28.8	251 ▲ 4.2	232 ▲ 38.3	199 ▲ 33.2	185 ▲ 32.0	172 ▲ 41.5	188 ▲ 6.5	226 ▲ 3.8	232 65.7	168 ▲ 19.6	400 14.6		
織維工業	92 ▲ 9.8	105 ▲ 34.4	92 ▲ 46.5	55 ▲ 48.6	112 ▲ 39.1	115 ▲ 32.7	84 ▲ 30.0	89 ▲ 22.6	115 ▲ 26.3	108 0.9	99 ▲ 23.3	123 ▲ 27.6	111 20.7	111 ▲ 10.7	234 20.7	
パルプ・紙・紙加工品製造業	116 ▲ 3.3	137 ▲ 18.9	114 ▲ 30.5	87 ▲ 42.0	140 ▲ 20.0	99 ▲ 35.3	80 ▲ 28.6	145 ▲ 14.7	126 ▲ 0.8	111 ▲ 35.8	156 ▲ 3.7	112 ▲ 28.7	101 ▲ 12.9	101 ▲ 22.0	213 ▲ 22.0	
金属製品製造業	78 ▲ 1.3	98 ▲ 2.0	83 ▲ 48.1	86 ▲ 11.3	95 8.0	73 ▲ 45.9	101 21.7	70 ▲ 46.2	70 ▲ 36.9	115 25.0	108 ▲ 24.5	82 6.5	76 ▲ 2.6	158 1.9		
はん用機械器具製造業	93 ▲ 18.4	44 ▲ 44.3	41 ▲ 41.4	80 ▲ 9.1	55 ▲ 36.0	49 ▲ 29.0	69 ▲ 11.5	51 ▲ 30.1	59 7.3	77 ▲ 36.4	66 24.5	45 ▲ 11.8	67 ▲ 28.0	112 ▲ 22.2		
生産用機械器具製造業	35 ▲ 40.7	52 ▲ 30.7	44 ▲ 31.3	42 ▲ 41.7	46 ▲ 44.6	79 ▲ 10.2	31 ▲ 57.5	91 40.0	59 25.5	66 29.4	98 21.0	73 21.7	68 94.3	141 48.4		
電気機械器具製造業	53 26.2	42 ▲ 20.8	38 ▲ 19.1	33 ▲ 29.8	32 ▲ 57.3	37 ▲ 22.9	27 ▲ 57.8	33 ▲ 51.5	26 ▲ 25.0	53 ▲ 55.9	38 ▲ 3.6	20 ▲ 57.4	38 ▲ 28.3	58 ▲ 42.0		
輸送用機械器具製造業	232 ▲ 18.3	142 ▲ 44.5	141 ▲ 52.0	184 ▲ 30.8	161 ▲ 32.9	176 ▲ 27.6	126 ▲ 42.7	103 ▲ 49.0	165 ▲ 10.3	151 ▲ 35.7	117 ▲ 44.3	184 0.5	118 ▲ 49.1	302 ▲ 27.2		
電気・ガス・熱供給・水道業	4 ▲ 33.3	20 300.0	9 80.0	3 0.0	16 433.3	7 ▲ 46.2	3 ▲ 40.0	5 150.0	13 116.7	1 ▲ 96.3	1 ▲ 70.0	3 171.4	5 25.0	24 118.2		
情報通信業	149 ▲ 15.8	79 ▲ 41.5	90 ▲ 36.2	51 ▲ 63.0	158 9.7	112 ▲ 1.8	128 ▲ 13.5	156 16.4	149 40.6	65 ▲ 55.2	146 128.1	150 102.7	110 ▲ 26.2	260 16.6		
運輸業、郵便業	654 22.5	380 ▲ 32.6	468 ▲ 33.4	606 0.2	454 ▲ 24.0	623 ▲ 26.5	570 ▲ 8.5	406 ▲ 22.7	554 ▲ 22.3	537 ▲ 3.8	485 28.6	470 ▲ 15.6	413 ▲ 36.9	883 ▲ 27.1		
卸売業、小売業	1,309 ▲ 28.4	1,176 ▲ 17.5	1,186 ▲ 27.5	1,383 ▲ 19.2	1,510 ▲ 12.8	1,327 ▲ 20.9	1,374 ▲ 15.0	1,209 ▲ 6.6	1,393 ▲ 9.4	1,537 ▲ 7.3	1,230 ▲ 4.2	1,229 ▲ 1.2	1,345 2.8	2,574 0.8		
金融業、保険業	96 10.3	131 36.5	93 ▲ 7.0	77 ▲ 8.3	128 47.1	90 ▲ 35.3	97 42.6	115 12.7	106 1.0	70 ▲ 9.1	109 ▲ 12.1	86 ▲ 4.4	72 ▲ 25.0	158 15.1		
不動産業、物品販借業	71 ▲ 14.5	65 ▲ 30.1	70 ▲ 38.6	70 ▲ 31.4	86 ▲ 22.5	99 1.0	84 ▲ 5.6	76 ▲ 10.6	89 ▲ 28.2	95 0.0	77 ▲ 3.8	126 117.2	85 19.7	211 63.6		
学術研究、専門・技術サービス業	200 ▲ 36.9	348 ▲ 2.8	422 4.5	213 ▲ 28.8	311 7.2	421 ▲ 10.8	297 12.5	264 ▲ 15.1	310 ▲ 21.9	281 21.1	310 2.3	331 ▲ 9.1	224 12.0	555 ▲ 1.6		
宿泊業、飲食サービス業	332 ▲ 55.7	490 ▲ 29.8	447 ▲ 41.7	378 ▲ 43.7	656 11.9	526 ▲ 35.5	467 ▲ 24.7	384 ▲ 25.9	474 ▲ 34.8	379 ▲ 40.0	693 28.1	422 45.0	305 ▲ 8.1	727 16.7		
宿泊業	28 ▲ 83.6	91 ▲ 52.4	55 ▲ 69.9	120 ▲ 33.7	128 ▲ 27.7	107 ▲ 32.7	167 ▲ 18.9	87 ▲ 51.9	60 ▲ 62.0	87 ▲ 48.5	169 17.4	95 63.8	72 157.1	167 94.2		
飲食サービス業	304 ▲ 47.4	399 ▲ 21.3	392 ▲ 32.9	258 ▲ 47.3	528 29.1	419 ▲ 36.1	300 ▲ 27.5	297 ▲ 11.9	414 ▲ 27.2	292 ▲ 36.9	524 32.0	327 40.3	233 ▲ 23.4	560 4.3		
生活関連サービス業、娯楽業	244 ▲ 44.0	281 ▲ 41.6	414 6.2	331 ▲ 25.6	305 ▲ 34.7	332 ▲ 43.9	284 ▲ 36.9	268 ▲ 41.4	332 ▲ 39.5	353 4.4	305 ▲ 18.7	349 8.7	320 31.1	669 18.4		
教育、学習支援業	57 ▲ 38.0	102 ▲ 7.3	94 ▲ 45.3	74 1.4	112 6.7	143 24.3	72 ▲ 53.5	121 0.8	153 15.0	112 ▲ 7.4	149 35.5	92 ▲ 19.3	85 49.1	177 3.5		
医療、福祉	2,970 ▲ 4.7	2,718 ▲ 2.6	2,872 ▲ 12.7	3,098 ▲ 7.4	2,815 ▲ 0.5	2,980 ▲ 10.2	2,961 ▲ 14.8	2,846 6.0	3,045 ▲ 6.4	3,107 ▲ 9.7	3,055 15.1	2,870 3.6	2,943 ▲ 0.9	5,813 1.3		
医療業	896 ▲ 10.8	841 ▲ 11.6	924 ▲ 23.5	913 ▲ 5.4	839 ▲ 12.2	983 ▲ 16.8	943 0.0	839 ▲ 9.1	839 ▲ 19.3	1,012 ▲ 10.5	876 25.1	994 25.1	878 10.7	1,872 ▲ 2.0		
社会保険・社会福祉・介護事業	2,065 ▲ 1.9	1,870 2.6	1,930 ▲ 6.4	2,170 ▲ 8.5	1,968 5.3	1,971 ▲ 7.5	2,009 ▲ 20.2	1,992 13.6	1,972 1.9	2,223 ▲ 9.2	1,992 10.5	1,843 ▲ 0.8	2,054 ▲ 0.5	3,897 ▲ 0.7		
複合サービス事業	177 ▲ 23.4	75 ▲ 25.7	76 ▲ 26.2	117 15.8	69 ▲ 51.7	227 ▲ 33.8	97 19.8	43 ▲ 59.8	91 21.3	62 ▲ 45.6	58 ▲ 30.1	161 130.0	88 ▲ 50.3	249 0.8		
サニタリースタッフ(他に分類されないもの)	1,035 ▲ 34.0	1,521 1.9	1,266 ▲ 14.3	1,043 ▲ 24.9	1,225 ▲ 24.8	1,494 ▲ 3.6	1,171 ▲ 22.0	1,101 ▲ 19.4	1,236 0.0	1,163 ▲ 2.5	1,056 ▲ 18.2	1,187 37.4	1,183 14.3	2,370 24.8		
職業紹介・労働者派遣業	445 ▲ 29.0	699 8.5	614 ▲ 6.8	451 ▲ 26.4	510 1.5	743 ▲ 39.4	526 ▲ 22.4	417 ▲ 32.4	473 ▲ 3.9	437 ▲ 4.0	346 ▲ 44.2	499 37.5	441 ▲ 0.9	940 16.3		
公務(他に分類されるものを除く)・その他	212 ▲ 9.8	280 75.0	151 13.5	115 ▲ 36.5	164 ▲ 26.5	130 ▲ 1.5	495 108.9	325 ▲ 34.7	410 ▲ 50.1	461 2.0	252 ▲ 17.6	178 ▲ 8.2	158 ▲ 25.5	336 ▲ 17.2		
合計	9,490 ▲ 19.8	9,661 ▲ 10.9	9,378 ▲ 21.4	9,373 ▲ 18.0	10,154 ▲ 11.1	10,527 ▲ 17.6	9,852 ▲ 14.5	9,106 ▲ 11.8	10,140 ▲ 14.9	10,342 ▲ 7.7	10,070 4.1	9,550 8.0	9,248 ▲ 2.6	18,798 2.5		

(注) 1 上段：新規求人数(原数值、パートを含む。)、下段：新規求人の対前年度比。

2 産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」によるものである。

安 定 所 別・主 要 産 業 別 新 規 求 人 の 動 向
(合 和 3 年 5 月 対 前 前 年 増 減 数)

	松山				今治				新居浜				西条				四国中央				八幡浜				宇和島				大洲				県計			
	3年 5月	2年 5月	増減 5月																																	
農、林、漁業	4	6	▲ 2	5	6	▲ 1	2	1	1	13	4	9	7	▲ 6	9	19	▲ 10	14	12	2	1	3	▲ 2	49	58	▲ 9	49	58	▲ 9							
鉱業、石炭業、砂利採取業	2	2	0	3	0	3	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
建設業	540	464	76	54	72	▲ 18	69	103	▲ 34	49	52	▲ 3	32	16	16	26	20	6	54	51	3	81	42	39	905	820	85	905	820	85						
製造業	202	260	▲ 58	204	284	▲ 80	90	121	▲ 31	139	102	37	134	178	▲ 44	59	72	▲ 13	67	23	44	56	60	▲ 4	951	1,100	▲ 149	951	1,100	▲ 149						
電気・ガス・熱供給水道業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	▲ 3	1	0	1	0	0	0	0	3	1	2	0	0	0	0	5	4	1	5	4	1					
情報通信業	93	132	▲ 39	0	11	▲ 11	1	0	1	▲ 1	0	1	▲ 1	0	0	3	▲ 3	15	1	14	1	0	1	0	1	110	149	▲ 39	110	149	▲ 39					
運輸業、郵便業	214	371	▲ 157	21	27	▲ 6	63	105	▲ 42	31	32	▲ 1	35	61	▲ 26	22	37	▲ 15	21	15	6	6	6	0	413	654	▲ 241	413	654	▲ 241						
卸売業、小売業	882	722	160	80	65	15	48	82	▲ 34	66	116	▲ 50	37	57	▲ 20	76	72	4	113	158	▲ 45	43	37	6	1,345	1,309	36	1,345	1,309	36						
金融業、保険業	36	52	▲ 16	26	30	▲ 4	2	5	▲ 3	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	2	▲ 1	5	5	0	72	96	▲ 24	72	96	▲ 24						
不動産業、物品賃借業	55	35	20	11	15	▲ 4	7	5	2	5	7	▲ 2	5	2	3	0	4	▲ 4	2	1	1	0	2	▲ 2	85	71	14	85	71	14						
学術研究、技術サービス業	182	158	24	7	7	0	18	15	3	3	0	3	4	▲ 1	4	5	▲ 1	3	3	0	4	5	▲ 1	224	200	24	224	200	24							
宿泊業、飲食サービス業	173	218	▲ 45	31	28	3	24	18	6	22	21	1	14	12	2	6	6	0	24	19	5	11	10	1	305	332	▲ 27	305	332	▲ 27						
生活関連サービス業、娯楽業	207	98	109	14	17	▲ 3	19	61	▲ 42	40	23	17	13	12	1	12	18	▲ 6	7	11	▲ 4	8	4	4	320	244	76	320	244	76						
教育、学習支援業	61	26	35	5	9	▲ 4	5	0	5	1	6	▲ 5	2	5	▲ 3	6	2	4	1	2	▲ 1	4	7	▲ 3	85	57	28	85	57	28						
医療、福祉	1,717	1,712	5	313	354	▲ 41	303	274	29	109	137	▲ 28	88	86	2	135	123	12	197	178	19	81	106	▲ 25	2,943	2,970	▲ 27	2,943	2,970	▲ 27						
社会保険・社会福利・介護事業	1,300	1,330	▲ 30	190	202	▲ 12	207	202	5	67	86	▲ 19	45	53	▲ 8	75	52	23	123	91	32	47	49	▲ 2	2,054	2,065	▲ 11	2,054	2,065	▲ 11						
複合サービス事業	41	133	▲ 92	7	1	6	2	4	▲ 2	8	6	2	4	2	7	6	1	6	8	▲ 2	11	15	▲ 4	88	177	▲ 89	88	177	▲ 89							
サービス業(他の種類なきもの)	805	717	88	67	60	7	135	78	57	42	50	▲ 8	64	32	32	5	33	▲ 28	47	52	▲ 5	18	13	5	1,183	1,035	148	1,183	1,035	148						
公務(他に分類されざるもの)	41	72	▲ 31	4	5	▲ 1	5	27	▲ 22	9	14	▲ 5	10	13	▲ 3	18	7	11	13	52	▲ 39	58	22	36	158	212	▲ 54	158	212	▲ 54						
合 計	5,256	5,178	78	852	991	▲ 139	793	899	▲ 106	539	577	▲ 38	447	492	▲ 45	385	427	▲ 42	588	589	▲ 1	388	337	51	9,248	9,490	▲ 242	9,248	9,490	▲ 242						

(注) ハートを含む。

常用新規求職者離職理由別の推移

(パートを除く)

令和3年5月

愛媛労働局

	求職者計	① 在職者	② 離職者	定年	事業主 都合離職者	自己都合 離職者	自営	③ 無業者	家事	その他
【月平均】 平成28年度	【3,593】 43,115	【1,145】 13,741	【2,115】 25,379	【53】 631	【470】 5,641	【1,543】 18,512	【46】 555	【333】 3,995	【45】 534	【288】 3,461
	▲ 8.1	▲ 4.1	▲ 9.4	▲ 6.1	▲ 15.5	▲ 7.1	▲ 20.9	▲ 12.7	▲ 20.2	▲ 11.4
【月平均】 平成29年度	【3,321】 39,847	【1,083】 12,990	【1,924】 23,092	【55】 655	【421】 5,052	【1,410】 16,915	【36】 428	【314】 3,765	【46】 549	【268】 3,216
	▲ 7.6	▲ 5.5	▲ 9.0	3.8	▲ 10.4	▲ 8.6	▲ 22.9	▲ 5.8	2.8	▲ 7.1
【月平均】 平成30年度	【3,180】 38,158	【1,004】 12,045	【1,907】 22,888	【60】 724	【414】 4,967	【1,395】 16,738	【36】 435	【269】 3,225	【37】 441	【232】 2,784
	▲ 4.2	▲ 7.3	▲ 0.9	10.5	▲ 1.7	▲ 1.0	1.6	▲ 14.3	▲ 19.7	▲ 13.4
【月平均】 令和元年度	【2,966】 35,591	【910】 10,923	【1,807】 21,688	【56】 673	【374】 4,484	【1,344】 16,133	【31】 368	【228】 2,737	【32】 380	【196】 2,357
	▲ 6.7	▲ 9.3	▲ 5.2	▲ 7.0	▲ 9.7	▲ 3.6	▲ 15.4	▲ 15.1	▲ 13.8	▲ 15.3
【月平均】 令和2年度	【2,761】 33,136	【804】 9,644	【1,748】 20,972	【50】 605	【449】 5,383	【1,219】 14,627	【27】 327	【197】 2,368	【33】 392	【165】 1,976
	▲ 6.9	▲ 11.7	▲ 3.3	▲ 10.1	20.0	▲ 9.3	▲ 11.1	▲ 13.5	3.2	▲ 16.2
令和元年5月	3,177	896	2,022	56	475	1,459	32	259	35	224
	▲ 9.0	▲ 12.2	▲ 7.4	▲ 3.4	▲ 2.1	▲ 8.6	▲ 22.0	▲ 10.1	▲ 12.5	▲ 9.7
6月	2,833	865	1,745	43	362	1,311	27	223	30	193
	▲ 8.3	▲ 16.2	▲ 3.3	▲ 18.9	2.5	▲ 3.3	▲ 34.1	▲ 11.9	▲ 6.3	▲ 12.7
7月	3,144	958	1,952	48	405	1,458	38	234	21	213
	7.5	7.9	8.1	▲ 7.7	▲ 2.4	12.6	▲ 13.6	1.7	▲ 34.4	7.6
8月	2,833	901	1,669	48	283	1,311	27	263	32	231
	▲ 11.8	▲ 11.2	▲ 12.6	▲ 17.2	▲ 25.1	▲ 8.1	▲ 41.3	▲ 8.4	▲ 31.9	▲ 3.8
9月	2,845	858	1,758	31	341	1,354	29	229	49	180
	0.4	1.3	1.3	▲ 39.2	0.6	3.3	▲ 6.5	▲ 8.8	25.6	▲ 15.1
10月	2,922	853	1,871	52	404	1,391	22	198	22	176
	▲ 10.4	▲ 11.1	▲ 9.3	▲ 8.8	▲ 11.0	▲ 8.2	▲ 33.3	▲ 17.2	▲ 38.9	▲ 13.3
11月	2,475	809	1,469	31	266	1,143	24	197	35	162
	▲ 12.9	▲ 14.2	▲ 10.1	▲ 18.4	▲ 18.9	▲ 7.7	▲ 17.2	▲ 25.1	▲ 2.8	▲ 28.6
12月	2,240	846	1,241	40	231	947	23	153	25	128
	▲ 7.9	▲ 1.2	▲ 8.8	21.2	▲ 28.5	▲ 4.0	27.8	▲ 28.8	▲ 37.5	▲ 26.9
令和2年1月	3,150	1,019	1,858	41	327	1,443	41	195	29	166
	▲ 10.2	▲ 14.2	▲ 9.0	▲ 21.2	▲ 22.7	▲ 5.9	24.2	▲ 29.3	3.6	▲ 33.1
2月	2,882	999	1,591	39	306	1,218	27	224	37	187
	▲ 10.0	▲ 15.8	▲ 9.7	0.0	▲ 13.6	▲ 8.0	▲ 38.6	▲ 12.5	23.3	▲ 17.3
3月	3,038	1,017	1,637	41	310	1,244	39	287	29	258
	▲ 5.6	▲ 9.6	▲ 8.3	10.8	▲ 11.7	▲ 8.5	8.3	▲ 6.5	▲ 9.4	▲ 6.2
令和2年4月	3,698	696	2,703	163	863	1,646	28	242	43	199
	▲ 8.7	▲ 22.8	▲ 6.0	▲ 19.7	11.5	▲ 11.2	▲ 28.2	▲ 12.0	19.4	▲ 16.7
5月	2,580	592	1,761	53	462	1,209	34	184	24	160
	▲ 18.8	▲ 33.9	▲ 12.9	▲ 5.4	▲ 2.7	▲ 17.1	6.3	▲ 29.0	▲ 31.4	▲ 28.6
6月	2,807	785	1,761	41	465	1,225	27	209	30	179
	▲ 0.9	▲ 9.2	0.9	▲ 4.7	28.5	▲ 6.6	0.0	▲ 6.3	0.0	▲ 7.3
7月	2,793	787	1,826	54	486	1,255	29	180	28	152
	▲ 11.2	▲ 17.8	▲ 6.5	12.5	20.0	▲ 13.9	▲ 23.7	▲ 23.1	33.3	▲ 28.6
8月	2,556	804	1,591	39	331	1,198	20	161	24	137
	▲ 9.8	▲ 10.8	▲ 4.7	▲ 18.8	17.0	▲ 8.6	▲ 25.9	▲ 38.8	▲ 25.0	▲ 40.7
9月	2,777	820	1,760	40	534	1,161	22	197	33	164
	▲ 2.4	▲ 4.4	0.1	29.0	56.6	▲ 14.3	▲ 24.1	▲ 14.0	▲ 32.7	▲ 8.9
10月	2,878	790	1,845	39	507	1,268	30	243	45	198
	▲ 1.5	▲ 7.4	▲ 1.4	▲ 25.0	25.5	▲ 8.8	36.4	22.7	104.5	12.5
11月	2,235	693	1,372	22	315	1,012	21	170	25	145
	▲ 9.7	▲ 14.3	▲ 6.6	▲ 29.0	18.4	▲ 11.5	▲ 12.5	▲ 13.7	▲ 28.6	▲ 10.5
12月	2,072	729	1,187	35	278	847	27	156	34	122
	▲ 7.5	▲ 13.8	▲ 4.4	▲ 12.5	20.3	▲ 10.6	17.4	2.0	36.0	▲ 4.7
令和3年1月	2,876	892	1,828	48	408	1,334	34	156	36	120
	▲ 8.7	▲ 12.5	▲ 1.6	17.1	24.8	▲ 7.6	▲ 17.1	▲ 20.0	24.1	▲ 27.7
2月	2,760	986	1,588	36	345	1,186	18	186	37	149
	▲ 4.2	▲ 1.3	▲ 0.2	▲ 7.7	12.7	▲ 2.6	▲ 33.3	▲ 17.0	0.0	▲ 20.3
3月	3,104	1,070	1,750	35	389	1,286	37	284	33	251
	2.2	5.2	6.9	▲ 14.6	25.5	3.4	▲ 5.1	▲ 1.0	13.8	▲ 2.7
令和3年4月	3,478	728	2,482	119	674	1,656	31	268	47	221
	▲ 5.9	4.6	▲ 8.2	▲ 27.0	▲ 21.9	0.6	10.7	10.7	9.3	11.1
5月	2,485	659	1,620	46	342	1,201	28	206	44	162
	▲ 3.7	11.3	▲ 8.0	▲ 13.2	▲ 26.0	▲ 0.7	▲ 17.6	12.0	83.3	1.3
【月平均】 当年度累計	【2,982】 5,963	【694】 1,387	【2,051】 4,102	【83】 165	【508】 1,016	【1,429】 2,857	【30】 59	【237】 474	【46】 91	【192】 383
前年同期	6,278	1,288	4,464	216	1,325	2,855	62	426	67	359
前年同期比	▲ 5.0	7.7	▲ 8.1	▲ 23.6	▲ 23.3	0.1	▲ 4.8	11.3	35.8	6.7

(注) 網掛け部分は、前年同期比及び前年同月比を示す。

【資料出所】 愛媛労働局「職業安定業務統計」

正社員職業紹介状況(原数値)

愛媛労働局

項目	令和3年 5月	令和2年 5月	前年同月比 (差)
正社員	① 月間有効求職者数 (人) (パートタイムを除く常用)	13,086	12,573 4.1%
	② 月間有効求人数 (人)	12,959	12,667 2.3%
	③ 新規求人数 (人)	4,402	4,596 ▲ 4.2%
	④ 就職件数 (件)	609	544 11.9%
	⑤ 有効求人倍率 (倍) (②／①) (原数値)	0.99	1.01 ▲ 0.02 p

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用的月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用的月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

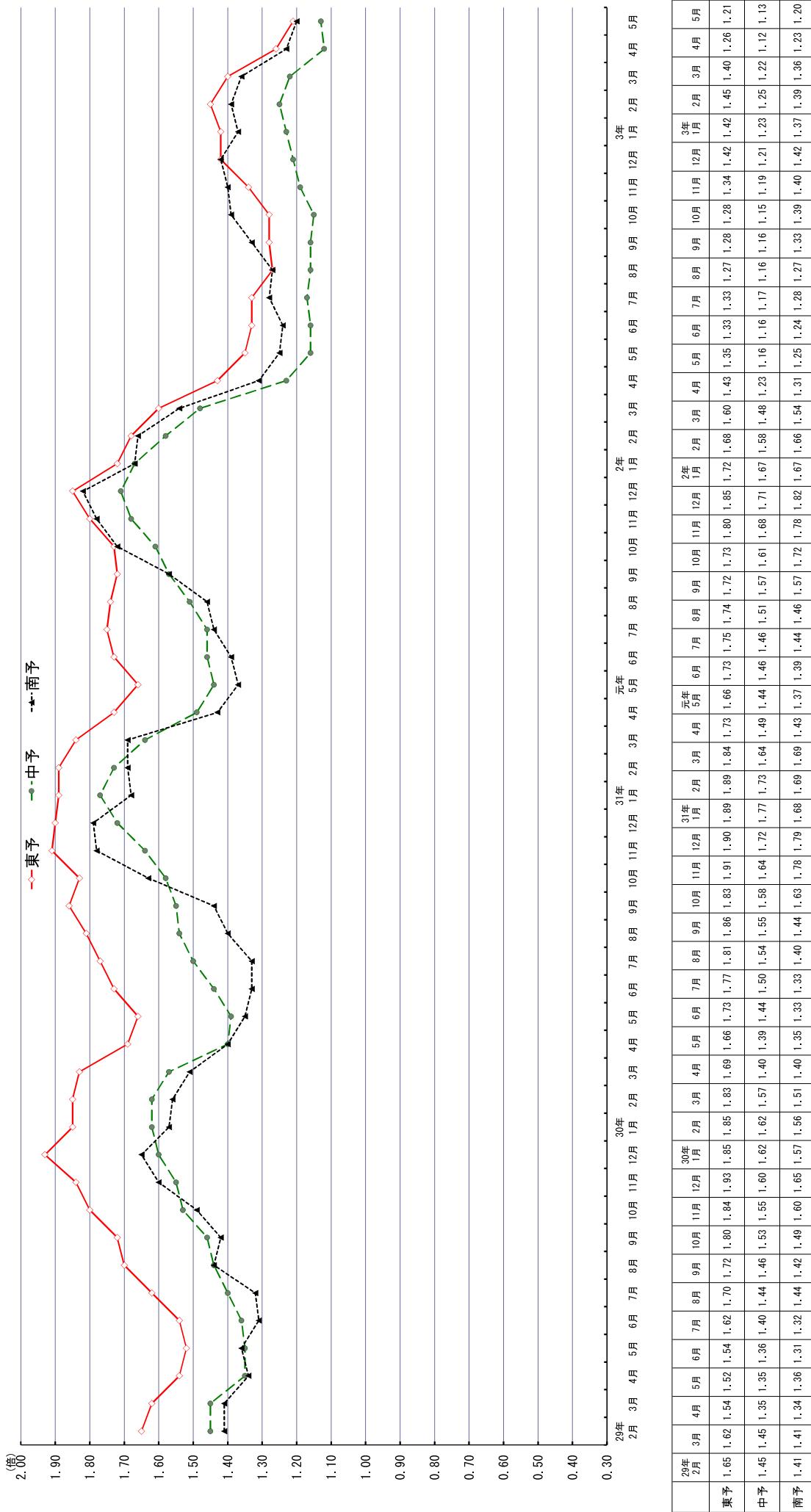
月間有効求人倍率の推移（原数値）

愛媛労働局職業安定課

区分	地域別	令和3年5月	令和2年5月	増減率（差）
① 月間有効 求人倍率	東予	1.21	1.35	▲ 0.14p
	中予	1.13	1.16	▲ 0.03p
	南予	1.20	1.25	▲ 0.05p
	県計	1.16	1.23	▲ 0.07p
② 月間有効 求職者数 (人)	東予	6,895	6,231	10.7%
	中予	12,340	11,602	6.4%
	南予	3,326	2,895	14.9%
	県計	22,561	20,728	8.8%
③ 月間有効 求人数 (人)	東予	8,324	8,398	▲ 0.9%
	中予	13,946	13,408	4.0%
	南予	4,006	3,605	11.1%
	県計	26,276	25,411	3.4%

(注) 学卒を除き、パートタイムを含む。

地域別有効求人倍率の推移（原数値）



一般職業紹介状況

令和3年5月

愛媛労働局職業安定部職業安定課

年度・月	項目	A 新規求職申込件数		B 月間有効求職者数		C 新規求人件数		D 月間新規求人件数		E 就職件数		F 充足数		求人倍率(原数値)		就職率(季節調整値)		充足率				
		常 用	う ち （雇）	常 用	う ち （雇）	常 用	う ち （雇）	常 用	う ち （雇）	常 用	う ち （雇）	常 用	う ち （雇）	C/A	D/B	E/A (%)	F/C (%)					
令和2年度	52,502	52,125	15,499	26,137	258,282	257,012	107,851	134,744	116,936	104,006	325,240	292,062	17,075	15,581	5,348	8,040	16,813	15,427	2,23	1,26		
月平均	4,375	4,344	1,292	2,178	21,524	21,418	8,988	11,229	9,745	8,667	27,103	24,339	1,423	1,298	446	670	1,401	1,286	—	—		
令和2年5月	4,123	4,090	1,376	2,024	20,728	20,651	7,722	10,877	9,490	8,544	25,411	23,160	1,165	1,075	352	508	1,165	1,085	2,30	1,23		
6月	4,668	4,513	1,388	2,186	21,255	21,037	8,817	11,078	9,661	8,677	25,991	23,719	1,477	1,375	458	672	1,454	1,360	2,07	1,22		
7月	4,328	4,286	1,347	2,135	21,234	21,012	9,191	10,935	9,378	8,400	26,106	23,741	1,390	1,301	445	640	1,372	1,288	2,17	1,23		
8月	3,892	3,878	1,146	1,923	21,538	21,319	9,697	11,171	9,373	8,513	25,997	23,683	1,231	1,160	397	614	1,211	1,147	2,41	1,21		
9月	4,390	4,379	1,318	2,117	22,344	22,272	10,304	11,544	10,154	9,203	27,260	24,848	1,350	1,263	457	620	1,318	1,245	2,31	1,22		
10月	4,563	4,542	1,503	2,255	23,093	23,021	10,550	11,975	10,527	9,121	28,197	25,286	1,513	1,399	531	712	1,456	1,363	2,31	1,22		
11月	3,607	3,584	1,057	1,708	22,434	22,356	10,006	11,689	9,852	8,455	28,299	24,987	1,457	1,311	518	719	1,410	1,274	2,73	1,26		
12月	3,191	3,175	820	1,545	20,920	20,844	9,102	10,919	9,106	7,950	27,160	23,984	1,244	1,070	415	589	1,238	1,064	2,85	1,30		
令和3年1月	4,514	4,500	1,323	2,238	20,914	20,850	8,685	10,974	10,140	8,818	27,267	23,946	1,213	1,064	380	592	1,197	1,054	2,25	1,30		
2月	4,337	4,320	1,101	2,254	20,966	20,907	8,232	11,155	10,342	9,058	27,892	24,537	1,345	1,205	425	643	1,347	1,206	2,38	1,33		
3月	4,917	4,906	1,202	2,486	21,889	21,830	8,158	11,565	10,070	9,127	28,354	25,288	2,112	1,908	554	1,042	2,082	1,892	2,05	1,30		
令和3年4月	6,239	6,212	1,766	3,546	22,940	22,866	8,268	12,535	9,550	8,552	27,110	24,468	1,669	1,568	428	798	1,650	1,553	1,53	1,18		
5月	4,209	4,143	1,118	2,132	22,561	22,435	8,005	12,311	9,248	8,353	26,276	23,927	1,492	1,377	459	696	1,480	1,376	2,20	1,16		
前年同月比	2,1	1,3	▲ 18,8	5,3	8,8	8,6	3,7	13,2	▲ 2,6	▲ 2,2	3,4	3,3	28,1	28,1	30,4	37,0	27,0	26,8	0,10 p	▲ 0,07 p		
																		0,16	0,02	7,1 p		
(注) * 求人倍率(季節調整値) の前年同月比の数値は、前月比の数値である。																			3,7 p			
(公共職業安定所別)																						
中 松 山	▲ 6,7	▲ 6,7	▲ 6,7	▲ 6,7	▲ 7,1	6,4	6,3	▲ 0,4	10,8	1,5	2,8	4,0	3,9	29,6	29,2	11,2	38,6	32,7	31,1	0,21 p	▲ 0,03 p	
予 予	2,030	2,027	586	967	12,340	12,309	4,066	6,492	5,266	4,655	13,946	12,503	621	566	179	291	688	637	2,59	1,13	*	
今 治	9,1	8,9	▲ 3,1	12,6	16,4	16,5	12,9	20,3	▲ 14,0	▲ 15,6	▲ 1,7	▲ 2,7	37,5	35,0	56,4	81,0	35,1	39,7	▲ 0,45 p	▲ 0,20 p	*	
新 屋 浜	502	500	126	269	2,461	2,453	946	1,391	852	792	2,559	2,399	209	189	61	114	181	169	1,70	1,05	41,6	21,2
東 予 西	19,9	20,1	▲ 13,5	12,4	18,0	17,6	4,4	20,8	▲ 11,8	▲ 21,1	▲ 1,6	▲ 5,5	34,0	32,2	58,8	21,2	35,9	37,6	▲ 0,72 p	▲ 0,31 p	*	3,6 p
四 国 中 央	397	394	90	191	1,708	1,698	647	907	793	636	2,616	2,226	134	119	54	63	140	128	2,00	1,53	33,8	17,7
八 横 浜	14,3	14,5	▲ 21,5	14,2	4,3	4,4	0,5	2,5	▲ 6,6	▲ 1,4	3,9	9,0	44,8	43,2	27,8	27,5	52,1	50,0	▲ 0,37 p	▲ 0,01 p	*	8,1 p
南 宇 和 島	327	324	84	161	1,494	1,485	611	833	539	500	1,591	1,440	126	116	46	51	108	102	1,65	1,06	38,5	20,0
大 洋	270	268	73	135	1,232	1,226	424	643	447	439	1,528	1,472	126	117	40	51	121	112	1,66	1,24	46,7	27,1
	22,1	11,4	12,7	42,5	18,8	16,5	8,5	31,8	▲ 9,8	▲ 10,9	3,3	3,9	33,3	50,0	36,8	29,0	14,7	20,3	0,54 p	▲ 0,16 p	*	3,1 p
	249	205	62	161	1,098	1,052	384	722	385	367	1,162	1,127	92	90	26	40	78	77	1,55	1,06	36,9	20,3
	9,3	9,0	▲ 10,8	21,1	10,9	11,0	22,6	18,0	▲ 0,2	2,5	9,8	10,7	8,4	6,5	47,6	35,3	▲ 1,1	▲ 2,2	0,22 p	▲ 0,02 p	*	▲ 0,3 p
	259	255	66	149	1,330	1,322	618	818	588	580	1,800	1,766	103	99	31	46	91	88	2,27	1,35	39,8	15,5
	5,4	2,4	▲ 34,0	20,7	16,3	15,7	14,4	27,2	15,1	19,6	24,1	25,3	20,9	32,8	120,0	33,3	18,9	31,3	0,19 p	0,07 p	5,9 p	0,5 p
	175	170	31	99	898	890	309	505	388	384	1,044	994	81	22	40	63	63	2,22	1,16	46,3	16,2	

(注) * 公共職業安定所別上段は対前年同月比、下段は原数値である。 * 新規卒業を除きバータイムを含む。

一般職業紹介状況(全数)前年比

年月	月間有効求職者		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数	愛媛労働局	
	季調値 対前月 増減比	原数值 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数值 対前年 同月比	季節 調整値	原数值	季調値 対前月 増減比	原数值 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数值 対前年 同月比	季節 調整値	原数值		原数值 対前年 同月比	
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%		
平成26年度	-	▲ 6.9	-	2.8	-	1.11	-	▲ 6.1	-	1.3	-	1.68	▲ 4.2		
平成27年度	-	▲ 5.9	-	8.1	-	1.27	-	▲ 5.5	-	6.9	-	1.90	▲ 4.7		
平成28年度	-	▲ 5.4	-	5.3	-	1.42	-	▲ 6.6	-	3.5	-	2.10	▲ 6.3		
平成29年度	-	▲ 4.1	-	4.8	-	1.55	-	▲ 5.7	-	3.3	-	2.30	▲ 5.8		
平成30年度	-	▲ 2.0	-	3.2	-	1.63	-	▲ 2.7	-	3.0	-	2.44	▲ 4.6		
令和元年度	-	▲ 1.2	-	▲ 2.8	-	1.60	-	▲ 4.7	-	▲ 4.4	-	2.45	▲ 9.1		
令和2年度	-	6.8	-	▲ 16.2	-	1.26	-	▲ 6.3	-	▲ 14.7	-	2.23	▲ 15.0		
令和元年度															
4月	1.2	▲ 1.8	2.9	2.8	1.68	1.55	1.7	▲ 0.4	3.3	6.5	2.47	1.80	▲ 4.7		
令和元年5月	0.9	▲ 2.3	0.7	▲ 0.1	1.68	1.49	▲ 0.1	▲ 8.1	▲ 2.2	▲ 3.9	2.42	2.30	▲ 9.5		
6月	▲ 0.5	▲ 2.1	▲ 0.8	▲ 0.6	1.67	1.53	▲ 2.5	▲ 5.8	▲ 1.0	▲ 7.5	2.46	2.38	▲ 10.2		
7月	0.6	0.7	▲ 1.5	0.2	1.64	1.54	0.2	8.7	2.1	6.2	2.50	2.48	1.5		
8月	▲ 0.6	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 2.8	1.63	1.57	▲ 3.7	▲ 12.1	▲ 3.6	▲ 6.7	2.51	2.71	▲ 11.3		
9月	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 0.8	▲ 0.3	1.63	1.62	1.9	1.6	0.3	▲ 1.3	2.47	2.50	▲ 3.9		
10月	▲ 1.3	▲ 2.1	▲ 1.6	▲ 2.0	1.62	1.66	▲ 2.2	▲ 7.2	1.2	0.9	2.55	2.79	▲ 12.5		
11月	▲ 0.6	▲ 2.3	▲ 1.0	▲ 2.6	1.62	1.73	▲ 1.4	▲ 8.3	▲ 3.6	▲ 8.5	2.50	2.93	▲ 10.6		
12月	0.0	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 2.2	1.60	1.77	0.8	▲ 7.7	▲ 0.1	▲ 0.8	2.47	2.98	▲ 8.5		
令和2年1月	0.6	▲ 0.4	▲ 2.2	▲ 6.3	1.55	1.69	▲ 0.4	▲ 5.1	▲ 4.4	▲ 9.0	2.37	2.41	▲ 18.1		
2月	0.6	▲ 0.3	▲ 2.0	▲ 8.5	1.51	1.63	1.8	▲ 7.1	▲ 1.0	▲ 14.1	2.31	2.52	▲ 13.0		
3月	▲ 0.5	0.2	▲ 3.4	▲ 10.5	1.47	1.52	▲ 5.5	▲ 6.0	▲ 6.6	▲ 12.6	2.28	2.08	▲ 9.0		
令和2年度															
令和2年4月	▲ 0.8	▲ 2.4	▲ 4.9	▲ 18.1	1.41	1.30	▲ 1.2	▲ 11.2	▲ 13.3	▲ 27.1	2.00	1.48	▲ 22.7		
5月	▲ 0.3	▲ 4.7	▲ 2.6	▲ 21.8	1.38	1.23	▲ 2.2	▲ 19.8	15.4	▲ 19.8	2.36	2.30	▲ 37.6		
6月	1.9	0.2	0.1	▲ 19.9	1.35	1.22	5.6	2.6	▲ 0.0	▲ 10.9	2.24	2.07	▲ 14.6		
7月	3.9	1.4	0.6	▲ 19.1	1.31	1.23	▲ 1.3	▲ 10.1	▲ 4.2	▲ 21.4	2.17	2.17	▲ 20.3		
8月	3.8	5.8	▲ 0.8	▲ 18.8	1.25	1.21	▲ 1.2	▲ 7.9	2.6	▲ 18.0	2.26	2.41	▲ 17.8		
9月	1.8	10.1	0.0	▲ 17.0	1.22	1.22	▲ 1.3	▲ 3.8	1.1	▲ 11.1	2.31	2.31	▲ 19.7		
10月	2.8	14.8	▲ 0.3	▲ 15.7	1.19	1.22	4.1	▲ 0.3	▲ 3.4	▲ 17.6	2.14	2.31	▲ 14.4		
11月	1.6	16.4	▲ 0.5	▲ 15.3	1.16	1.26	▲ 4.4	▲ 8.2	3.4	▲ 14.5	2.32	2.73	▲ 8.1		
12月	▲ 1.6	15.0	▲ 1.1	▲ 15.4	1.17	1.30	▲ 4.1	▲ 7.7	▲ 1.3	▲ 11.8	2.39	2.85	▲ 7.1		
令和3年1月	▲ 2.3	10.9	▲ 0.7	▲ 14.3	1.19	1.30	5.0	▲ 8.7	▲ 5.3	▲ 14.9	2.15	2.25	▲ 7.1		
2月	▲ 2.1	8.8	1.5	▲ 11.0	1.23	1.33	1.1	▲ 2.3	6.0	▲ 7.7	2.26	2.38	▲ 12.0		
3月	▲ 0.5	9.4	1.0	▲ 7.1	1.25	1.30	▲ 0.2	5.7	1.1	4.1	2.29	2.05	5.1		
令和3年度															
令和3年4月	0.4	9.4	3.6	▲ 0.7	1.29	1.18	3.7	4.5	▲ 4.4	8.0	2.11	1.53	5.8		
5月	▲ 0.7	8.8	0.6	3.4	1.31	1.16	▲ 5.2	2.1	2.0	▲ 2.6	2.27	2.20	28.1		
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
令和4年1月															
2月															
3月															

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。

2 令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

令和3年度 マッチング機能に関する業務実績(安定所別)

令和3年5月

愛媛労働局

主要 安定所	就職件数 (常用)		充足件数 (常用、受理地ベース)		雇用保険受給者の 早期再就職件数	
	5月実績	年間目標	5月実績	年間目標	4月実績	※年間目標 参考値
	令和3年度実績累計	進捗率	令和3年度実績累計	進捗率	令和3年度実績累計	進捗率
松 山	566	6,700	637	7,000	—	2,600
	1,195	17.8%	1,328	19.0%	—	—
今 治	189	2,050	169	1,870	—	540
	406	19.8%	352	18.8%	—	—
八幡浜	90	930	77	810	—	240
	188	20.2%	168	20.7%	—	—
宇和島	99	1,370	88	1,230	—	310
	237	17.3%	211	17.2%	—	—
新居浜	119	1,370	128	1,330	—	500
	241	17.6%	254	19.1%	—	—
西 条	116	1,250	102	1,080	—	455
	255	20.4%	212	19.6%	—	—
四国中央	117	1,410	112	1,500	—	420
	251	17.8%	260	17.3%	—	—
大 洲	81	840	63	680	—	220
	172	20.5%	144	21.2%	—	—
合 計	1,377	15,920	1,376	15,500	—	5,285
	2,945	18.5%	2,929	18.9%	—	—

※雇用保険受給者の早期再就職件数は集計の関係で2か月遅れになります。

また、令和2年度の実績値を踏まえて改めて年間目標を設定するため年間目標参考値としています。

有効求人倍率の推移(季節調整値)

(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

愛媛労働局

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計
昭和 38年	0.19	0.28	0.29	0.31	0.31	0.31	0.35	0.31	0.29	0.34	0.33	0.32	0.31	0.32
39年	0.33	0.33	0.31	0.36	0.37	0.36	0.35	0.35	0.33	0.34	0.33	0.34	0.34	0.34
40年	0.32	0.32	0.30	0.28	0.28	0.28	0.28	0.29	0.28	0.29	0.30	0.28	0.29	0.29
41年	0.29	0.29	0.30	0.32	0.33	0.33	0.35	0.37	0.38	0.38	0.36	0.38	0.34	0.37
42年	0.41	0.41	0.45	0.45	0.47	0.49	0.50	0.51	0.47	0.51	0.53	0.55	0.48	0.51
43年	0.59	0.56	0.53	0.53	0.55	0.59	0.58	0.58	0.58	0.58	0.60	0.58	0.58	0.59
44年	0.59	0.63	0.67	0.66	0.67	0.67	0.63	0.67	0.68	0.66	0.69	0.67	0.66	0.69
45年	0.74	0.78	0.78	0.84	0.76	0.75	0.84	0.79	0.88	0.92	0.92	0.91	0.83	0.85
46年	0.88	0.84	0.81	0.77	0.80	0.77	0.76	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.77	0.73
47年	0.66	0.66	0.67	0.68	0.70	0.70	0.72	0.77	0.74	0.83	0.87	0.97	0.76	0.84
48年	0.95	1.02	1.10	1.13	1.12	1.19	1.14	1.18	1.20	1.24	1.20	1.16	1.15	1.17
49年	1.16	1.10	1.05	1.03	1.00	0.96	0.92	0.85	0.78	0.76	0.69	0.65	0.90	0.77
50年	0.63	0.61	0.57	0.57	0.55	0.52	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.56	0.56	0.56
51年	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.57	0.58	0.59	0.56	0.54	0.51	0.50	0.57	0.55
52年	0.51	0.50	0.51	0.50	0.48	0.49	0.48	0.46	0.51	0.47	0.46	0.42	0.49	0.47
53年	0.43	0.44	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.46	0.48	0.48	0.50	0.48	0.46	0.49
54年	0.53	0.54	0.54	0.56	0.57	0.57	0.57	0.60	0.62	0.64	0.67	0.67	0.59	0.62
55年	0.66	0.66	0.70	0.72	0.69	0.69	0.66	0.66	0.63	0.63	0.61	0.62	0.66	0.65
56年	0.62	0.63	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.62	0.60	0.60	0.58	0.60	0.61	0.60
57年	0.58	0.58	0.54	0.55	0.57	0.56	0.57	0.56	0.57	0.56	0.56	0.55	0.56	0.56
58年	0.56	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.58	0.59	0.59	0.60	0.63	0.59	0.58	0.60
59年	0.61	0.62	0.62	0.60	0.61	0.62	0.60	0.63	0.65	0.64	0.65	0.66	0.63	0.64
60年	0.67	0.68	0.68	0.68	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.64	0.61	0.63	0.66	0.65
61年	0.64	0.64	0.64	0.62	0.62	0.65	0.62	0.62	0.60	0.63	0.61	0.59	0.62	0.61
62年	0.58	0.59	0.59	0.60	0.60	0.63	0.68	0.68	0.74	0.77	0.79	0.82	0.67	0.73
63年	0.84	0.86	0.87	0.94	0.96	0.96	0.95	0.98	0.96	0.98	1.01	1.02	0.95	0.99
平成 元年	1.04	1.03	1.08	1.07	1.11	1.11	1.07	1.10	1.11	1.13	1.13	1.17	1.09	1.14
2年	1.23	1.26	1.26	1.23	1.22	1.23	1.26	1.24	1.25	1.25	1.29	1.28	1.25	1.26
3年	1.29	1.31	1.34	1.34	1.35	1.38	1.36	1.30	1.30	1.29	1.30	1.27	1.32	1.31
4年	1.27	1.26	1.28	1.23	1.21	1.16	1.15	1.14	1.15	1.13	1.09	1.05	1.18	1.12
5年	1.05	1.04	1.02	0.98	0.96	0.95	0.93	0.94	0.89	0.87	0.84	0.84	0.94	0.89
6年	0.84	0.84	0.84	0.85	0.87	0.86	0.87	0.91	0.90	0.87	0.85	0.88	0.86	0.87
7年	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82	0.83	0.82	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.84	0.84
8年	0.84	0.83	0.84	0.87	0.89	0.91	0.92	0.89	0.88	0.88	0.89	0.89	0.88	0.89
9年	0.91	0.90	0.90	0.89	0.92	0.93	0.93	0.91	0.92	0.91	0.91	0.87	0.91	0.88
10年	0.84	0.82	0.77	0.76	0.73	0.71	0.70	0.70	0.70	0.70	0.69	0.69	0.73	0.70
11年	0.68	0.67	0.67	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.63	0.64	0.64	0.64	0.64
12年	0.64	0.64	0.65	0.67	0.67	0.66	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67
13年	0.67	0.67	0.68	0.68	0.68	0.69	0.67	0.67	0.66	0.64	0.62	0.59	0.66	0.65
14年	0.61	0.63	0.65	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.64	0.63	0.63	0.63
15年	0.62	0.61	0.61	0.62	0.62	0.62	0.63	0.65	0.67	0.71	0.70	0.71	0.65	0.68
16年	0.74	0.73	0.73	0.72	0.74	0.77	0.77	0.76	0.76	0.77	0.79	0.79	0.75	0.77
17年	0.80	0.81	0.83	0.81	0.81	0.81	0.83	0.85	0.87	0.86	0.86	0.88	0.83	0.86
18年	0.90	0.89	0.89	0.90	0.90	0.90	0.89	0.87	0.87	0.88	0.87	0.88	0.89	0.88
19年	0.88	0.89	0.89	0.89	0.90	0.88	0.87	0.87	0.85	0.84	0.85	0.86	0.87	0.87
20年	0.89	0.86	0.89	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.81	0.79	0.78	0.76	0.85	0.78
21年	0.67	0.62	0.58	0.54	0.52	0.53	0.52	0.52	0.53	0.53	0.54	0.53	0.55	0.54
22年	0.54	0.55	0.56	0.59	0.57	0.57	0.61	0.61	0.65	0.67	0.68	0.71	0.61	0.65
23年	0.72	0.73	0.73	0.75	0.75	0.74	0.75	0.76	0.76	0.76	0.76	0.75	0.75	0.76
24年	0.76	0.76	0.78	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.82	0.83	0.85	0.87	0.80	0.83
25年	0.88	0.90	0.90	0.91	0.93	0.95	0.97	0.97	0.98	1.02	1.04	1.08	0.96	1.00
26年	1.07	1.07	1.08	1.08	1.11	1.11	1.12	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.11
27年	1.11	1.14	1.17	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.26	1.28	1.31	1.31	1.22	1.27
28年	1.35	1.35	1.38	1.41	1.45	1.42	1.41	1.42	1.42	1.41	1.40	1.41	1.40	1.42
29年	1.39	1.41	1.45	1.51	1.54	1.52	1.52	1.56	1.55	1.57	1.53	1.56	1.51	1.55
30年	1.56	1.58	1.58	1.59	1.61	1.64	1.64	1.64	1.64	1.63	1.62	1.63	1.61	1.63
令和 元年	1.66	1.66	1.65	1.68	1.68	1.67	1.64	1.63	1.63	1.62	1.62	1.60	1.64	1.60
2年	1.55	1.51	1.47	1.41	1.38	1.35	1.31	1.25	1.22	1.19	1.16	1.17	1.33	1.26
3年	1.19	1.23	1.25	1.29	1.31									

※ 1 季節調整法はセンサス局法II(X-12-ARIMA)による。
なお、令和2年12月以前の数値は新季節指教により改訂されている。

2 年計及び年度計は原数値。

参 考

用語	解説
季節調整値	求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字(原数値)をみるだけでは、その変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからぬいため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」という。 (季節調整値＝原数値 ÷ 季節指数 × 100)
新規求人数	期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。
月間有効求人数	前月から繰越された有効求人(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の「新規求人数」の合計数。
新規求職申込件数	期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。
月間有効求職者数	前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数。
新規求人倍率	新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た数値。
有効求人倍率	有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。
正社員	雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。

ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組（概要）

ハローワークの機能強化を図るため、従来の目標管理・業務改善の拡充、マッチング機能に関する業務の総合評価、評価結果等に基づく全国的な業務改善を、平成27年度から一體的に実施。

PDCAサイクルによる 目標管理・業務改善の拡充

- 就職率等を指標にしたPDCAサイクルによる目標管理を拡充し、業務の質の指標を追加。
地域の雇用の課題を踏まえ重点とする業務に関する指標を追加。
中長期的な就職支援の強化のため、職員の資質向上や継続的な業務改善の取組を推進。

短期的な成果の向上だけでなく
中長期的な業務の質向上・業務改善を図り
就職支援を強化

ハローワークのマッチング機能 の総合評価・利用者への公表

- 業務の成果や目標達成状況等を定期的に公表
→主要指標の実績を毎月、総合評価を年度終了後に公表
- 業務の成果や質、職員の資質向上・業務改善の取組等の実施状況をもとにハローワークの総合評価を実施。
→労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークをグループに分け、その中で比較し評価

- ハローワークごとに実績・総合評価及び業務改善の取組等をまとめ、労働局が公表。
重点的に取り組んだ事項、業務改善を図った事項、業務改善が必要な事項、総合評価、基本統計データ、指標ごとの実績及び目標達成状況などを公表



評価結果等に基づく 全国的な業務改善

- 評価結果等をもとに本省・労働局による重点指導や好事例の全国展開等を実施。
 - 評価結果等をもとに労働局・ハローワークに対する問題状況の改善指導
 - 改善計画を作成、本省・労働局が重点指導（評価期間終了後）
 - 好事例は全国展開（評価期間終了後）

- 労働局は地方労働審議会、本省は労働政策審議会に報告。

総合評価の構成

ハローワークのマッチング機能の総合評価は、全ハローワークで共通する指標による評価と、ハローワークごとに地域の特性等を踏まえ重点的に取り組む業務や継続的な業務改善等に関する評価を総合的に勘案して実施。

総合評価を実施

※所重点指標は、ハローワークごとに、評価対象とする業務・取組を選択

全ハローワークで共通する評価 (全必須指標)

(1) 主要指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち特に中核業務の成果を測定する指標に基づく評価

- 就職件数
- 求人充足件数
- 雇用保険受給者の早期再就職件数

(2) 補助指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する業務の質を測定する指標に基づく評価

- 求人に対する紹介率
- 求職者に対する紹介率

ハローワークごとの重点的な取組の評価 (所重点指標・所重点項目)

(1) 所重点指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する重要業務のうち、地域の雇用に関する課題等を踏まえ、ハローワークごとに重点として取り組む業務に開する指標に基づく評価

- 障害者の就職件数
- 正社員求人件数
- 生活保護受給者等の就職件数 など

(2) 所重点項目に対する評価

中長期的なマッチング機能向上のための、職員の資質向上の取組や継続的な業務改善の取組等の実施状況を評価

- ○ ○ 求職者による事業所訪問の実施
- ○ ○ 求職者担当制の実施
- ○ ○ 職員による計画的なキャリア・コンサルティング研修の受講
- データベースに登録された好事例の水平展開など

令和3年度 全所必須指標及び所重点指標・項目

全ハローワークで共通する評価(全所必須指標)

(1) 主要指標による評価		局	松山	今治	八幡浜	宇和島	新居浜	西条	四国中央	大洲
① 就職件数(常用) 公共職業安定所の職業紹介により常用就職した件数	15,920	6,700	2,050	930	1,370	1,370	1,250	1,410	1,410	840
② 求人充足件数(常用、受理地別ベース) 公共職業安定所の常用求人(受理地ベース)の充足件数	15,500	7,000	1,870	810	1,230	1,330	1,080	1,500	1,500	680
③ 雇用保険受給者の早期再就職件数 基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して 早期に再就職する件数(※令和2年度の実績値を踏まえて 改めて年間目標を設定するため目標参考値となります。)	5,285	2,600	540	240	310	500	455	420	420	220

(2) 極端な状況に対する対応(所重点指標)

ハローワークごとの重点的な取組の評価(所重点指標)

(1) 所重点指標		松山	今治	八幡浜	宇和島	新居浜	西条	四国中央	大洲
① 就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数	938								
② ハローワークの職業紹介により、正社員に結びつけた就職氷河期 世代の就職件数	369	150	50	50	80	80	80	110	30
③ 公的職業訓練の修了3か月後の就職件数	490	89					95.9%		
④ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受 けた重点支援対象者の就職率	95.9%								
⑤ 正社員求人件数	28,904	7,535	2,521	3,368	5,732	3,747	4,413	4,413	2,148
⑥ 正社員就職件数	3,665	1,134	466	620	757	671	792	792	452
⑦ 生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数		150							